

第2編 水害・台風、竜巻等風害 ・雪害対策編

目 次

第2編 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編	
第1章 総 則	1
第1節 本市の気象・地勢・河川等	1
第2節 主な風水害等の概要	3
第3節 災害想定	4
第2章 予 防	7
第1節 防災意識の高揚	7
第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実	10
第3節 防災訓練の実施	14
第4節 避難行動要支援者対策	16
第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備	22
第6節 風水害等に強いまちづくり	24
第7節 土砂災害・山地災害対策	26
第8節 水防体制の整備	30
第9節 雪害等予防対策	32
第10節 農林水産業関係災害予防対策	33
第11節 防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備	34
第12節 情報通信・放送網の整備	35
第13節 避難体制の整備	38
第14節 警察における活動体制の整備	42
第15節 消防・救急・救助体制の整備	43
第16節 保健医療体制の整備	44
第17節 緊急輸送体制の整備	46
第18節 防災拠点の整備	49
第19節 建築物の災害予防対策	52
第20節 インフラ施設等の災害予防対策	53
第21節 危険物施設等の災害予防対策	56
第22節 岩石採取場等の災害予防対策	58
第23節 学校・社会施設等の災害予防対策	59
第24節 航空消防防災体制の整備	61
第25節 自治体・消防・自衛隊等における応援・受援体制の整備	62
第26節 孤立集落の災害予防対策	64
第27節 災害廃棄物等の処理体制の整備	65
第3章 応急対策	66
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	66
第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策	78
第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動	85
第4節 自治体・消防・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請	86
第5節 災害救助法の適用	89
第6節 災害発生時の避難対策	91
第7節 要配慮者の支援	100
第8節 警察における活動体制	102
第9節 救急・救助活動	103
第10節 医療救護活動	105
第11節 緊急輸送活動	106
第12節 物資・資機材等の調達・供給活動	109
第13節 農林水産業関係対策	113
第14節 保健衛生活動	115

第15節	障害物等除去活動.....	122
第16節	災害廃棄物処理活動.....	123
第17節	学校・社会施設等の応急対策.....	126
第18節	住宅応急対策	128
第19節	インフラ施設等の応急対策.....	130
第20節	危険物施設等応急対策.....	134
第21節	広報活動	135
第22節	ボランティアや義援金・寄付金の受入.....	138
第23節	孤立集落の応急対策.....	139
第24節	自主防災活動	140
第4章	復旧・復興	142
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定.....	142
第2節	住民生活の早期再建.....	144
第3節	インフラ施設等の早期復旧.....	150

第1章 総 則

第1節 本市の気象・地勢・河川等

気象状況、地勢、河川などの本市の自然的条件を把握し、効果的な災害対策の実施に資する。

第1 気象の状況

本市の気候は、湿潤温帯気候の太平洋側気候区に属するが内陸型気候に近く、一日の最高気温と最低気温の較差が大きい。高温の年は関東南部よりも高く、このため熱雷が発生しやすく、冬の赤城おろしといわれるからっ風とともに影響を受ける。

降水量は夏季に多く、冬季に少ない。このため降水量の最大値は夏季に偏っており、気象庁観測所（栃木）の統計によると、1時間降水量、24時間降水量、月降水量の最大値は8月又は9月に発生している。

観測所	日最大1時間降水量	日最大降水量	月最大降水量	年最大降水量
栃木	71.0 mm (1987/8/18)	299.0 mm (2015/9/9)	521.5 mm (2015/9)	1,923 mm (1988)

（令和3年12月現在、気象庁資料）

第2 地勢の状況

1 地形

本市の地形は大きくは、中央部から東部にかけての平地と北部の山岳地帯、西部の山地、南部の低湿地帯に分けられ、山地から平地、低湿地までさまざまな地形が分布する。

北部の山岳地帯には、大倉山(455m)、谷倉山(599m)、三峰山(605m)等の山々がそびえ、西部には、太平山(341m)、晃石山(419m)、馬入山(345m)、三轟山(229m)等の山々が連なる。

市域南端の渡良瀬川と利根川の合流地点付近は県内の最低標高(海拔12.1m)となり、他の河川の合流もあって低湿地帯である渡良瀬遊水地を形成している。

2 地質

栃木県は地質構造区分上、足尾帯に属しており、足尾・下野・八溝の3つの構造山地を形成している。これらの基盤岩に中生代後期の火成岩類が貫入している。構造山地に形成された構造盆地には、グリーンタフ変動期の火山性堆積物が厚く累積している。これらは、いずれも造山運動の影響を受け複雑な構造を呈している。この火成岩類の上位には第四系の堆積物が累積している。

本市の地層は、最も新しい地質時代である新生代第四紀の地層（沖積層）で構成される。

第3 河川・砂防・治山の状況

1 河川

市の中央部から東南にかけては広大な関東平野が開け、市内には巴波川、思川、永野川、赤津川、渡良瀬川等の河川が流れている。代表的河川の概要は、次のとおりである。

（1）巴波川

栃木地域川原田町に端を発して市内中央部を貫流し、太平地域東部から小山市西部を経て渡良瀬川に合流している。市の代表河川であり栃木地域発展に歴史的役割を果たし、商品の輸送及び沿岸のかんがい用水として利用されてきた。現在もかんがい用水及び防火用水として大きな役割を担っている。

（2）思川

粕尾山系に源を発し、各支流を集めて南下し、市東部で前日光より流れる黒川及び鞍掛山南東より流れる姿川に合流する。市内を流れ、小山市内を経て県南部で渡良瀬川に合流する利根川水系で、市東部及び以南の水田のかんがいに利用されている。

(3) 永野川

永野の深峡に発し、栃木地域梅沢、尻内の山峡より吹上西部山麓を流れ、栃木地域菌部、片柳地内を経て太平地域を貫流し、小山市中里付近にて巴波川に合流している。

(4) 赤津川

永野川の支流で西方地域真名子の峡谷を源として、吹上伊吹山の東麓を流れ、永野川緑地公園付近で永野川に合流する。

(5) 渡良瀬川

北関東を流れる利根川水系利根川支流の一級河川で、流域面積は利根川支流の中では最大である。本市では、藤岡地域内を流れ、渡良瀬遊水地に入り巴波川、思川を併せる。

2 砂防

渡良瀬川流域の地質は脆弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質があり、豪雨、台風等に見舞われると山腹、溪流の岸は崩壊を起こし、土砂災害を引き起こすとともに、多量の土砂を下流に押し流すこととなる。

産出された土砂は、溪流が平地に達する所を脱すると扇状地を形成し、その発達に伴い、河道が変わるため、堤防を造ることにより河川の流れを一定の幅に限定し制約している。

しかし、上流から年々多量に流送されてくる土砂は、河床を上昇させ洪水流の流れを妨げ、河川流水の断面積不足による堤防の決壊の原因となり、市民の生活を脅かしている。

また、最近の都市化や各種開発に伴い、平坦地や丘陵地においても土砂災害の危険性が高くなっている。

3 治山

本市の山岳部は、足尾山系の山々が連なっているが、崩壊しやすい所が多く、山腹、溪流の荒廃地が各所に点在し、山地災害危険地区は113箇所には達している。

これらの山地から産出される土砂は、大雨等によって溪流に流出し、土砂災害を引き起こすとともに、下流地帯の洪水氾濫の原因となり、林地、農地、宅地、公共施設等に多大の被害を及ぼすことがある。

第4 豪雪地帯の状況

本市には豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」の指定はなく、雪崩危険箇所も把握されていないが、雪害対策が脆弱なため少ない降雪でも工作物や農業用施設等に被害が生じることがある。

第2節 主な風水害等の概要

過去に本市に被害を及ぼした主な水害・台風等の概要を把握し、的確な災害対策に資する。

本市の風水害の履歴をみると、台風による土砂災害、浸水被害等に見舞われており、今後もこうした被害が発生する危険性を有している。

第1 水害・台風

本市で発生した自然災害は、主として台風や集中豪雨によるものが多く、特に、市南部の渡良瀬川と思川合流地点は、渡良瀬遊水地と渡良瀬川及び思川等を排水先とする低平地であることから、台風等の大雨時には堤防が決壊し、大洪水が発生している。

1947(昭和22)年9月に発生したカスリーン台風は、1都5県（群馬、埼玉、栃木、茨城、千葉、東京）において、死者1,100人、家屋浸水303,160戸、家屋の倒半壊31,381戸の甚大な被害をもたらした。本市においても、巴波川、渡良瀬川、新川等が決壊し、死者、家屋の流出倒壊や浸水、田畑の浸水等の大きな被害が出た。

近年の被害をみると、平成14年7月の台風第6号による大雨では、市内の一部の地域で河川が氾濫し、道路が冠水した。

平成23年7月の台風第6号は、県南西部を中心に大雨をもたらし、本市でも日降水量の7月の極値を更新したほか、土砂災害警戒情報が発表された。同じく同年9月の台風第12号においても、大雨により、土砂災害警戒情報や渡良瀬川下流部洪水予報（氾濫注意情報）が発表された。

同年9月の台風第15号では、県内全域で雨量が多くなり、本市でも大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報を始め、永野川、思川、渡良瀬川において洪水予報（氾濫注意情報）が発表された。また、市内4箇所に避難勧告も出された。

平成27年9月の関東・東北豪雨では、台風第18号や前線の影響で多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、栃木県内でも日光地域で数時間にわたり非常に激しい雨が継続した。栃木市内においても9月7日夕方から11日朝にかけての総降水量が400mmを超え、巴波川、赤津川が氾濫したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など多数の被害が発生した。

令和元年東日本台風（台風第19号）では、降り始めから10月12日一日の降水量が、平井町の観測所で298mm、鍋山町の観測局では422mmなどを記録し、永野川の複数箇所からの越水や決壊、巴波川、赤津川、三杉川等の氾濫、山間部における19か所の土砂崩れなどが発生した。また、死者1名及び8,000棟を超える住家が被害を受けるなど、甚大な被害が発生した。

＜資料2-1 災害履歴（風水害の発生状況）＞

第2 竜巻等風害

平成24年7月に市内でダウンバーストと推定される突風が発生し、一部地域で家屋や農業用施設、小学校校舎に被害が発生した。

平成24年5月6日に県東南部で発生した竜巻は市内への影響はなかったものの、真岡市、益子町、茂木町において負傷者が発生し、多くの建物や農業施設、学校施設等に甚大な被害をもたらした。

竜巻被害の特徴として、短時間で狭い範囲に集中し、個々の被害箇所の破損程度が激しいことが挙げられる。また、竜巻は突発的に発生するため警戒が困難であるが、気象庁が作成する「竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について」や「竜巻から身を守ろう！～自ら身を守るために～」を参考に対応する必要がある。

第3 雪害

平成26年2月14日から15日にかけての大雪では、西日本から北日本の広い範囲で雪となり、特に関東甲信地方では記録的な大雪となった。宇都宮市でも32cmの積雪を観測し、栃木県内においても多くの人的被害、住家被害が発生した。栃木市内でも多くの被害が発生し、テラスやカーポート、農業用施設等の損壊のほか、市内の広い範囲で停電が発生した。

第3節 災害想定

洪水、土砂災害等の災害想定、危険箇所等の概要を把握し、的確な災害対策に資する。

第1 洪水

1 洪水浸水想定区域図

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定している河川について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）によって河川が氾濫した場合の浸水区域（洪水浸水想定区域）を指定している。本市に影響が想定されている河川と浸水と想定区域の状況は、次のとおりである。

全般的に浸水深は3.0m未満、浸水継続時間は3日未満の区域が多いが、藤岡地域では浸水深3.0m以上、浸水継続時間1週間以上の区域が多い。

河川管理者	対象河川	想定条件	洪水浸水想定区域の状況
国土交通省	利根川	八斗島（群馬県伊勢崎市）上流域の72時間総雨量491mm	藤岡地域の南部において0.5～3.0m未満の区域が分布しているほか、3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
	思川		藤岡地域の巴波川左岸において、5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
	巴波川		大平地域の南部において5.0m未満の浸水、藤岡地域の西部において5.0m以上の浸水が想定されている。
	渡良瀬川	渡良瀬川流域、高津戸（群馬県みどり市）上流の72時間総雨量812mm	藤岡地域において、5.0～10.0m未満の浸水が広範囲に想定されている。
	秋山川		岩舟地域の一部に5.0m未満の浸水、藤岡地域の一部に5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
栃木県	思川	乙女上流の48時間総雨量619mm	西方地域、都賀地域、栃木地域で、0.5～3.0m未満、3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。また、藤岡地域の河川沿いにおいては、5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。なお、西方地域、都賀地域、栃木地域の市街地においても、0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。
	黒川	思川合流上流の24時間総雨量623mm	栃木地域の河川沿いの一部に0.5m未満、都賀地域の河川沿いの一部に0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。
	巴波川	巴波川流域の24時間総雨量630mm	栃木地域、大平地域の巴波川沿いにおいて、0.5～3.0m未満、市街地においては、0.5m未満の浸水が想定されている。また、藤岡地域においては、3.0～5.0m未満、5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
	永野川	永野川流域の2日間総雨量811mm	栃木地域（北部川沿いは0.5～3.0m未満）、大平地域の永野川沿い及び河川から離れた東側の広範囲に、0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。また、藤岡地域の南部において、0.5～3.0m未満の区域が分布しているほか、3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
	秋山川	秋山川流域の24時間総雨量662mm	岩舟地域（佐野市との行政境付近）の一部に0.5m未満の浸水が想定されている。

<資料3-1 洪水浸水想定区域図（河川別）>

2 浸水リスク想定図

県は、水防法の洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川以外の主な中小河川について、想定最大規模降雨に伴う洪水により越水、溢水した場合に想定される浸水状況を予測し、浸水リスク想定図として公表している。本市に影響が想定されている河川の浸水想定区域の状況は、次のとおりである。

浸水深は概ね0.5～3.0m未満であるが、三杉川や永野川の流域では限られた範囲で5.0～10.0m未満の浸水深となるほか、藤川ではまとまった範囲で3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。

河川管理者	対象河川	想定条件	洪水浸水想定区域の状況
栃 木 県	小藪川	小藪川流域の24時間総雨量690.0mm	都賀地域の思川左岸の一部で、3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
	三杉川	三杉川流域の24時間総雨量683.4mm	岩舟地域の河川沿いの低地を中心に浸水が想定されており、特にJR両毛線北側の一帯で3.0～5.0m未満の浸水が想定されており、一部では5.0～10.0m未満に達する。
	柏倉川	柏倉川流域の48時間総雨量811mm	栃木地域の河川沿いに最大で3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
	永野川	永野川流域の48時間総雨量811mm	栃木地域の河川沿いに浸水が想定されており、一部では5.0～10.0m未満に達する。
	赤津川	赤津川流域の24時間総雨量690mm	西方地域及び都賀地域の一部に最大で5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
	藤川	藤川流域の48時間総雨量811mm	栃木地域の河川沿いを中心に浸水が想定されており、特に下流側の永野川合流点地点で広い。東北自動車道の北側一帯では浸水深が最大で3.0～5.0mに達する。

＜資料3-2 浸水リスク想定図（河川別）＞

3 重要水防箇所

市内には、洪水時に越水や漏水などの危険があり、水防活動が必要な箇所として把握された重要水防箇所が100箇所近く存在する。詳細は栃木市水防計画別表による。

	重要度A	重要度B	要注意区間	合計
国管理河川区間	0箇所	80箇所	5箇所	85箇所
県管理河川区間	19箇所	2箇所	0箇所	21箇所
合計	19箇所	82箇所	5箇所	106箇所

（令和3年度栃木市水防計画）

第2 土砂災害危険箇所

市内にはがけ崩れ、土石流、地すべりの危険箇所として把握された土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が700箇所以上あり、これらは市北部の山地に集中して分布する。

土砂災害警戒区域の状況

	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
土砂災害警戒区域	310箇所	321箇所	1箇所	632箇所
うち特別警戒区域	307箇所	225箇所	0箇所	532箇所

（令和3年9月7日現在、栃木県県土整備部）

山地災害危険地区の状況

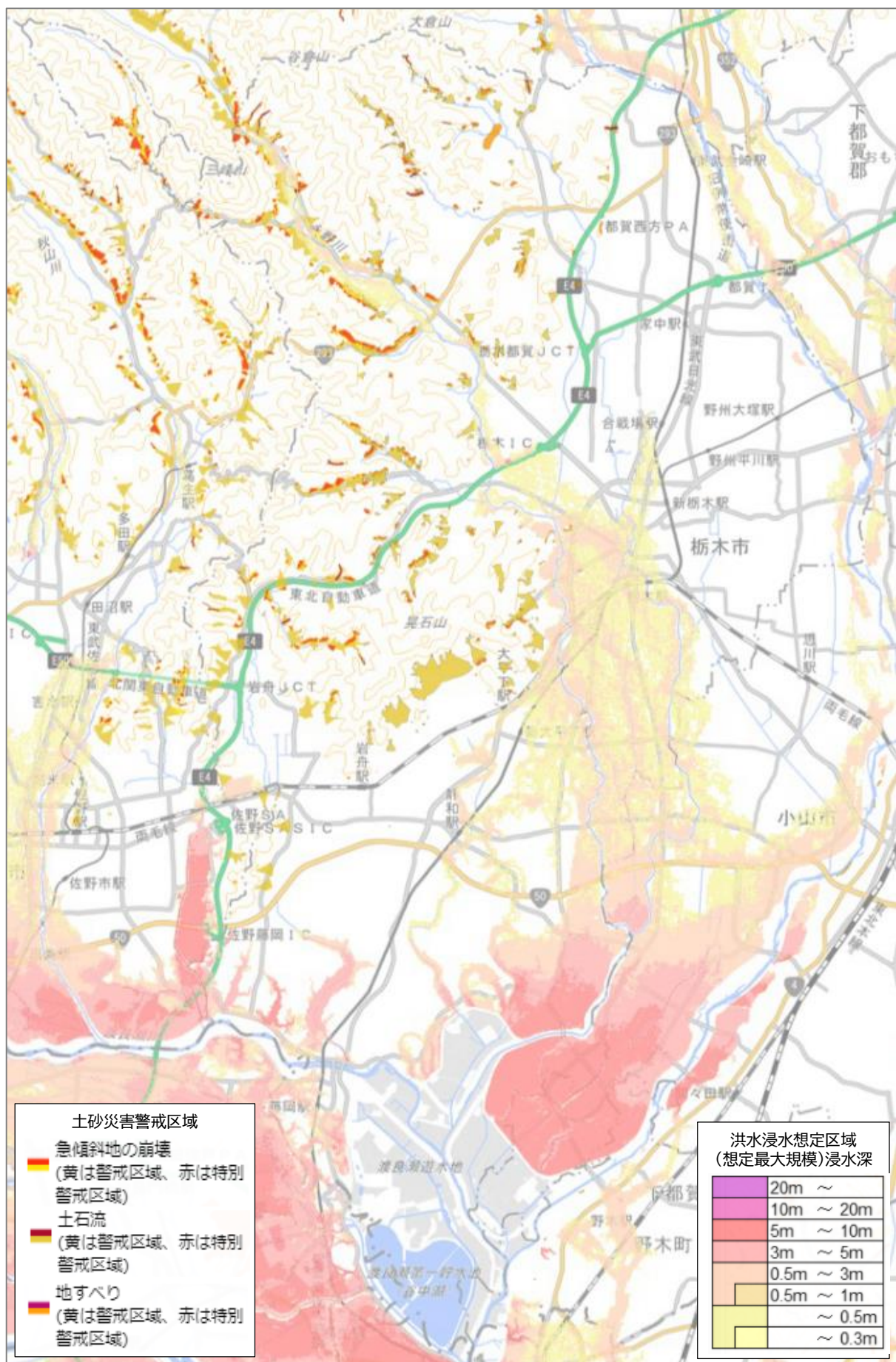
	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	合計
山地災害危険地区	54箇所	59箇所	0箇所	113箇所

（令和元年10月1日現在、栃木県環境森林部）

＜資料3-3 災害危険箇所数一覧＞

＜資料3-4 山地災害危険地区一覧＞

＜資料3-5 土砂災害警戒区域一覧＞



洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の分布
(国土交通省「重ねるハザードマップ」令和3年12月)

第2章 予 防

第1節 防災意識の高揚

市、県及び防災関係機関は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 市民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

「自らの命は自ら守る」ことは防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけ、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。

市（総合政策部）、県（県民生活部）及び防災関係機関は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）が作成する「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

2 防災知識の普及啓発推進

市（総合政策部）、県（県民生活部）及び防災関係機関は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、市（総合政策部）は、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

普及啓発に当たっては、台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とし、避難情報の発令等に着目したタイムラインを活用し、職員、市民等にタイムラインに沿った避難行動を周知する。

また、洪水予報河川（利根川、渡良瀬川、思川、黒川、永野川、秋山川、巴波川）及び水位周知河川（秋山川、巴波川）の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域並びに最新の土砂災害警戒区域の指定箇所に対応した栃木市防災ハザードマップ、その他中小河川の浸水リスク想定図を活用し、洪水、土砂災害に対する緊急避難場所や風水害に対する避難行動を普及する。特に近年では、線状降水帯による集中的な豪雨による被害報道も多くみられることから、時事的な話題として市民の防災意識を汲み取った啓発に努める。

（1）普及啓発事項

- ア 災害についての知識とその特性
- イ 地域の危険箇所等
- ウ マイタイムラインの作成、警戒レベルとそれに応じて市民がとるべき行動
- エ 要配慮者の避難行動
- オ 家庭における防災対策
- カ 自主防災組織等における防災対策

（2）普及啓発活動

- ア 主な普及啓発活動
 - ・防災講演会・講習会・出前講座等の開催
 - ・ハザードマップ、防災パンフレット、ちらし等の配布
 - ・テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施
 - ・ホームページやメールによる防災情報の提供
 - ・防災訓練の実施の促進

- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

イ 消防団員（水防団員）、自主防災組織等による普及啓発活動の促進

市（総合政策部）及び消防本部は、消防団員（水防団員）、自主防災組織等による地域の巡回指導を促進する。また、重要水防箇所、災害危険箇所・区域、食料・飲料水の備蓄、風水害等発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

ウ 県消防防災総合センターの活用

県（県民生活部）は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として県消防防災総合センター（栃木県防災館）を宇都宮市に設置している。

市（総合政策部）は、広報紙等を通じて当該施設を周知し、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

エ 効果的な防災教育の提供

市（総合政策部）は、防災・減災知識の普及に当たってインターネットなどのＩＣＴ技術を活用して災害情報を積極的に発信する。

（３）啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・防災とボランティア週間（１月15日～１月21日）
- ・水防月間（５月１日～５月31日）
- ・山地災害防止キャンペーン（５月20日～６月30日）
- ・がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
- ・土砂災害防止月間（６月１日～６月30日）
- ・防災週間（８月30日～９月５日）
- ・とちぎ防災の日（３月11日）

第２ 児童生徒及び教職員に対する防災教育

本章第23節第１の３に準ずる。

第３ 職員に対する防災教育

１ 講習会等の開催

市（総合政策部）、県及び防災関係機関は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

＜市職員の主な教育事項＞

- （１）気象予警報、洪水や土砂災害、竜巻等突風、災害危険箇所等災害に関する知識
- （２）災害に対する予防、応急対策に関する知識
- （３）災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
- （４）市防災行政無線等通信施設の利用方法
- （５）その他災害対策上必要な事項

２ 出水期前の点検

市（各部局）は、毎年出水期前に各種マニュアルの確認を行い、関係部局・班による役割分担の確認、事前打ち合わせを実施するほか、出水期前の初動に関する防災関係会議等において、消防団関係者も含めて情報共有体制を確認する。

また、各部班の所掌事務の個別マニュアルが未整備のものについて各部班において整備するとともに

に、既存のマニュアルについても点検、修正する。

市（保健福祉部）は、市の保健師の配置や活動調整、県への応援保健師の派遣要請を円滑に行えるよう「栃木市保健師災害時対応マニュアル」の点検を行う。

3 重点事案・横断的な組織対応の検討

市（各部局）は、災害の状況、段階に応じて想定される重点事案、横断的な組織で対応する必要がある事案を整理し、複数の部班の職員からなる特別チームの編成や対応方法を検討しておく。

4 技術職員の確保

市（都市建設部、上下水道局、産業振興部）は、災害査定への対応など災害復旧を円滑に実施するため、技術職員が不足する中においても、災害復旧技術の継承を図るなど災害復旧に対応できる職員の確保に努める

5 被災者生活再建支援システム操作研修

市（総合政策部）は、災害時に速やかに被災者台帳を作成できるよう、被災者生活再建支援システムの操作研修等を担当職員に対して定期的に実施し、被災者名簿の様式、作成方法、作成担当等の確認に努める。

6 国・県との被災者支援制度の連携

市（各部局）は、国及び県が所管する被災者支援制度について、災害時の混乱の最中にも円滑な連携がとれるよう、支援制度の運用について平時から連携方法等を確認するよう努める。

第4 防災に関する調査研究

災害は広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策に当たっては高度な知識と技術が要求される。

市（総合政策部）、県及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第5 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市（各部局）は、防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第6 言い伝えや教訓の継承

市（総合政策部、教育委員会）、県及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第7 職員防災研修への参加促進

市（総合政策部）は、災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために県が開催する市職員向けの研修会に職員を参加させる。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助・互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

1 自主防災組織

市では、地域における自主防災組織を育成するため、補助金制度により自主防災組織設立等の支援を行っている。しかし、令和3年10月現在、市内470自治会のうち自主防災組織を設立しているのは74自治会（65団体）で、組織率*は17.4%となっている。今後も組織率100%を目指し、情報提供や制度の周知等の積極的な支援を行い、自主防災組織の育成を促進する必要がある。

また今後は、活動のマンネリ化や市民の意識不足、組織役員の高齢化など、組織結成後のフォローにも努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける必要がある。

※組織率＝自主防災組織を設立している自治会の世帯数÷全世帯数

2 消防団

本市の消防団は、32分団42部体制となっている。今後、地域の消防力のさらなる向上を図る上で、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数は定員を下回っている状況にあり、また、将来的には団員の高齢化の進行も予想されることから、団員の確保と活動の活性化が課題である。

消防団の現況

所属名	定員	実員	充足率
団本部	7人	7人	100%
女性分団	20人	18人	90%
本部分団	48人	39人	81%
栃木地域	401人	396人	99%
大平地域	121人	120人	99%
藤岡地域	136人	135人	99%
都賀地域	89人	89人	100%
西方地域	83人	82人	99%
岩舟地域	116人	114人	98%
計	1,021人	1,000人	98%

（令和3年版消防年報）

第2 個人・企業等における対策

1 市民個人の対策

市民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

市（総合政策部）及び県（県民生活部）は、本章第1節第1のとおり、市民に対する防災意識の高揚を図る。

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市（総合政策部、産業振興部）及び県（県民生活部、産業労働観光部ほか）は、事業継続計画（BCP）を策定する上で必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供など、民間企業の事業継続に向けた取組を積極的に支援する。

さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

第3 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の役割

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき市民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもと、市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）をつくり、平常時から地域を守るために各種手段を講じる。また、災害発生時には、連帯して活動を行う。

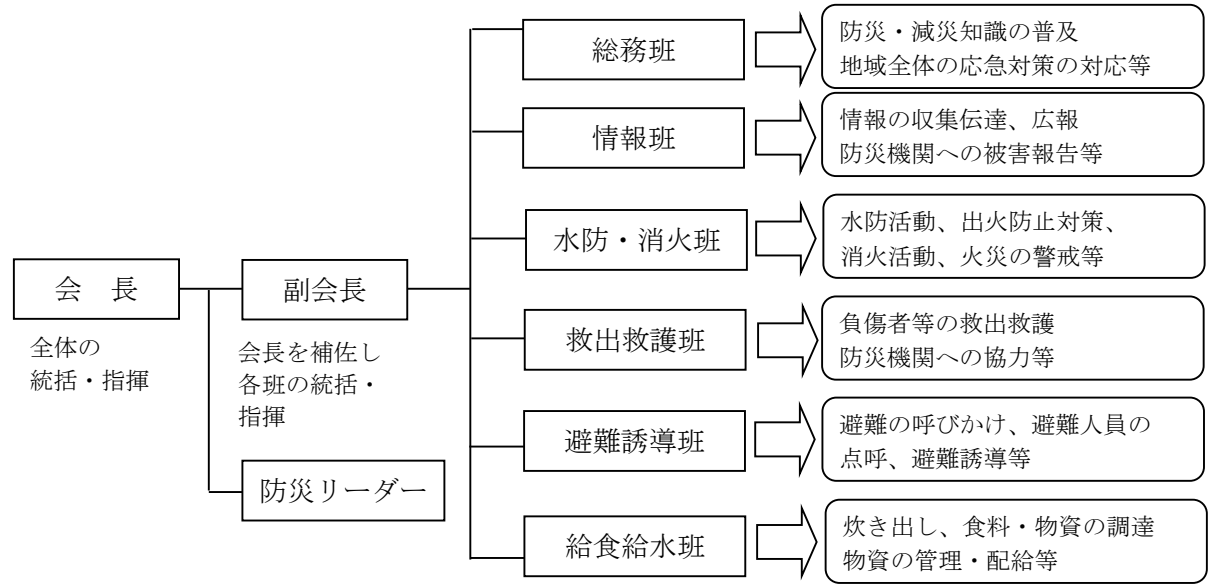
2 自主防災組織の育成・強化

(1) 自主防災組織の内容

基本的には、既に結成されている自治会等の組織を活かした編成とし、担当者（防災リーダー）を設けることが多いが、自治会という考えにとらわれず自主防災組織の役員と自治会の役員は別に決めるなど柔軟な配置を行い、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

また、本部組織として、総務班、情報班、水防・消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を設置する。

自主防災組織の組織編成例



自主防災組織の活動内容

平常時の活動		災害時の活動	
ア	地域住民への防災・減災意識の普及活動	ア	情報収集・伝達活動（連絡及び通報）
イ	防災巡視・防災点検	イ	救出・救護活動
ウ	防災用資機材の整備・点検	ウ	初期消火活動・水防活動
エ	防災訓練実施と訓練結果の不備改善	エ	避難誘導・避難所運営
オ	地域コミュニケーションの確保	オ	給食・給水活動

（２）組織化及び活性化の促進

市（総合政策部）は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

なお、自主防災組織の育成や資機材の整備に当たっては、県の支援（財政的補助等）を活用する。

- ・ 自主防災組織への資機材の整備支援
- ・ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・ 普及活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）
- ・ 定期的な研修会によるリーダーの育成
- ・ 消防団との連携
- ・ 多様な世代が参加できる環境整備
- ・ 地域コミュニティによる防災体制の充実 等

（３）商店会等の地域団体の活用

市（総合政策部）は、町内会、自治会等の他、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

第４ 消防団の活性化の推進

消防本部は次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- ・ 消防団充実強化策の推進
- ・ 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・ 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- ・ 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報 等

第５ 婦人防火クラブの育成・強化

消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、次により婦人防火クラブの育成・強化を推進する。

- ・ 地域で主催する防災訓練への参加
- ・ 講習会、映画会、研修会等の開催
- ・ 各家庭における防火、防災に関する管理の徹底
- ・ 各種防災組織及び地域住民との協力体制の確立

第６ 災害関係ボランティアの環境整備

１ 一般ボランティア

市（保健福祉部）は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティア活動の環境整備

市（保健福祉部）及び栃木市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施 〈栃木市社会福祉協議会〉
- ・災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施 〈栃木市社会福祉協議会〉
- ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施 〈市、栃木市社会福祉協議会〉
- ・ボランティア団体の育成、支援 〈市、栃木市社会福祉協議会〉

(2) 行政とボランティア団体等との連携

市（保健福祉部）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、栃木市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図る。

ア 本計画での栃木市社会福祉協議会との連携及び市災害ボランティアセンターの設置方針等の明記

イ 市災害ボランティアセンター情報の市域での集約と市民への情報提供方法の確立

第7 人的ネットワークづくりの推進

市（総合政策部、保健福祉部）は、県（県民生活部、保健福祉部）の協力を得て、消防、県警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人防火クラブ等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第8 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

市防災会議は災害対策基本法第42条第3項に基づき、一定の地区の市民等から提案された地区防災計画を災害対策基本法に基づいて市地域防災計画に位置付ける必要があるか判断する。

また、市（総合政策部）は、地区防災計画策定が進むよう、計画策定を目指す団体等を支援し、計画づくりを促進する。

第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や市民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定して応急対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練などさまざまなものがある。

市では、これらの訓練計画を作成するとともに訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備するとともに、これらを踏まえた上で、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。さらに、訓練を実施する際、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、日本語の理解が十分でない外国人等）に十分配慮し、地域における支援体制が整備されるよう努める必要がある。

このため、市は訓練計画を定めてさまざまな訓練を実施し、訓練の実施後にはその評価や課題等を踏まえ、必要に応じ初動体制等の改善を図る。

第2 防災訓練

1 防災訓練に当たっての留意事項

- (1) 市は、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果を得られるように、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなどの実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 市は、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。
- (3) 市は、災害時の応急対策活動に果たす市民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等市民の参加を求める。
- (4) 市は、訓練の実施に当たっては、令和元年東日本台風（台風第19号）の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。
- (5) 自主防災組織等市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

2 市民参加の防災訓練

(1) 総合防災訓練

市（総合政策部）は、本計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

実施に当たっては、災害経験、地域特性、環境の変化に配慮して実践的な状況を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を定期的に実施する。

その他、広く自主防災組織等地域住民の参加を求め、自主防災組織等住民は、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

- ・職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
- ・情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ・水防訓練
- ・土砂災害に係る避難訓練
- ・救出・救助訓練

- ・避難誘導、避難場所・救護所設置運営
- ・炊き出し訓練
- ・応急救護、応急医療訓練
- ・ライフライン応急復旧訓練
- ・警戒区域の設定、交通規制訓練
- ・支援物資・緊急物資輸送訓練
- ・ヘリコプターやドローンを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ・避難行動要支援者避難支援訓練
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練

3 市民、自主防災組織、事業所等の訓練

市（各部局）は、防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- ・情報伝達訓練
- ・避難訓練、避難誘導訓練
- ・救出・救護訓練
- ・避難所開設・運営訓練
- ・避難行動要支援者避難支援訓練 等

第3 防災図上総合訓練

市（総合政策部）、防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に繰り返し実施する。また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- ・特に発災初動時における迅速かつ的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込む。
- ・実際に避難所を開設し市民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- ・訓練実施地のハザードマップ及びより実態に則した被害想定等を考慮する。

第4 非常招集訓練

市（総合政策部）は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

第5 通信訓練・情報伝達訓練

市（総合政策部、各部局）、防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第6 水防訓練

水防管理団体（市（総合政策部））は消防本部と協力し、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団（消防団）の参加を得た水防訓練を栃木市水防計画に基づいて毎年実施する。

第7 土砂災害防災訓練

市（総合政策部、保健福祉部、子ども未来部、教育委員会）は、県等と連携し、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による市民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と市民の防災意識の高揚を図る。

第4節 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

第1 現状と課題

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、本市においても増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。

最近の大規模災害では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られ、避難行動要支援者への支援を一層強化する必要がある。

高齢者・外国人の人口推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
65歳以上	46,762人	47,643人	48,431人	48,934人	49,559人
75歳以上	22,136人	22,656人	23,118人	23,677人	23,948人
外国人住民	3,484人	4,029人	4,363人	4,361人	4,350人

（高齢者：各年3月末日現在、総合政策課）（外国人：各年12月末日現在、栃木県外国人住民数現況調査）

第2 地域における安全性の確保

市は災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供する。

また、自治会や自主防災組織等と関係機関との連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

1 地域支援体制の整備

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するために、保健福祉部長を班長に、保健福祉部及びこども未来部の各課により、「栃木市避難行動要支援者支援班」（以下「支援班」という。）を設置する。

支援班は、自治会を中心に地域組織と連携、協力して避難行動要支援者の支援活動を推進する。

支援班と地域との関係

支援班		消防署、警察署
		（市民組織）自治会、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、地区社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団 等
		（福祉関係機関）介護支援事業者、社会福祉施設
		医療機関

2 避難行動要支援者の把握及び情報の共有

（1）避難行動要支援者名簿の作成

市（保健福祉部）は、次の措置を講じる。

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

イ 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、栃木市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、個人情報の提供に関する拒否の意思表示があった場合は、平常時における自主防災組織等への提供は行わ

ない。

ウ 避難行動要支援者は、次の要件に該当するものとする。

(ア) 要介護認定3以上を受けている者

(イ) 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く。）

(ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

(オ) 市の生活支援を受けている難病患者

(カ) その他支援の必要があるもの

エ 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者に関する次の事項を記載又は記録する。

(ア) 氏名 (イ) 生年月日 (ウ) 性別 (エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先 (カ) 避難支援等を必要とする事由 等

オ 避難行動要支援者名簿の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

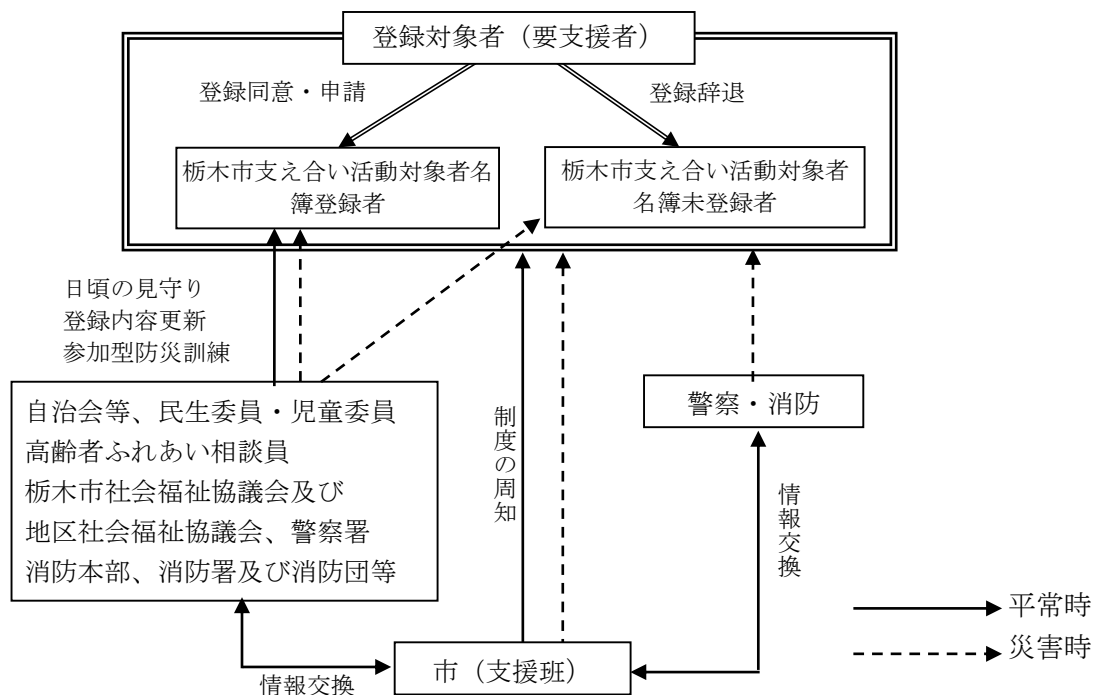
カ 個人情報適正に管理するため、名簿情報の提供に当たっては栃木市個人情報保護条例等の関係法令を遵守する。

キ 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について配慮するよう努める。

ク 避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 栃木市支え合い活動対象者名簿の作成

市（保健福祉部）は、次の措置を講じる。



栃木市支え合い活動の体系

<資料4-1 栃木市地域支え合い活動推進条例>

ア 風水害や地震等の大規模な自然災害が発生したとき、地域の住民が協力して要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行われるよう平時からの地域支え合い活動を推進するために、「栃木市支え合い活動対象者名簿」を作成する。

イ 栃木市支え合い活動対象者名簿を作成するために、対象者や地域支え合い活動を行う者から調

査を行い必要な情報を収集する。

ウ 市民への広報や民生委員・児童委員、ふれあい相談員などの地域支え合い活動を通して、栃木市支え合い活動対象者名簿の周知及び名簿登録への推進を図る。

エ 栃木市支え合い活動対象者名簿は、対象者の同意を得たものについては、自治会等、民生委員・児童委員、ふれあい相談員、栃木市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、警察署、消防本部、消防署及び消防団でも共有する。ただし、自治会等及び地区社会福祉協議会については、平常時の地域支え合い活動を行う場合に限る。

オ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、対象者の同意なく支援を行う団体及び警察署、消防本部などの関係機関に栃木市支え合い活動対象者名簿を提供することができる。

カ 栃木市支え合い活動対象者名簿の提供を受けた団体等は、情報の漏洩等がないよう最善の注意を払い管理する。

(3) 避難行動要支援者名簿の整合

市（総合政策部、保健福祉部）は、避難行動要支援者名簿と栃木市支え合い活動対象者名簿の整合を図る。

(4) 個別避難計画の作成

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者名簿を活用し、今後、災害対策基本法による個別避難計画を整備する。また、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

3 情報伝達体制の整備

市（保健福祉部）は、視聴覚障がい等により情報収集が困難な避難行動要支援者に対して確実に情報を提供するために、障がい特性や状況に応じた情報伝達手段の方法や機器を選択すると共に、必要に応じて手話通訳や要約筆記奉仕員及びガイドヘルパーの派遣等の協力によりきめ細かい対応に努める。

また、市（総合政策部）は、外国人に、通訳・翻訳協力者を派遣できるよう努める。

4 防災知識の普及・啓発

(1) 広報の充実

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者参加型防災訓練の実施

市（総合政策部、保健福祉部）は、自治会、自主防災組織等の防災訓練に合わせ、避難行動要支援者と避難支援等関係者が一緒に参加して、安否確認や避難誘導等を経験する、実践的な避難行動要支援者参加型防災訓練の実施に努める。

5 一人暮らし高齢者、障がい者対策の推進

(1) 緊急通報システム等の整備

市（保健福祉部）は、災害時における一人暮らし高齢者や障がい者の安全確保を図るため、緊急通報装置の普及を促進する。

(2) 家庭訪問等

市（保健福祉部）は、一人暮らし高齢者や障がい者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、家庭訪問等により防災・減災知識の普及・啓発に努める。

6 福祉避難所の整備等

市（保健福祉部）は、指定福祉避難所（本章第13節第1の4参照）に指定した施設について、保健福祉設備や災害時における災害対策本部（福祉救援班）との連絡や各種支援を円滑に行える体制を整

備する。

また、民間福祉避難所としての協力が可能な民間社会福祉施設との協定を締結するとともに、災害時における要配慮者の受け入れについて運営体制を整備する。

＜資料4-3 災害時応援協定に基づく民間の福祉避難所＞

＜協定集 4. 要配慮者関係＞

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 防災体制の整備

社会福祉施設の管理責任者は、災害発生の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、必要に応じて市民の協力が得られるよう、その協力体制を確立しておく。

2 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

市（保健福祉部）は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

市（保健福祉部）は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、市立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

(3) 幼稚園・保育園

市（こども未来部）は、幼稚園・保育園等の管理責任者に対し、災害時における乳幼児安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

3 非常災害に関する計画の作成

市（保健福祉部、こども未来部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。また、特別養護老人ホームについては、管理宿直員を配置するよう要請する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

市（総合政策部、保健福祉部、子ども未来部）は、社会福祉施設との通信手段を確立し、災害時に必要な情報を連絡できる体制を確保する。

4 社会福祉施設機能の弾力的運用

市（保健福祉部）は、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

5 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等

市（総合政策部、保健福祉部、こども未来部、教育委員会）は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、本計画資料編にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝

達方法等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、水防法第15条の3及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第8条の2に基づく避難確保計画の作成について支援する。

<資料4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設>

6 防災教育・訓練の充実

市（保健福祉部、こども未来部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的を実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

市内の社会福祉施設数

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
保育園	15	障がい児通所支援事業所	20
児童館	6	障がい児入所施設	29
認定こども園	18	療養介護	1
地域子育て支援センター	12	自立訓練（生活訓練）事業所	3
小規模保育施設	4	就労定着支援事業所	2
ファミリー・サポート・センター	1	就労継続支援事業所 A型	3
養護老人ホーム	1	就労継続支援事業所 B型	22
特別養護老人ホーム	21	障がい者等地域活動支援センター	4
介護療養医療施設	1	短期入所事業所	16
ケアハウス	1	共同生活援助事業所	15
グループホーム	16	障がい者支援施設	5
老人福祉センター等	7		
		合計	223

（令和3年7月現在、福祉総務課）

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市（施設所管部局）は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、高齢者及び障がい者等に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

市（施設所管部局）は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第5 外国人に対する防災対策

1 外国人への防災知識の普及

市（総合政策部、生活環境部）は外国人に対して、多言語による自らの広報媒体への防災啓発記事の掲載や防災啓発パンフレットの作成・配布等、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急

連絡先等の情報提供を推進する。

また、市（総合政策部）は、外国人に配慮し、日本産業規格（J I S）に基づく災害種別一般図記号を使用した避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化に努める。

2 地域等における安全性の確保

市（総合政策部、産業振興部）は栃木市国際交流協会と連携し、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- ・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想させることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- ・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- ・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保

県（産業労働観光部）は、災害時に外国人に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、（公財）栃木県国際交流協会が行う災害時外国人サポーター（通訳・翻訳等のボランティア）及び災害時外国人キーパーソン（災害情報について外国人住民に対しSNS等で発信できる人）の事前登録について必要な支援を行う。また、（公財）栃木県国際交流協会との連携強化を図り、登録された災害時外国人サポーターを速やかに動員するとともに、災害時外国人キーパーソンが速やかに情報発信できる体制づくりを推進する。

また、市（総合政策部、生活環境部）及び栃木市国際交流協会は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

県（産業労働観光部）は、災害の規模・被害等に応じ、（公財）栃木県国際交流協会に「災害時多言語支援センター」（災害関連情報の多言語提供や相談業務を行う拠点）の設置を要請するとともに、運営について適切な支援を行う。

また、市（総合政策部、生活環境部）は、災害の規模・被害等に応じ、栃木市国際交流協会に「災害時多言語支援センター」の設置を要請するとともに、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行えるよう、外国人の安全体制の確保に努める。

<協定集 4. 要配慮者関係>

5 防災気象情報

市（総合政策部、生活環境部）及び県（産業労働観光部）は、訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境整備に努める。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

市等は、大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 市民の備蓄推進

大規模災害では発生から3日から1週間程度物流が停止するおそれがあるため、自分の身は自分で守る自助の精神に基づき、市民は各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市（総合政策部）及び県（県民生活部）は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

3 市の備蓄計画

市（総合政策部）は、食料、生活必需品の「備蓄計画」を策定し、次の点に留意して計画的な備蓄を推進する。

- （1）地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄を行う。なお、優先開設の避難所には現物備蓄を推進し、その他の避難所については地域ごとに設置する備蓄拠点から配送するシステムを整備する。
- （2）関係機関との災害協定の締結による流通備蓄を行う。近隣市町との共同備蓄を検討する。
- （3）目標数量は、被害想定（震災対策編第1章第3節第1参照）による避難者数を基準に、国、県等の指針を参考に設定する。
- （4）食料や生活必需品は、災害発生後3日分を目標に家庭内備蓄、市や県の現物備蓄及び協定団体の流通備蓄等により確保する。

備蓄目標の算出基準（参考）

品 目		必要量算出基準	
ペットボトル入り飲料水（500ml）		1人1日4本（計20）	
非調理食品	アルファ化米	1人1日3食	
	非常食（サバ・イハルフーズ等）		
トイレ	簡易トイレ（目隠し付）	50人に1台	
	簡易トイレ用薬剤・袋	1人1日5個	
	トイレ用ペーパー	1人1日0.11ロール	
	消毒液（60ml入り）	1人1日7ml	
生活用品	液体歯ミガキ（96ml入り）	1人1日40ml	
食器類	紙コップ	飲料用	1人1日3個
		液体歯磨き用	1人1日1個
		乳児のミルク摂取用	1人1日8個
	紙どんぶり		1人1日3個
	先割れスプーン		1人1日3個
保温用品	使い捨てカイロ		1人1日1個
	毛布		1人2枚
女性用品	生理用品		1人1日6枚
	おりものシート		1人1日6枚
幼児用品	幼児用おむつ		1人1日6枚
	調製粉乳		1人1日130g
	おしりふきシート		1人1日6枚
要介護者・ 高齢者等用品	介護用おむつ（パンツ型）		1人1日2枚
	尿取りパッド		1人1日6枚

（国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」）

<資料5-1 現物備蓄の状況>

＜資料5-2 防災備蓄倉庫＞

＜協定集 8. 食料物資関係＞

第2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

市（総合政策部）は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速かつ円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 市の対策

地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。また、市単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄を検討する。

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災市民の避難生活等において必要な次の品目とする。

ア	応急手当救護セット	イ	医薬品	ウ	救出器具	エ	飲料水用浄水器
オ	発電機	カ	スコップ	キ	消火器	ク	布担架 等
(注) エ、オについては現物備蓄とする。							

2 防災用資機材の管理者における対策

災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

＜協定集 11. 復旧関係、16. その他＞

第3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市（各部局）は、災害対策に必要な物資や資機材等の備蓄を行うに当たり、学校や公民館等避難所となる施設の空きスペースを積極的に活用する。

第4 物資の供給体制及び受入体制の整備

市（産業振興部、保健福祉部、こども未来部）は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難所への供給体制の整備及び被災地外からの支援物資等の受入体制の整備に努める。

第5 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第6節 風水害等に強いまちづくり

水害・台風、竜巻等風害・雪害に強いまちづくりを行うため、市等は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市構造を進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市（都市建設部）は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

防災の観点を考慮しつつ、市の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、市都市計画マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、市は、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路等の公共施設の整備だけでなく、区画道路、公園等を総合的、一体的に整備することが重要である。

市（都市建設部）は、幹線道路、区画道路、公園、都市河川、水路などを一体的に整備する災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

市（都市建設部）及び県等の関係機関は相互連携により、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節第4のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園・緑地の整備

市（都市建設部）は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園、緑地の整備を推進する。

公園の現況

街区公園	近隣公園	運動公園	特殊公園	緑地	合計
167,349㎡	124,547㎡	1,181,335㎡	173,837㎡	308,575㎡	1,955,643㎡
77箇所	8箇所	5箇所	2箇所	4箇所	96箇所

（令和元年3月31日現在、公園緑地課）

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 再生可能エネルギーの導入拡大

市（生活環境部）は、災害時に備え、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所、防災拠点施設等への導入促進を図り、災害に強い都市づくりを推進する。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

1 治水対策

(1) 河川の整備

県（県土整備部）は、水害に対する総合的な流域対策の検討や、河川特性、地域の風土や文化等を反映させた地域住民参画による河川整備計画を策定するとともに、これに基づく効果的、経済的な河川整備の推進を図る。

市（都市建設部）は、市内河川について、水害から市民の生命・財産を守るため、国及び県に準じて河川整備の推進を図る。

(2) 施設の維持管理

県（県土整備部）及び市（都市建設部）は、施設の維持管理について、適切な時期に点検を行うなど効率的な維持・修繕を行う。

2 砂防対策

(1) 砂防事業の実施

県（県土整備部）は、治水上有害となる土砂流出を防止し、下流河道に対する流送土砂を軽減することを目的として、次の箇所重点をおいて事業の実施を図る。

ア 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある箇所

イ 土砂災害警戒区域内に避難場所がある箇所

ウ 土砂災害警戒区域内に公共的建物（官公署や教育施設等）がある箇所

エ 土砂災害特別警戒区域内に保全対象人家5戸以上がある箇所

オ 近年の豪雨等により土砂流出等の被害があり、緊急に対策が必要になった箇所

3 治山対策

県（環境森林部）は、山腹崩壊危険地区、はげ山移行地、不安定な土砂が堆積する溪流など、災害の発生しやすい山地を整備するため、山腹地盤を安定させる土留工、早期に森林の機能を回復させる緑化工、山脚、溪床を固定させる治山ダム工を実施する。

第3 道路アンダー冠水対策

道路管理者（都市建設部、県栃木土木事務所、宇都宮国道事務所、東日本高速道路（株））は冠水箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図る。

1 冠水箇所の公表

道路管理者は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

2 対策工事等の推進

道路管理者は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事等を推進する。

（対策工事等の例）

ア 監視カメラの設置

イ 冠水情報板や通報装置の設置

ウ 冠水喚起看板やチェックラインの設置

エ 進入防止柵の設置

オ 設備や排水路の点検

3 初動体制の確立

道路管理者は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。併せて、ドライバーに局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合道路アンダーに進入しないよう周知する。

また、道路アンダーの冠水通報や情報を受信した場合、速やかに通行止めを行うため、迅速かつ確実に機能する動員体制及び連絡体制の整備を図る。

第7節 土砂災害・山地災害対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

第1 現状と課題

崖崩れ、土石流、地すべりは、毎年のように全国各地で発生し、地球規模での気候変化や局地的豪雨の多発により、土砂災害の頻度や規模も増大している。また、これらの災害で多数の人命が失われている。

本市には、崖崩れ、土石流、地すべりの危険箇所として把握された土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が栃木地域を中心に700箇所以上分布しており、関係法令等に基づく警戒避難体制の整備や、砂防・治山事業等によるハード整備を計画的に推進していく必要がある。

なお、全ての危険箇所をハード対策だけで安全を確保するには膨大な時間と費用がかかるため、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせることで効果的に対策を推進することが重要である。

土砂災害警戒区域箇所数

区 分	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地域	計
土砂災害警戒区域	369	44	2	36	78	103	632
うち特別警戒区域	208	37	0	32	64	91	532

(令和3年9月、栃木県県土整備部)

山地災害危険地区箇所数

区 分	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地域	計
山地災害危険地区	55	11	—	2	33	12	113

(令和元年10月1日、栃木県環境森林部)

第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

県(県土整備部)は土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として市の意見を聴いて指定する。

市は、県が市内に土砂災害警戒区域を指定した場合、次の対策を実施する。

(1) 市(総合政策部)は、本計画に次の事項を定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制(土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達)に関する事項

オ 救助に関する事項

カ 土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

＜資料4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設＞

(2) 市(総合政策部)は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に配布する。

(3) 市(総合政策部、保健福祉部、こども未来部、教育委員会)は、本計画にその名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び提出並びに訓練の実

施を求める。

(4) 市（都市建設部）は県と連携して、土砂災害特別警戒区域について次の措置を行う。

ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

＜資料3-5 土砂災害警戒区域一覧＞

第3 警戒避難体制の整備

市（総合政策部）及び消防本部は、土砂災害警戒区域の住民等へ土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。

県（県土整備部）は、市民の自主避難等に役立てる情報提供や異常現象情報の収集のため、「とちぎ土砂災害警戒区域マップ」による土砂災害警戒区域情報の提供、「リアルタイム雨量河川情報」による降雨情報、「とちぎ土砂災害警戒情報」による土砂災害警戒判定情報の提供の提供体制を充実する。

第4 宅地造成地災害防止対策

市内には宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域は存在しないが、斜面造成地での災害を防止するため、市（都市建設部）は都市計画法及び建築基準法による擁壁の構造、敷地の安全等について規制、指導を行う。

第5 被災宅地危険度判定制度の整備

市（都市建設部）は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、「栃木市被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県と連携を図りながら、危険度判定の円滑な実施を図れるよう必要な措置を講じる。

第6 地すべり防止対策

土砂災害警戒区域等の地すべり危険箇所について、次の地すべり防止対策を推進する。なお、警戒避難体制の整備は本節第3、危険箇所等の周知は本節第2（2）により実施する。

1 危険箇所等の実態調査

県（環境森林部、農政部、県土整備部）は、地すべりにより被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

2 防止工事の実施

市内には北部の西方地域に地すべりの土砂災害警戒区域が1箇所分布しており、市（総合政策部、都市建設部）は県と連携して周辺の市民等に危険箇所の存在や異常察知時の通報について周知する。

また、市（都市建設部）は、必要に応じて地すべり等防止法による地すべり防止区域の指定、防止工事の実施を県に要請する。

3 指定区域の管理

市内には鍋山町山際に地すべり防止区域が1箇所指定されている。

県（環境森林部、県土整備部）は、地すべり防止区域における地下水を停滞、増加させる行為、地下水の排除を除外する行為、地表水を放流又は停滞させる行為、地表水の浸透を助長する行為等、地すべりの活動を助長する行為について取り締まりを行う。

＜資料3-5 土砂災害警戒区域一覧＞

＜資料6-1 地すべり防止区域一覧＞

第7 山地災害防止対策

1 情報収集の実施

- (1) 市（産業振興部）は県と連携し、山地防災パトロールを実施する。
- (2) 山地防災ヘルパーは、県（環境森林部）の支援及び協力の下、パトロールを実施する。
- (3) 県（環境森林部）は、地域における山地防災意識の向上や地元に着した山地災害関連の情報収集を行うボランティアである山地防災推進員を募集する。また、山地防災推進員からの情報提供に基づき、山地災害に係る兆候の発見に努める。
- (4) 県（環境森林部）は、森林及びその周辺で活動する団体や事業者と山地災害の情報提供に関する協定を結び情報収集し、施設整備や地域住民への情報提供など減災対策に努める。

2 対策工事の実施

県（環境森林部）は、これらの山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。また、流木災害が発生するおそれのある地区については、流木対策工事を推進する。

3 森林の整備

県（環境森林部）は、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生及び下流域での流木災害発生を防止するため、荒廃している森林の整備を図る。

4 市民等への周知

市（産業振興部）は、県から危険箇所に関する資料の提供を受け、県と協力して対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する。また、山地防災推進員の活動を通じ、広く市民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

＜資料3-4 山地災害危険地区一覧＞

第8 急傾斜地崩壊対策

土砂災害警戒区域等の急傾斜地について、次の崩壊対策を推進する。なお、警戒避難体制の整備は本節第3、危険箇所等の周知は本節第2（2）により実施する。

1 急傾斜地崩壊防止工事

県（県土整備部）は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所から急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

＜資料6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧＞

2 急傾斜地崩壊危険区域の管理

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険区域について、次の措置を講じる。

- (1) 水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為について、取り締まりを行う。
- (2) 土地所有者等の土地保全の努力義務
- (3) 防災措置の勧告
- (4) 改善措置の命令
- (5) 災害危険区域の指定（建築基準法第39条）

＜資料3-5 土砂災害警戒区域一覧＞

＜資料6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧＞

3 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

市（都市建設部）は、危険箇所調査結果に基づき、土地の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険区域において、土地の所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度※が活用できる旨、周知を行う。

※ がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

第9 土石流防止対策

土砂災害警戒区域等の土石流危険箇所について、次の対策を推進する。なお、警戒避難体制の整備は本節第3、危険箇所等の周知は本節第2（2）により実施する。

1 砂防指定地の指定

県（県土整備部）は、土石流の発生を助長する行為を制限するため、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として積極的に指定する。

＜資料3-5 土砂災害警戒区域＞

＜資料6-3 砂防指定地一覧＞

2 砂防工事の推進

県（県土整備部）は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い溪流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い溪流について重点的に砂防工事を推進する。

第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等からの被害の軽減を図るため、水防資機材を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制等の整備を推進する。

第1 水防管理者の責務

水防管理者である市長は、水防管理団体である市の水防計画（栃木市水防計画）を策定し、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門等の操作、消防機関等の水防活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用等を計画的に整備する。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

消防本部は、栃木市水防計画第5章に基づいて水防資機材の整備等を推進する。

2 水防施設の整備

市（総合政策部）、県（県土整備部）及び関東地方整備局は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。

3 観測・伝達体制の強化

県（県土整備部）は、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに、県防災行政ネットワークを通じて市（総合政策部）及び消防本部へ平時から広く確実に情報を提供できるように体制を強化する。

4 訓練、研修等による水防団の育成・強化

消防本部は、栃木市水防計画第17章に基づき、水防訓練等を実施する。

- （1）平常時から消防団（水防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- （2）毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。
- （3）河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

5 土のう配布体制の検討

市（総合政策部、都市建設部、地域振興部、消防本部等）は、毎年出水期までに土のうの配布体制について確認を行うとともに、今後、一般職員、技能職員の減少を見据え、市が土のうを準備して市民に配布する体制から、地域への土のう袋、砂の備蓄により市民等が自助・共助で土のうを準備する体制を整備することを含めて、土のう配布体制を検討する。

第3 中小河川における対策

市（総合政策部）は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

県（県土整備部）は、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定 of 情報を提供し、市は、県（県土整備部）より得た浸水想定 of 情報を、市の水防体制に活用するよう努める。

第4 洪水浸水想定区域等における対策

1 市の対策

市（総合政策部）は、水防法に基づき指定された洪水浸水想定区域について次の対策を講じる。

- （1）洪水浸水想定区域について次の事項を本計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる場合は、その名称及び所在地
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、その名称及び所在地
- ・市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

＜資料4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設＞

- (2) 本計画に定めた上記の施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 効果的な避難等に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布し、その有効利用を進める。
- (4) 本計画にその名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び提出並びに訓練の実施を求める。また、これら施設への洪水予報等の伝達体制を確保する。
- (5) 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

＜資料14-1 指定緊急避難場所等一覧＞

2 施設管理者等の対策

(1) 避難確保計画の作成等

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市（総合政策部、保健福祉部、こども未来部、教育委員会）に報告するとともに、避難訓練を実施する。また、自衛水防組織を置くよう努める。

(2) 情報伝達体制の整備

要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、防災ラジオ、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、気象情報サイト（気象庁ホームページ等）、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等による洪水予報等の情報収集体制の整備に努める。

第5 水防警報伝達体制の整備

市（総合政策部）は、栃木市水防計画第11章により水防警報の収集体制を確保する。

関東地方整備局及び県（県土整備部）は、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

第6 施設等の水害予防対策

1 河川管理施設等

(1) 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者（総合政策部、都市建設部、産業振興部）及び消防本部は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平時から関係機関との協議調整を図

る。

(2) 事業計画

ア 河川管理者は、河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

イ 河川管理者は、水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

第7 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会（利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会、渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会）」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築する。

県（県土整備部）は、各協議会が定めた取組方針により、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの整備等の各種取組を推進する。

第9節 雪害等予防対策

雪害による被害の軽減を図るため、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪出水等防止のための対策を実施する。

第1 積雪対策

1 道路整備

冬期間における市民の安全な生活の確保を図るため、道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- (1) 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- (2) 路盤改良
- (3) 堆積帯、チェーン着脱帯の確保

2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、市民の除雪中の事故防止を図るため、道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- (1) 除雪機械の整備充実
- (2) 除雪要員等の動員体制
- (3) 所管施設の点検
- (4) 除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- (5) 備蓄品の保管庫の整備

また、市（総合政策部、地域振興部）は、市民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの互助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

3 連絡体制の強化

市（総合政策部）は、異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

第 1 0 節 農林水産業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林水産業被害を最小限に抑えるために、市、県、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

第 1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市（産業振興部）及び県（環境森林部・農政部）は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 共通的な対策

（1）管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

（2）施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 ため池対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

市（産業振興部）は、防災重点ため池の氾濫を想定したハザードマップを作成、公表し、浸水想定区域内の住民等に警戒避難行動を周知する。

3 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第 2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第 1 1 節 防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備

台風、集中豪雨、豪雪等により、大規模な風水害等が発生するおそれがある場合の被害の軽減を図るため、警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

第 1 気象情報の収集体制の整備

1 気象情報の収集体制

市（総合政策部）及び消防本部は、日頃から県防災行政ネットワーク、防災気象情報提供システム（気象庁）等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集体制の整備に努める。

また、気象庁の防災情報提供システムを平時から確認するほか、気象台や河川管理者との意見交換等により、気象庁や河川管理者が発表、提供する情報等についての知見を深めておく。

<資料11-1 警報・注意報発表基準一覧>

2 河川水位・雨量データの収集

市（総合政策部）は、とちぎリアルタイム雨量・河川水位情報システムを利用し、異常気象時における雨量、水位情報の収集及び河川情報等の収集体制の整備に努める。

第 2 予警報伝達体制の整備

1 関係機関との連携

市（総合政策部）は、県及び報道機関等と相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達の円滑化を図る。

特に、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所及び県との間で、洪水予警報の情報伝達体制を強化する。

2 土砂災害警戒情報の活用

市（総合政策部）は、避難指示の適切な判断等の活用のため、土砂災害警戒情報システムの習熟に努める。また、市防災行政無線、防災ラジオ、インターネット、広報車、自治会、自主防災組織等への連絡等により、市民等に情報が確実に伝わるように対策を講じる。

3 緊急速報メールの活用

市（総合政策部）は、緊急速報メールを活用し、市民に避難情報等を配信する。

緊急速報メールの提供情報

栃木市が提供する情報	避難情報
栃木県が提供する情報	洪水予報河川の洪水情報、土砂災害警戒情報
消防庁が提供する情報	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報等の緊急情報
気象庁が提供する情報	緊急地震速報

4 J－A L E R T（全国瞬時警報システム）の活用

市（総合政策部）は、J－A L E R Tによる緊急情報の円滑な提供のため、同報系防災行政無線、コミュニティFMのほか、ケーブルテレビ、メール等との連携を推進する。

第 1 2 節 情報通信・放送網の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。また、各通信事業者及び放送事業者は、災害時に果たす役割の重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

第 1 現状と整備方針

1 市の通信手段の現状

市において利用可能な主な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 市同報系防災行政無線
- (2) I P 無線
- (3) 市消防・救急無線、消防団無線
- (4) 県防災行政ネットワーク
- (5) 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- (6) 携帯電話（衛星携帯電話、緊急速報メールを含む。）
- (7) ケーブルテレビ、コミュニティFM
- (8) インターネット、SNS
- (9) 公衆無線LAN

2 市の通信手段の整備方針

(1) 通信施設の整備

市（総合政策部、経営管理部）は、情報の収集、伝達において、あらゆる手段を有効に活用し、通信施設の整備充実を図る。

(2) 通信連絡機能の維持対策

市（総合政策部、経営管理部）は、通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源（自家発電設備、無停電電源装置、バッテリー等）の整備促進に努め、通信連絡機能の維持に努める。

また、長時間の災害現場活動にも対応できるモバイルバッテリー、充電器、防水性の高い通信機器の整備、携帯電話の災害時活用体制の整備を推進する。

(3) 要配慮者への配慮

市（総合政策部、保健福祉部）は、情報の収集が困難な要配慮者について複数の伝達方法を確保し、要配慮者に確実に伝達されるよう体制の整備を図る。

(4) 情報共有

市（総合政策部）は、携帯電話によるメールやSNSを活用して災害情報を市職員等に一斉配信し、情報を共有する体制を確保する。

また、被害状況と被災者への対応状況を一元的、効率的に把握、管理できるよう、自治会や自主防災組織等と連携した被害情報の収集体制、被災者生活再建支援システム等を活用した情報管理体制の整備を検討する。

第 2 県の対策

県（県民生活部）は、市、防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するために県防災行政ネットワークについて、災害時の情報収集・伝達手段の途絶を防止する。

<協定集 1. 情報通信関係>

第 3 市・消防本部の対策

1 市同報系防災行政無線

市（総合政策部）は、災害に備えて通信設備・施設の耐久性向上を図るほか、停電を想定した非常

用電源の整備に努める。

＜資料11-2 防災無線＞

2 I P無線

市（総合政策部）は、災害現場や各施設との災害時の情報伝達を行うため、通信訓練を実施して機器の操作習熟に努める。また、乾電池及び乾電池ケースを準備する。

＜資料11-3 I P無線＞

3 市消防・救急無線、消防団無線

消防本部は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線、消防団無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

＜資料7-2 栃木市消防本部通信系統図＞

4 災害時優先電話

市（総合政策部）は災害時優先電話の登録に努め、登録の際は次の措置を周知するなど職員への周知徹底を図る。

- （１）登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- （２）災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

5 公衆無線LAN

市（施設所管部局）は、地域住民や帰宅困難者等が災害時でも確実に携帯電話やタブレット端末等を通じて情報を入手できるよう、公共施設に耐災害性の高い公衆無線LAN等の整備に努める。

6 その他の手段

- （１）ホームページ・SNS・コミュニティFMの活用

市（総合政策部）は、市ホームページ、公式SNS、コミュニティFMを通じた災害広報を有効活用できるよう、市民への周知に努める。

- （２）緊急速報メールの普及

市（総合政策部）は、多くの市民や関係者が緊急速報メールにより災害情報を受信できるよう普及啓発する。

- （３）アマチュア無線局の活用

市（総合政策部）は、災害時の市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、市内アマチュア無線局との災害時協力体制の確保に努める。

- （４）特設公衆電話の設置

市（総合政策部）は、東日本電信電話（株）栃木支店と協力し、市内の指定避難所への特設公衆電話回線の設置を進め、活用体制を整備する。

＜協定集 1. 情報通信関係＞

第4 電信電話機関の対策

各電信電話会社は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- （１）電信電話施設、設備の防災性の向上、非常用電源等の確保
- （２）電信電話施設、設備の定期点検
- （３）通信サービスの継続、迅速復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- （４）災害対応計画の策定、訓練による検証・修正
- （５）安否確認手段の普及（災害用の伝言ダイヤル、伝言板等の仕組みや利用方法など）

第5 放送機関等の対策

1 放送機関

各放送事業者は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- (1) 放送施設、設備の防災性の向上、非常用電源等の確保
- (2) 放送施設、設備の定期点検
- (3) 放送の継続、迅速な復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- (4) 災害対応計画（非常時の番組編成含む。）の策定、訓練による検証・修正
- (5) 非常用の放送施設、設備（仮設、予備など）の整備

2 ケーブルテレビ会社

ケーブルテレビ（株）は、災害に際して放送業務を円滑に行うため、演奏所、送信所に非常用電源装置を設置し、機能の維持に努める。

第 1 3 節 避難体制の整備

災害発生時に危険区域にいる住民等を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を市民に対して周知徹底するとともに、「自らの命は自ら守る」という自覚を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知する。

第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市（総合政策部）は、「指定緊急避難場所・指定避難所の選定基準」により、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定する。また、指定施設が適切であるか随時確認し、適切でないと判断された場合は、整備又は指定取り消しを行う。

指定又は指定を取り消した場合は、速やかに公示して市民に周知するとともに、県に報告する。

＜資料14-1 指定緊急避難場所等一覧＞

1 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4に基づき、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所として「指定緊急避難場所」を指定するに当たり、選定基準は以下のとおりである。

なお、大雨で土砂災害や洪水などが心配される場合と、地震などで家屋の倒壊が心配される場合は、避難場所に求められる構造などが異なるため、災害の種別ごとに指定する。

- (1) 施設の管理体制、安全性等を考慮して指定する。
- (2) 運動公園、公民館、学校等の公共的場所又は施設、協定を締結した民間施設等のうち、市職員等による開設が可能であるもの、又は、施設管理者が緊急時に開錠が可能であるもの。
- (3) 耐震性を有し、かつ収容人員が概ね100人以上収容可能であること。ただし、バリアフリー化された施設については、収容人員が概ね70人以上収容可能であること。
- (4) 市（総合政策部）は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

＜資料14-1 指定緊急避難場所等一覧＞

2 指定避難所の指定

自宅が被災し帰宅できない市民等が一定期間生活する「指定避難所」を平常時から事前に必要数指定する。選定基準は以下のとおりである。

- (1) 災害対策基本法第49条の7に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能、支援体制等を考慮して指定する。
- (2) 上記（1）の基準に加えて、指定緊急避難場所である施設から次の事項に該当する施設を選定する。
 - ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
 - イ 耐火性を有し、天井等の非構造部材の耐震対策が図られたS（鉄骨）、RC（鉄筋コンクリート）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造物とし、災害により重大な被害が及ばないこと。
 - ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター等の公共施設から優先的に使用する。ただし、学校は教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものとする。
 - エ 物資搬送車両が乗り入れできる概ね幅員6m以上の道路に面し、かつ、10台分程度以上の駐車場が確保可能な施設とする。

3 指定避難所の整備

市（指定避難所の施設所管部、上下水道局）は、避難所の整備に当たっては、男女共同参画の視点を重視しつつ、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のような点に留意する。

整備に当たっての留意事項

- ・建物の耐震性を確保すること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、特設公衆電話、非常用電源、マンホールトイレ、耐震性貯水槽、防火水槽など必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明設備等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者等の避難に資するため、JIS規格の誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信設備が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努める。
- ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

4 指定福祉避難所の指定

市（総合政策部、保健福祉部）は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した指定福祉避難所を市内の福祉施設などから指定する。

（１）指定基準

指定福祉避難所の指定基準は、２の指定避難所の指定基準に次の基準を加える。

ア 要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備される施設

イ 要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設

（２）受入対象者の特定

指定福祉避難所は受入対象者を特定し、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示する。

受入対象者の特定に当たっては施設管理者と協議し、通常業務におけるサービス対象者や平素から利用している者、当該福祉避難所の体制などの実情等を踏まえるものとする。

5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第２ 避難に関する知識の周知徹底

市（総合政策部）、県（県民生活部）及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難に当たっての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて市民がとるべき行動、避難指示等の市民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の市民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難行動には立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保等があり、状況に応じた適切な避難行動をとれるよう日頃から周知する。

○主な周知方法

- ・ 自主防災組織等の活動
- ・ ハザードマップの配布
- ・ ケーブルテレビ、コミュニティFM等
- ・ 標識、誘導標識、案内板等の設置
- ・ 広報紙、インターネット
- ・ 避難訓練

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市（総合政策部）は、国の避難情報に関するガイドライン等を踏まえて洪水や土砂災害が予想される地域の住民への避難指示等の発令基準や伝達方法等を設定し、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に反映する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

2 避難指示等の伝達手段の整備

市（総合政策部）は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第12節第3のとおり通信施設の整備を推進するとともに、広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、本章第12節第5の放送機関等の活用等多様な伝達手段の整備に努める。

避難行動要支援者に対しては、障がいの状況に応じて、文字放送やメール読み上げ機能のある通信機器の活用を図るなど、十分に配慮する。

また、災害時に簡潔な言葉で発信する防災情報を市民等が理解できるよう、各伝達手段に応じて配信内容を工夫するほか、平時から防災情報の意味等を市民に普及する。

3 避難誘導體制の確立

市（総合政策部）は、消防本部、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生し得る災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- (1) 各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- (2) 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- (3) 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- (4) 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- (5) 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮すること。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

市（総合政策部）は避難所がスムーズに開設・運営できるよう、「避難所開設ガイドライン」に沿って、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

市（総合政策部、保健福祉部、教育委員会、避難所担当職員）は、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針」に基づき、新型コロナウイルス等の感染症対応の避難所開設訓練を定期的実施する。併せて、出水期前に、避難所班、救護班等の職員は嘔吐物処理等の感染症の対応方法について確認する。

また、「栃木市保健師災害時対応マニュアル」を救護班、避難所班職員で共有し、避難所運営を実施する。

市（保健福祉部）は、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を参考に、市の福祉避難所の開設、運営マニュアルを整備する。

2 職員派遣体制の整備

市（総合政策部、教育委員会）は、災害発生初期において避難所の管理・運営を円滑に行うため、各避難所の避難所担当職員を指名し、災害時に速やかに避難所を開設できる連絡体制を確保する。

また、出水期前に、指定避難所である学校の校長等と施設利用や教職員の協力について確認を行う。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市（総合政策部、保健福祉部、教育委員会）は、避難所の円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、栃木市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

市（経営管理部）は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 女性への配慮体制の整備

市（生活環境部）、施設管理者等は、避難所において衣類や生理用品等の女性が必要とする物資を、女性の担当から配布できるような体制づくりを整備する。

市（生活環境部）は、女性に配慮した避難所運営が可能となるよう、あらかじめ女性職員や有識者、地域の婦人防火クラブ等より要望や課題を取りまとめるなどして、避難所の運営体制の事前整備に努める。

第 1 4 節 警察における活動体制の整備

県警察は、大規模な災害発生時に、災害情報の収集伝達、避難誘導、救出救助等の措置を的確に実施するため、平常時から警備活動体制の強化を図り、市は、これに協力する。

第 1 情報収集・伝達体制の整備

1 情報収集の手段、方法

県警察は、災害発生時には、交番、駐在所、パトカー、白バイ等による情報収集を行い、情報が一元的に集約される体制を確立する。

2 被災者等への情報伝達活動

県警察は、情報の不足・錯綜による混乱を抑え、住民の不安解消と災害警備活動を迅速かつ的確に行うため、各種事案を想定した具体的な広報計画の策定に努める。

また、災害発生時における市民等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するとともに、交番等に拡声器を設置するなど情報伝達機能の整備を図る。

第 2 危険箇所の把握

県警察は、県、市と連携して危険箇所の把握に努める。

第 3 重要施設の警戒

県警察は、電気・ガス・水道等のライフラインや、危険物貯蔵施設等の重要施設に対する管理対策を推進する。

第 4 各機関との相互連携

1 防災関係機関との連携

県警察は、災害警備活動が的確に行われるよう、平常時から防災関係機関と情報交換を行うなど連携するとともに、大規模災害に係る社会秩序の維持、避難誘導対策、災害警備計画の樹立等について、相互調整を図りながら調査研究を行う。

また、防災訓練や、市民等への防災思想・知識の普及活動を連携して実施する。

2 ボランティア団体、自主防犯組織との連携

県警察は、平常時から、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安除去等を行うボランティア団体との連携を図る。

第 1 5 節 消防・救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、市、消防本部及び県は、災害に備え消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第 1 組織の充実強化

消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第 2 救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

＜資料7-1 栃木市消防本部通信系統図＞

＜資料7-2 消防施設・設備の状況＞

＜資料7-3 救助用資機材保有状況＞

第 3 地域防災力の向上

市（総合政策部）及び消防本部は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

第 4 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第 5 ヘリコプターによる救急・救助体制の整備

市（施設所管部）及び消防本部は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動、応急処置、救急搬送等が行えるよう、県と連携し、災害に備えた消防体制の整備充実を図る。

（１）活動拠点となるヘリコプターの離着陸場等の確保

（２）「栃木県消防防災ヘリコプター救急システム要領」及び「栃木県ドクターヘリ運航要領」に基づく、効率的な搬送体制の充実

第 1 6 節 保健医療体制の整備

大規模な風水害等発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市・県・医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第 1 保健医療体制の整備

1 市の対策

市（保健福祉部）は、次の体制を整備する。

（1）救護班の確保

あらかじめ医師会を始めとする医療機関等と連携し、災害時の救護班の編成や出動体制等について協議しておく。

（2）救護所となる建物・場所の調査

消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。また、運営体制についても協議しておく。

（3）器材の確保と移動式救護所資材の整備

救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

（4）被災者搬送先医療機関体制の整備

傷病者が多数発生した場合等を想定し、管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

2 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断ができる体制を整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）に被災状況等を入力する体制を整備する。また、被災地へ出動する救護班の編成や、救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

＜協定集 6. 医療救護関係＞

第 2 後方医療体制等の整備

1 災害拠点病院等との連携

市（保健福祉部）及び消防本部は、災害拠点病院やDMA T 指定病院と連携し、超急性期の救護活動や重症患者等の搬送・治療及び入院等の救護体制を整備する。

2 広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の活用体制の整備

市（保健福祉部）及び消防本部は、国、県、医師会、病院、消防本部等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用した迅速な救急、搬送体制を確保する。

3 その他

（1）市（保健福祉部）及び消防本部は、トリアージ訓練に努め、救急活動の効果的な実施体制を整備する。

（2）市（保健福祉部）は、人工透析患者に対する適切な医療を確保するための体制を整備する。

（3）市（保健福祉部）及び消防本部は、在宅難病患者等の搬送・救護体制を整備する。

（4）市（総合政策部、保健福祉部）は、自主防災組織及び市民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

＜協定集 6. 医療救護関係＞

第 3 応援要請及び受援体制の整備

市（保健福祉部）は、医師、保健師など保健・医療人材の不足、医薬品・医療器材の不足等により

保健医療活動が十分に実施できない場合に備えて、県（保健福祉部）への応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続き等について習得しておく。

＜協定集 2. 相互応援関係＞

第4 医療体制の確保

1 ライフライン対策

市（上下水道局）は、災害時にも医療施設へ水道供給を行える体制の整備に努める。また、市（総合政策部）は、電気、ガス等についても、関係機関に対して供給体制の確保を要請する。

2 医療機関の対策

医療機関は、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- （1）非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- （2）年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- （3）避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- （4）病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。

また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

- （5）災害時の負傷者等の応急手当をできる体制を確立しておく。

＜資料15-1 主な医療機関の収容能力＞

＜資料15-2 市内の医療機関一覧＞

第 1 7 節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、市、県、県警察、国その他関係機関は、災害に備え緊急輸送体制の整備を図る。

第 1 緊急輸送道路の指定

道路管理者は、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。また、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

なお、緊急輸送道路の路線区分、設定基準は次のとおりであり、本章第18節で定める防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準
第 1 次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	・ 第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路

市内の緊急輸送道路指定状況

区分	路 線 名	指定区間
第 1 次 緊急輸送 道 路	東北自動車道	佐野市高山町[群馬県境] ～那須町豊原乙[福島県境]
	北関東自動車道	足利市鹿島町[群馬県境] ～真岡市水戸部[茨城県境]
	国道50号	足利市南大町[群馬県境] ～小山市犬塚[茨城県境]
	国道293号	鹿沼市磯町[国道352号交点] ～足利市大月町[桐生岩舟線交点]
	主要地方道 宇都宮栃木線	壬生町淀橋南[国道121号交点] ～栃木市平柳町[栃木環状線分岐]
	主要地方道 栃木藤岡線	栃木市万町[宇都宮栃木線分岐] ～栃木市室町[南小林栃木線分岐]
	主要地方道 栃木小山線	栃木市河合町[南小林栃木線分岐] ～小山市城山町2[国道4号交点]
	主要地方道 栃木粕尾線	栃木市尻内町[国道293号交点] ～栃木市昭和町[新栃木停車場線交点]
	一般県道 南小林栃木線	栃木市室町[栃木藤岡線分岐] ～栃木市河合町[栃木小山線分岐]
	一般県道 栃木環状線	栃木市平柳町3[宇都宮栃木線分岐] ～栃木市大町[宇都宮亀和田栃木線交差] 栃木市箱森町[栃木栗野線交差] ～栃木市箱森町[栃木粕尾線交差]
第 2 次 緊急輸送 道 路	主要地方道 宇都宮栃木線	栃木市日ノ出町[栃木二宮線分岐] ～栃木市万町[宇都宮亀和田栃木線交点]
	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	栃木市西方町元[国道293号交点] ～栃木市昭和町[栃木粕尾線交点]
	主要地方道 栃木二宮線	栃木市日ノ出町[宇都宮栃木線分岐] ～下野市小金井[国道4号交点]
第 3 次 緊急輸送 道 路	主要地方道 佐野古河線	佐野市高萩町[国道50号交差] ～栃木市藤岡町[藤岡乙女線交差] 栃木市藤岡町[栃木藤岡線交差] ～栃木市藤岡町[群馬県境]
	主要地方道 栃木藤岡線	栃木市河合町[南小林栃木線交点] ～栃木市藤岡町[佐野古河線交点]

区分	路 線 名	指定区間
第3次 緊急輸送 道 路	主要地方道 栃木小山線	栃木市河合町[栃木藤岡線交点] ～栃木市河合町[南小林栃木線交点]
	主要地方道 栃木粕尾線	鹿沼市下粕尾[鹿沼足尾線交点] ～栃木市尻内町[国道293号交点]
	主要地方道 岩舟小山線	栃木市岩舟町和泉[栃木藤岡線交点] ～小山市下国府塚[岩舟小山線分岐] 小山市下石塚[小山環状線交点] ～小山市大行寺[国道50号分岐]
	主要地方道 栃木栗野線	鹿沼市久野[鹿沼足尾線交点] ～栃木市野中町[栃木粕尾線交点]
	主要地方道 藤岡乙女線	栃木市藤岡町[栃木藤岡線交点] ～栃木市藤岡町[佐野古河線交点]
	主要地方道 桐生岩舟線	佐野市伊勢山町[佐野環状線交点] ～栃木市岩舟町和泉[栃木藤岡線交点]
	一般県道 南小林栃木線	栃木市河合町[栃木小山線交点] ～小山市下河原田[国道50号交点]
	一般県道 栃木環状線	栃木市箱森町[栃木粕尾線交点] ～栃木市大平町川連[栃木藤岡線交点]

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路管理者による輸送体制の整備

(1) 道路・橋りょうの整備

道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備に当たっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

(3) 道路パトロールの実施

県（県土整備部）は、災害予防のため、栃木県道路パトロール実施要領に基づき、道路パトロールを実施する。

第3 空中輸送体制の整備

市（総合政策部）は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、本計画に定めておく。

また、消防本部及び県（県民生活部）は本章第24節第1のとおり、必要な措置を実施する。

＜資料16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧＞

第4 地域物資拠点の整備等

市（総合政策部、施設所管部局）は、地域物資拠点（本章第18節第2の1（4）参照）となっている建物の堅牢化、通信機器の確保など必要な整備を図る。また、職員が常駐しない地域物資拠点の運営については、物流事業者との災害協定による協力体制の確保を検討する。

また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

市（都市建設部、産業振興部、上下水道局）は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木市建設業協同組合との災害協定等について、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

＜協定集 11. 復旧関係＞

2 物資輸送機関との連携体制

市（総合政策部）は、支援物資を迅速かつ円滑に被災地に供給することができるよう、栃木県トラック協会栃木支部との災害協定等について、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

＜協定集 7. 輸送関係＞

第6 大規模災害時における道路啓開体制の整備

市（総合政策部）は、大規模災害時において直ちに放置車両の移動等により緊急通行車両の通行路線を確保するため、災害協定を締結するレッカー業者等と定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

＜協定集 9. 障害物関係＞

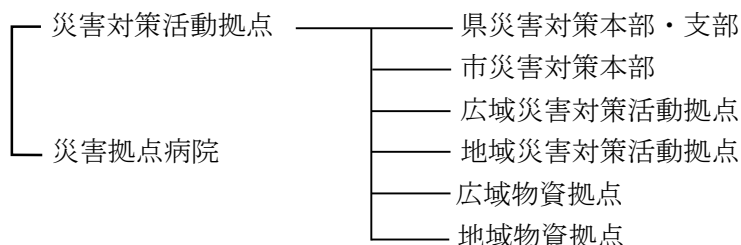
第 1 8 節 防災拠点の整備

市、県及び関係機関は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、連携を図りながら計画的に整備していく。

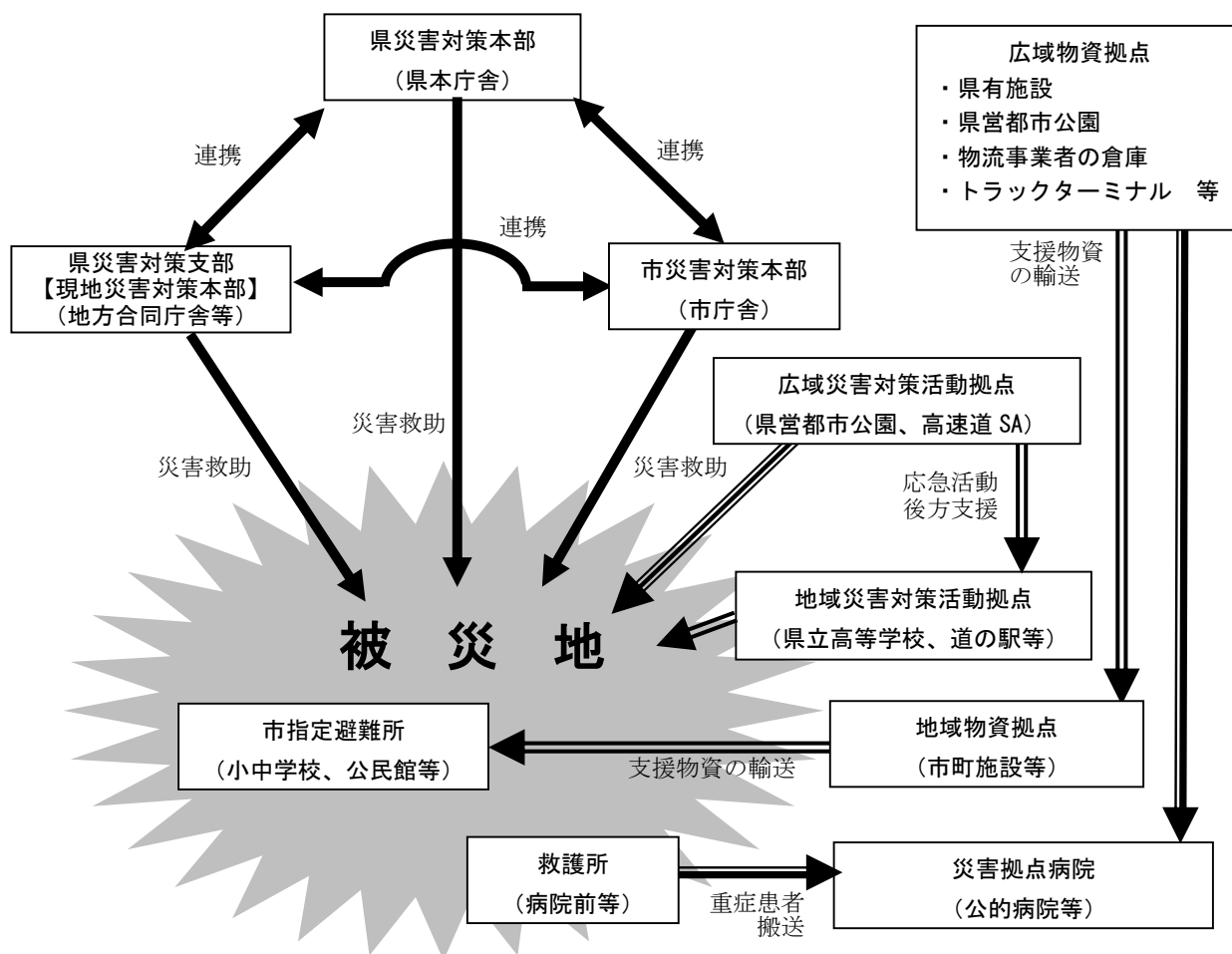
第 1 防災拠点の概要

1 防災拠点の種類

防災拠点の種類は次のとおりである。



2 防災拠点の体系



第 2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備について、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の確保

(1) 市災害対策本部

市（総合政策部）は、市庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な機能整備を図る。また、被災により市庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

(2) 広域災害対策活動拠点

県は、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点としてみかも山公園を指定しており、市（総合政策部）及び消防本部は広域災害活動拠点と連携した活動体制を確保する。

広域災害対策活動拠点

名 称	電話番号	所在地
みかも山公園（管理事務所）	0282-55-7272	岩舟町下津原 1747-1

(3) 地域災害対策活動拠点

県は被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行う地域災害対策活動拠点として次の県立高校を指定しており、市（保健福祉部）及び消防本部はこれらの拠点と連携した活動体制を確保する。

また、道の駅については、避難所や救援物資の供給拠点として位置づけ、市（産業振興部）は県や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。なお、道の駅みかもについては、災害協定に基づき情報提供、道路啓開、除雪等の拠点としても利用する。

<協定集 7. 輸送関係>

市内の地域災害対策活動拠点

名 称	電話番号	所在地
栃木高等学校	0282-22-2595	入舟町 12-4
栃木女子高等学校	0282-23-0220	藁部町 1-2-5
栃木農業高等学校	0282-22-0326	平井町 911
栃木工業高等学校	0282-22-4138	岩出町 129
栃木商業高等学校	0282-22-0541	片柳町 5-1-30
学悠館高等学校	0282-20-7073	沼和田町 2-2
栃木翔南高等学校	0282-24-4739	大平町川連 370

市内の道の駅

名 称	電話番号	所在地
道の駅みかも	0282-62-0990	藤岡町大田和 678
道の駅にしかた	0282-92-0990	西方町元 369-1

(4) 地域物資拠点

市（総合政策部、施設所管部局）は、市施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点について必要な機能の充実・強化を図る。

地域物資拠点予定施設

地域	名 称	電話番号	所在地
栃木地域	栃木市総合運動公園	0282-23-2523	川原田町 760
大平地域	栃木市大平公民館	0282-43-5231	大平町蔵井 2001-3
藤岡地域	栃木市藤岡公民館	0282-62-4321	藤岡町藤岡 810
都賀地域	栃木市都賀体育センター	0282-27-5050	都賀町原宿 511
西方地域	栃木市西方総合文化体育館	0282-92-0866	西方町本郷 1705-1
岩舟地域	栃木市岩舟公民館	0282-55-2500	岩舟町静 2292-1

2 災害対策活動拠点の整備

(1) 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動拠点には、次の機能を関係機関と調整して整備するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

- ア 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- イ 非常用電源（発電又は蓄電機能を有する車両を含む。）
- ウ 県防災行政ネットワーク
- エ 耐震性貯水槽、防火水槽
- オ 備蓄倉庫

(2) 災害対策本部等の整備

災害対策本部となる市役所本庁舎や現地災害対策本部となる各総合支所については、次の事項について整備する。

ア 燃料の備蓄等

市（経営管理部、地域振興部、上下水道局）は、市役所本庁舎や各総合支所において、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

- (ア) 本庁舎の非常用発電機については連続72時間の使用を目標とし、燃料の災害時供給体制について石油商業組合と検討するほか、非常用電源の増設、浸水対策用の排水ポンプ、排水資器材の確保を検討する。

また、応援団体の車両の駐車スペースを確保するため、本庁舎周辺の公共施設跡地などの候補スペースをあらかじめ選定する。

- (イ) 上下水道局庁舎については、水道対策本部機能確保のための非常用電源、非常通信手段、永野川の氾濫を想定した運用体制等の整備を検討する。

イ 各種データの総合的な保全整備

市（各部局）は、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面など、各種データの保存並びにバックアップ体制を整備しておく。

<資料5-2 防災備蓄倉庫>

3 災害対策活動拠点の配置

市（総合政策部、経営管理部）は、災害対策活動に必要な体制を確保できる災害対策活動拠点の適切な配置に努める。また、施設の移転や統廃合を行う場合は、被災リスクの少ない場所を選定するよう配慮する。

第3 防災機能を有する都市公園の整備

市街地のオープンスペースである都市公園は防災上の役割も大きいことから、市（経営管理部、都市建設部）は災害対策活動拠点と一体となって防災機能を発揮する都市公園の整備を促進する。

1 主な防災機能（整備施設・設備）

- (1) 避難収容施設（体育館、管理棟など）
- (2) 災害応急対策設備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防火水槽、放送施設、通信施設、ヘリポートなど）

第 19 節 建築物の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、県、施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を講じる。

第 1 一般建築物に対する予防対策

1 地下空間浸水対策

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

2 落下物・飛来物防止対策

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

第 2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- （1）防災拠点（災害対策活動拠点）〈本章第18節参照〉
- （2）医療救護活動の施設（病院等）
- （3）応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- （4）避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- （5）社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

2 防災対策の実施

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- （1）非常用電源の確保
- （2）配管設備類の固定・強化
- （3）施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- （4）想定浸水深以上のフロアに備蓄スペースを確保
- （5）その他防災設備の充実

第２０節 インフラ施設等の災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第１ 輸送関係機関の対策

１ 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

（１）施設等の整備

鉄道事業者は、施設等構造物の建造に当たり、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

（２）施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

（３）運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平時から訓練教育を行うとともに、運転規則により災害の防止に努める。

ア 列車運転中に災害等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第２ ライフライン関係機関の対策

１ 水道施設

市（上下水道局）は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

（１）書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

（２）防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

（３）貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

（４）二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に塩素ボンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置に当たっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

（５）施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させる。また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

（６）配水管路等の改良

石綿セメント管等の老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

＜資料17-2 災害時協力井戸一覧＞

＜資料19-1 水道事業浄水施設＞

＜協定集 11. 復旧関係＞

2 下水道施設

市（上下水道局）は、施設の新設、増設に当たっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越して水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。また、指定避難所の敷地内にマンホールトイレの整備を進める。

＜資料19-2 下水道施設＞

3 電力施設

(1) 災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド（株）では、次の予防措置を講じる。

ア 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

イ 施設対策

洪水、土砂災害、暴風、雷などに対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

ウ 要員、資機材の確保対策

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確保する。また、復旧作業等に必要資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

エ 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店をあげて実施する。

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、(1)に準ずる対策を講じる。

4 都市ガス施設

栃木ガス（株）は、次の対策を進める。

(1) 施設の安全化対策

台風、洪水等発生時における、ガス施設に係る災害の未然防止のため、安全化対策を進める。

(2) 災害防止のための体制の整備

ア 台風、洪水等発生時において、広範囲にわたるガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、被害の軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。

イ 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材をメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。

ウ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

(3) 防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、市（総合施策部）、県、消防本部、県警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

(4) 災害発生時の措置に関する教育訓練

ア ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模風水害などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

イ 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

(5) 消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガス供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

第3 その他の公共施設の対策

1 廃棄物処理施設

市（生活環境部）は、県（環境森林部）、処理業者、民間事業者との連携体制を整備するとともに、災害時に災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じる。

(1) 処理施設の耐震化等

処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。

(2) 迅速な補修体制

被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

(3) 緊急連絡体制、応急復旧体制の整備

廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。

(4) 定期的な保守点検

応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

(5) 最終処分場の災害防止

廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

2 道路・法面・水路等の災害対応体制の整備

市（都市建設部、産業振興部、地域振興部）は、道路、法面、水路等について、災害時の情報収集や復旧対応等を円滑に行うため、道路河川復旧班、農林班、地域総務班の対応箇所、情報共有方法を協議し、明確にしておく。

第 2 1 節 危険物施設等の災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市、県、事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

第 1 消防法上の危険物

消防本部及び消防法上の危険物を取り扱う施設（以下「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平時から次により危険物施設の安全確保に努める。

＜資料8-1 危険物規制対象数＞

＜資料8-2 地域別危険物施設数＞

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 災害時等に危険物の仮貯蔵・仮取り扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取り扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第 2 火薬類

県（産業労働観光部）並びに火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等は、平常時から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。

第 3 L P ガス

県（産業労働観光部）及びL P ガスの販売事業者、保安機関等（以下、本節において「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するL P ガス事故の抑止に努める。

1 販売事業者等が実施する対策

- (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施
 - ア 災害に起因するL P ガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器の整備を促進する。
 - イ 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。
- (2) 販売事業者等の災害予防体制の強化
 - ア 従業員の資質の向上を図るため、防災訓練等に積極的に参加させる。
 - イ 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

2 県（産業労働観光部）が実施する対策

（1）保安思想の啓発

ア 消費者に対して、災害時の措置及び事故防止について、積極的な広報活動を展開して保安意識の向上に努める。

イ 災害に起因するLPガス事故を未然に防止するため、一般消費者等に対して、ガス漏れ警報器やマイコンメーターの普及促進を図る。

（2）規制及び指導等

ア 販売事業者等に対して立入検査等を実施し、業務の適正化を確保して事故防止を図るとともに、災害時の体制の充実強化を推進する。

第4 高圧ガス

県（産業労働観光部）及び高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

1 高圧ガス事業者が実施する対策

（1）保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

（2）自衛防災組織及び地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化を図る。

2 県（産業労働観光部）が実施する対策

（1）保安思想の啓発等

ア 災害時に的確に対応し得るよう関係団体との連携のもと、防災訓練を実施し、防災関係機関との連携体制を充実強化するとともに、関係事業所の防災意識の高揚を図る。

（2）規制及び指導等

ア 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、速やかに対応できるよう、消防署、警察署、関係団体等と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

イ 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合の市民の安全確保のため、消防署、警察署、関係団体、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

第5 毒物・劇物

県（保健福祉部）は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

<資料8-3 毒物劇物製造（販売）業等の登録状況>

1 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取り扱いについて指導を行う。

2 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取り扱いに

ついて指導を行う。

第6 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防本部、警察、市、国に対する通報連絡体制を整備する。

2 市・消防本部等の対策

- (1) 市（総合政策部）及び消防本部は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 市（総合政策部）、消防本部、県（県民生活部）は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- (3) 市（総合政策部）及び県（県民生活部）は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。

第22節 岩石採取場等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時の岩石採取場等における災害を防止するため、市は、必要に応じ国、県に協力し、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

第1 鉱山災害予防対策

関東東北産業保安監督部は、災害発生時の鉱山における被害発生を防止するため、鉱山保安法に基づき、指導、監督する。

第2 岩石採取場災害予防対策

県（産業労働観光部）、採石業者等は、災害発生に伴う岩石採取場での被害を防止するため、平常時から災害発生予防に関する啓発、指導・監督等、岩石採取場の安全確保に努める。

- (1) 採石業者等は、採取計画の遵守、自主災害防止体制の確保を行う。
- (2) 県（産業労働観光部）は、災害発生予防に関する啓発、指導・監督を行う。

第3 砂利採取場災害予防対策

県（産業労働観光部）、砂利採取業者等は、災害発生に伴う砂利採取場での被害を防止するため、砂利採取法に基づき、また、第2に準じて砂利採取場の安全確保に努める。

第23節 学校・社会施設等の災害予防対策

学校等は、水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時の幼児児童生徒及び教職員の安全を確保するため、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、学校保健安全法に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

学校安全計画作成上の留意点	年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ① 防災教育に関する事項 ・ 学年別、月別の関連教科、道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間における指導事項 ・ 特別活動、部活動等における指導事項 ② 防災管理に関する事項 ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 ③ 災害安全に関する組織活動 ・ 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 ・ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修
危険等発生時対処要領作成上の留意点	学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。 ・ 大規模災害時における児童生徒等の安全確保の方策 ・ 時間外における教職員の参集体制 ・ 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制など

2 学校等の防災体制の確立

（1）事前対策の確立

校長等は、台風や雷、降雪時の児童生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

（2）応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

（3）施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童生徒等及び教職員に対する防災教育

市（教育委員会）及び県（教育委員会）は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実にも努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

（1）防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき児童生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施に当たっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の

対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

イ 支援者としての視点からの社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることがもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市（教育委員会）及び県（教育委員会）は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

施設危機管理計画作成上の留意点	年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ① 災害管理に関する事項 ・ 防災のための組織作り、連絡方法の設定 ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ・ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定 ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 ② 災害に関する組織活動 ・ 地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練 ・ 避難所運営訓練の実施 ・ 職員を対象とした防災に関する研修 ・ 利用者に対する防災情報提供
-----------------	---

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市（教育委員会）及び県（教育委員会）は、社会教育を通じて市民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した市民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施に当たっては、市民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることがもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

本節第1の3(2)に準ずる。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

本節第1の3(3)に準ずる。

第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じて必要な対策を行う。

第4 文化財災害予防対策

火災・事故災害対策編第1部第2章第2節第5の4に準じ、水害・台風、竜巻等風害・雪害に備えた対策を行う。

＜資料18-1 栃木市指定文化財一覧＞

第24節 航空消防防災体制の整備

大規模災害発生時に、消防防災ヘリコプター等による災害応急対策活動の要請、運用について円滑な実施を図るため、市、防災関係機関は、連携して航空消防防災体制の充実強化に努める。

第1 離着陸場等の整備

消防本部は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場等について、施設等の管理者等と協議して選定し、本計画（資料編）に定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場等候補地のうち、飛行場外離着陸場（5か所）又は緊急離着陸場（65か所）として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

＜資料16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧＞

第2 広域航空消防防災応援体制の整備

1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

(1) 通信体制の整備

応援ヘリコプターと消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡のため、消防本部は、統制波を実装した無線機の整備に努める。

(2) 事前計画の作成

消防本部及び県（県民生活部）は、他機関のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

第25節 自治体・消防・自衛隊等における応援・受援体制の整備

市、県は、応急対策職員派遣制度、災害時相互応援協定による人員派遣スキームを基本として相互応援体制を整備する。また、災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定等により、支援を円滑に受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

第1 市町相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定

市（総合政策部）は、県内全市町間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」を実施する体制の整備に努める。

＜協定集 2. 相互応援関係＞

2 市と県の連携強化

市（総合政策部）は、県が市町防災担当職員に対して開催する説明会等や、各種防災訓練への参加、本計画の修正における助言・支援等を受ける等、県との連携体制の強化に努める。

3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

市（総合政策部）は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第2 応急対策職員派遣体制の整備

総務省の「災害応急対策職員派遣制度」により、県が対口支援団体に選定された場合、市は県及び県内他市町と「チーム栃木」として支援を行うため、市（総合政策部）は要請に応じて必要な人員・資機材を確保できる体制を整備する。

第3 大規模災害に備えた受援計画

市（総合政策部）は、他市町村・関係機関からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

受援計画には、受援対象業務、応援団体職員の執務スペース、事務機器の確保体制等を明確にしておく。

また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施するほか、国の情報連絡員（リエゾン）や県の緊急対策要員と災害時の情報連絡や対応方法を平時から確認しておく。

＜資料24-1 国・県等の災害支援ユニット＞

第4 消防広域応援体制の整備

1 消防相互応援体制の整備

消防本部は、次の対策を講じる。

（1）協定の適切な運用

特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部（局）等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

（2）栃木県広域消防応援等計画による充実強化

「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

（3）広域消防応援訓練の実施

県内全消防本部（局）による合同訓練に参加し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要

請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

＜協定集 5. 消防関係＞

2 緊急消防援助隊の整備

消防本部、県（県民生活部）は、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

また、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。

第5 警察・自衛隊等との連携

消防本部は、県（県民生活部・県土整備部）、県警察、消防長会及び自衛隊が参加する「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」において、初期活動における関係機関の役割分担、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討結果を踏まえ、相互連携体制の強化を図る。

第6 災害時応援協定の締結

市（各部局）は、災害時に市民に対する救助、救援、輸送、情報伝達等を適切に行う機関と災害協定を締結し、連絡体制の充実を図るなど平時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

第26節 孤立集落の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時に土砂崩れや積雪による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、市及び市民は連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第1 現状と課題

本市では、災害発生時に交通や情報通信手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）が4箇所存在している。また、孤立可能性地区には該当しないが、河川などにより孤立している地域（以下「飛び地的地区」という。）の2地区の自治会についても、風水害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等が生じるおそれがあるため、事前対策に取り組む必要がある。

＜資料9-1 孤立可能性地区・飛び地的地区一覧＞

第2 孤立可能性地区の実態把握

市（総合政策部）及び県（県民生活部）は、孤立可能性地区について、平時から孤立時の備え等の現状の把握に努める。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

市（都市建設部）、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて、洪水、土砂災害、倒木等による損壊や閉塞などの対策工事を推進する。

2 土砂災害危険箇所の整備

県（環境森林部・県土整備部）は、孤立可能性地区の孤立化要因となる土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

市（総合政策部）は、孤立可能性地区において、県から衛星携帯電話の配備に必要な財源の一部の補助等の支援を受け、通信手段の確保に努める。

また、自主防災組織、消防団、アマチュア無線等によるバックアップ体制を検討する。

第4 発生時に備えた取組の実施

1 市の対策

市（総合政策部）は、孤立地区の発生に備えて次の対策を講じる。

- （1）孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。
- （2）孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備を支援する。
- （3）避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。
- （4）救助や物資輸送の空輸のため、ヘリコプター緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。
- （5）自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

2 孤立地区の対策

- （1）孤立可能性地区の市民は、1週間程度の備蓄量を確保しておくよう努める。
- （2）孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信する訓練を実施する。

第 2 7 節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る必要がある。

第 1 市の対策

市（生活環境部）は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」の策定をするなど平時の備えに努める。

（１）発生見込み量の把握等

あらかじめ災害廃棄物等の発生見込み量を把握し、その処理体制の整備に努める。特に、仮置場候補地の選定及び関連資機材の備蓄、点検を推進する。

（２）処理業者との連携

平時から処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう共通認識を図るとともに、事業継続計画の策定について働きかけを行う。

（３）定期的な訓練の実施

関係団体と締結した「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」及び県と事業者が締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「相互応援協定等」という。）が災害時に実効的に機能するよう、定期的に訓練し、当該協定内容の確認等を行うとともに、連絡体制を整備する。

（４）広域処理体制の確保

大量の災害廃棄物の発生を想定し、県や他市町と連携した広域処理体制を整備する。

（５）市民への周知

災害ごみの分別、排出方法を、平時からホームページ、広報紙、パンフレット等で市民に周知する。

第 2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設の災害対策の強化等に努める。

第 3 県の対策

県（環境森林部）は、市や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な支援を行う。

（１）相互応援協定等の確認や見直し

（２）市の災害廃棄物処理計画の策定支援

（３）定期的かつ計画的な研修・訓練

（４）市、処理業者と災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための共通認識、事業継続計画の策定についての働きかけ

（５）県ホームページ等において、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性について周知

（６）市、処理業者、解体業者等に対して「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」等の周知

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速かつ的確に実施する。

第1 市の配備体制

1 配備体制

風水害雪害時の市職員の配備基準は次のとおりとし、災害の状況等に応じて配備体制を拡大又は縮小する。

体制		配備内容	配備基準
災害警戒体制	準備体制	・ 気象情報の収集 ・ 災害情報の収集 ・ 注意体制配備のための整備	①洪水予報河川、水位周知河川の水位が水防団待機水位を超えることが確実となった場合 ②大雨注意報、洪水注意報、強風注意報などが発表された場合 ③その他危機管理監が必要と認めるとき
	注意体制	・ 気象情報の収集 ・ 災害情報の収集 ・ 災害警戒本部体制配備のための連絡体制整備 ※注意体制であっても、避難所開設の準備や災害警戒本部体制移行準備のため、危機管理課から指示があった課は動員配備体制をとる。	①洪水予報河川、水位周知河川の水位が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合 ②大雨注意報、強風注意報などが発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ③大雨警報、洪水警報、暴風警報などが発表された場合 ④台風の接近や集中豪雨等により、災害が発生するおそれがある場合 ⑤その他危機管理監が必要と認めるとき
	災害警戒本部体制	・ 気象情報の収集 ・ 災害情報の収集（被害状況の把握） ・ 災害対策本部体制配備のための連絡体制整備 ・ 情報発信（報道、市民）の開始	①高齢者等避難を発令した場合 ※高齢者等避難の発令基準は、本章第6節第1の2（1）に準ずる。 ②その他副市長が必要と認めるとき
災害対策本部体制	第1 配備	・ 災害情報の収集（被害状況の把握） ・ 災害対策本部体制での応急復旧 ・ 情報発信（報道、市民） ・ 関係機関との連絡調整	①避難指示を発令した場合 ※避難指示の発令基準は、本章第6節第1の2（1）に準ずる。 ②その他市長が必要と認めるとき
	第2 配備	・ 災害情報の収集（被害状況の把握） ・ 災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・ 情報発信（報道、市民） ・ 関係機関との連絡調整	①大雨、暴風、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表された場合 ②市内に被害が発生し、又は甚大な被害が発生するおそれがある場合 ③その他市長が必要と認めるとき

動員配備表（災害対策本部設置時の部班構成）

配備体制		災害警戒体制			災害対策本部体制	
部	班	準備体制	注意体制	災害警戒本部体制	第1配備	第2配備
本部長	市長				○	○
副本部長	副市長			○	○	○
	教育長			○	○	○
	危機管理監		○	○	○	○
統括部	統括班		○	○	○	○
	渉外班			○	○	○
	情報収集班		●	○	○	○
	広報班		●	○	○	○
総務部	職員班		●	○	○	○
	管財班			○	○	○
	被害調査班			○	○	○
	財政班			○	○	○
	大平地域総務班		○	○	○	○
	藤岡地域総務班		○	○	○	○
	都賀地域総務班		○	○	○	○
	西方地域総務班		○	○	○	○
	岩舟地域総務班		○	○	○	○
生活環境部	災害ごみ対策班			○	○	○
	防疫衛生班			○	○	○
	交通防犯対策班			○	○	○
救援救護部	福祉救援班			○	○	○
	救護班		●	○	○	○
産業振興部	物資調達班		●	○	○	○
	農林班		○	○	○	○
都市建設部	道路河川復旧班		○	○	○	○
	住宅復興班			○	○	○
上下水道部	下水道班		○	○	○	○
	水道班			○	○	○
避難所運営部	避難所班		●	○	○	○
消防部	消防本部班	○	○	○	○	○
	栃木地域消防班 （消防第1・第2課）	○	○	○	○	○
	栃木地域消防班（消防団）			○	○	○
	各地域消防班（各分署）	○	○	○	○	○
	各地域消防班（消防団）			○	○	○

（注）「●」は大雨警報等の発表に加え、危機管理課から動員配備の指示があった場合

2 動員体制

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制にしたがって、次の動員計画により職員の動員を行う。

（1）動員体制の整備

ア 動員計画表、連絡系統図等の作成

各所属長は、所属職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員計画表、連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。

イ 休日その他勤務時間の動員

配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事する。

(2) 消防団の動員計画

ア 伝達

消防団への伝達は、消防本部が行う。

イ 指令

消防団長は、市長から災害警戒本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出勤できる体制を確立するよう本部分団長に対し、電話、消防団無線、メール、伝令等により指令する。

ウ 記録

消防団における応急復旧従事の際の始期及び終期は、市長又は消防団長の明確な指示に基づくものとし、出勤した際は記録をとる。

(3) 動員の方法

配備体制の職員等への伝達は、次により行う。

ア 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員、防災担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、できる限り携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

イ 開庁時の連絡体制

(ア) 副本部長（危機管理監）は、本部長（市長）の指示等により配備体制がとられた場合は、各部長に対し、口頭、特定配信メール（携帯電話）、又は電話によって配備体制を指令する。

(イ) 各部長は、直ちに所属職員に特定配信メール（携帯電話）、電話等で連絡し、指揮監督を統括する。

(ウ) 副本部長（危機管理監）は、消防長に非常配備を伝達する。

ウ 閉庁時の連絡体制

(ア) 各職員の措置

- ① 当直者は、消防機関からの通報、その他により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに副本部長兼統括部長（危機管理監）及び統括班長に通報し、指示により本部長（市長）及び副本部長（副市長、教育長）に通報する。
- ② 当直者は、指示により統括班が配置につくまでの間、各部長に特定配信メール（携帯電話）、電話等により連絡する。
- ③ 各部長は、常に所属班員の連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。
- ④ 職員は、問い合わせ等によって通信回線が込み合い、電話では通話できない状態になった場合は、気象情報及び災害情報等をテレビ、ラジオ等により積極的に収集し、自己判断により参集する。
- ⑤ 配備要員以外の職員は、テレビ等で災害情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機する。

エ 職員の参集

(ア) 職員の参集手段及び場所

- ① 職員は登庁に当たり、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、できるだけ徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。
- ② 災害の状況等により、勤務場所への参集が困難なときは、最寄りの総合支所など市の施設に参集し、その責任者の指示を受け、災害対策活動に従事する。
- ③ 職員の家族に死傷者が出たとき、又は自宅が全半壊（焼）したときは、何らかの手段をもってその旨を所属上司又は最寄りの施設の責任者に報告する。

(イ) 参集途上の措置

① 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、状況を所属長に報告し、対応について指示を求める。また、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うと共に、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。

The image contains two organizational charts illustrating communication procedures during opening and closing hours.

(開庁時) Opening Hours:

- 本部長 (市長) (Chief Director / Mayor):** Issues "動員指示" (Mobilization Instructions) to the **副本部長 (危機管理監) (Deputy Chief Director / Crisis Management Supervisor)**.
- 副本部長 (危機管理監):**
 - Communicates with **本部員 (Staff):** via "口頭・特定配信メール・電話" (Verbal, Specific Distribution Email, Telephone).
 - Communicates with **消防本部 (Fire Department):** via "特定配信メール・電話" (Specific Distribution Email, Telephone).
- 本部員 (Staff):** Communicates with **関係職員 (Related Staff):** via "口頭・特定配信メール・電話" (Verbal, Specific Distribution Email, Telephone).
- 消防本部 (Fire Department):** Communicates with **消防団 (Fire Volunteer Group):** via "電話・メール・無線" (Telephone, Email, Radio).

(閉庁時) Closing Hours:

- 本部長 (市長) (Chief Director / Mayor):** Communicates with the **副本部長 (危機管理監) (Deputy Chief Director / Crisis Management Supervisor)** via "電話・FAX・特定配信メール" (Telephone, FAX, Specific Distribution Email).
- 副本部長 (危機管理監):**
 - Communicates with **副本部長 (副市長) (教育長) (Deputy Chief Director / Deputy Mayor (Education Director)):** via "電話・FAX・特定配信メール" (Telephone, FAX, Specific Distribution Email).
 - Communicates with **警備会社 (Security Company):** via "電話" (Telephone).
 - Communicates with **消防本部 (Fire Department):** via "電話" (Telephone).
 - Communicates with **本部員 (Staff):** via "電話・特定配信メール" (Telephone, Specific Distribution Email).
- 消防本部 (Fire Department):** Communicates with **消防団 (Fire Volunteer Group)** via "電話・メール・無線" (Telephone, Email, Radio).
- 本部員 (Staff):** Reports to **各課長 (Section Chiefs)**, who then report to **各職員 (Staff Members)**.

1 準備体制・注意体制の活動

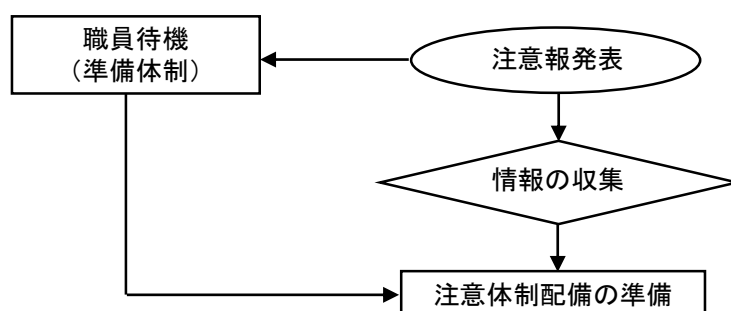
洪水予報河川、水位周知河川の水位が水防団待機水位を超えることが確実となった場合や、大雨注意報、洪水注意報、強風注意報などが発表された場合には、市は準備体制をとり、気象・災害に関する情報の収集に努める。

ア 気象情報の収集

イ 災害情報の収集

ウ 河川の水位に関する情報の収集

エ 注意体制配備のための整備



(2) 注意体制

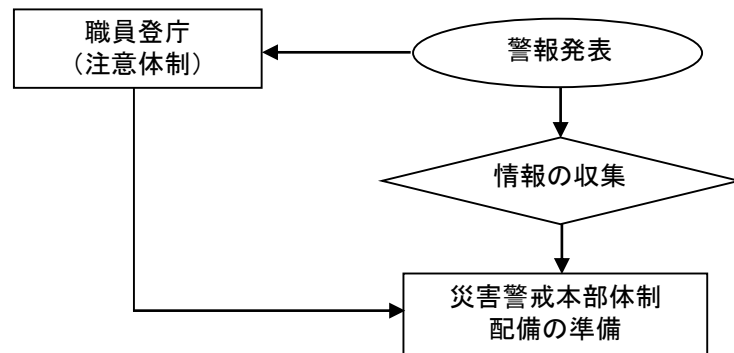
洪水予報河川、水位周知河川の水位が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合や、大雨警報、洪水警報、暴風警報などが発表された場合、台風の接近や集中豪雨等により災害が発生するおそれがある場合には、市は注意体制をとり、気象、災害に関する情報の収集に努める。また、災害警戒本部体制配備のための連絡体制を確保する。

また、危機管理監を責任者とし、注意体制で動員配備となっている職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

ア 気象情報の収集

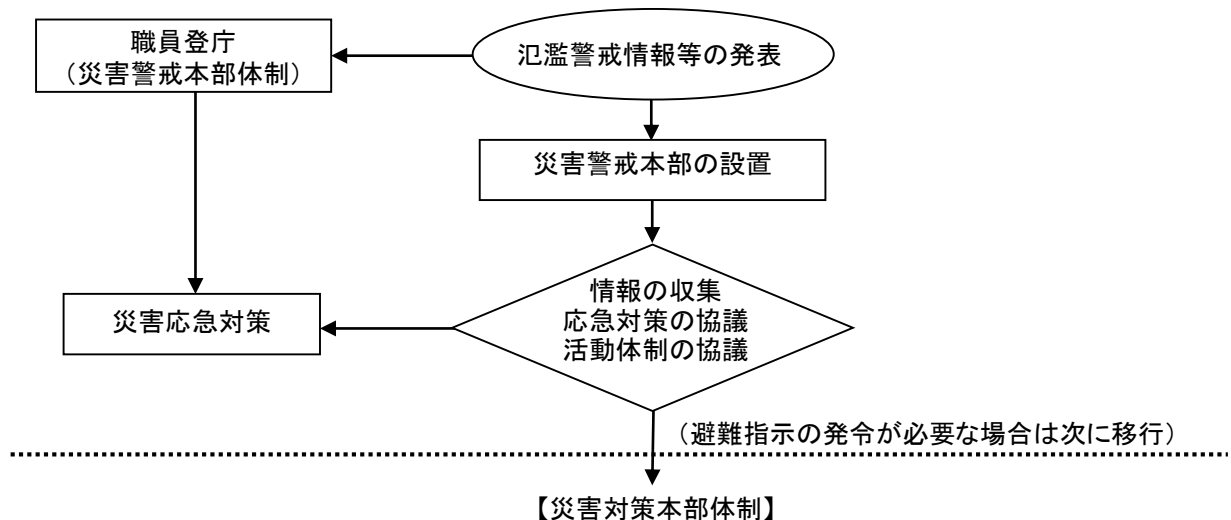
イ 災害情報の収集

ウ 災害警戒本部体制整備のための連絡体制整備



2 災害警戒本部体制（災害警戒本部の設置）

注意体制において、高齢者等避難の発令が必要と判断された場合には、市は災害警戒本部を設置し、高齢者等避難を発令する。その後、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置せずに行う災害対策を総合的に迅速かつ的確に行う。



(1) 設置基準

次に掲げる場合において、副市長が必要と認めるときに設置する。

ア 高齢者等避難を発令した場合

※高齢者等避難の発令基準は、本章第6節第1の2（1）に準ずる。

イ その他副市長が必要と認めるとき

(2) 設置場所

市役所本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合は、災害警

戒本部長（副市長）の指定する場所に設置する。

（３）災害警戒本部の組織

副市長を本部長とし、次の者をもって組織するものとする。本部長（副市長）不在時等の代理者の順位は、第１順位は副本部長（危機管理監）、第２順位は副本部長（教育長）とする。

本部長	副市長
副本部長	危機管理監、教育長
本部員	総合政策部長、経営管理部長、地域振興部長、生活環境部長、保健福祉部長、こども未来部長、産業振興部長、都市建設部長、都市建設部技監、会計管理者、議会事務局長、上下水道局長、消防長、教育次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

（４）本部業務

災害警戒本部は、次の業務を行う。

- ア 災害発生のおそれがある場合における準備的対応に関すること
- イ 災害対策本部の設置準備に関すること
- ウ 災害応急対策の実施に関すること

（５）解散時期

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

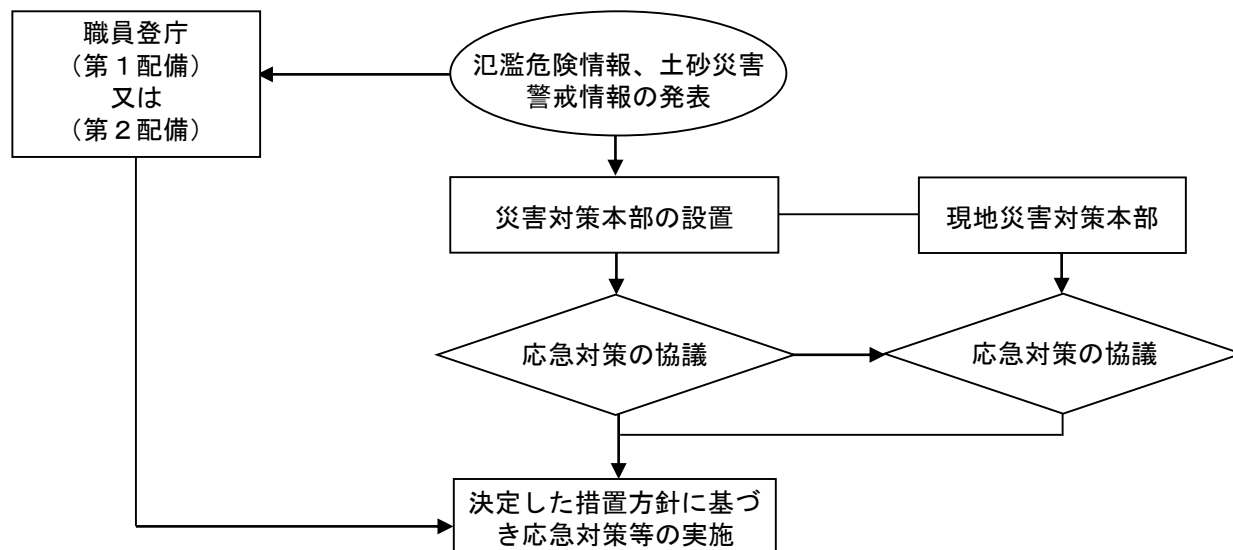
- ア 災害の発生するおそれがなくなると本部長（副市長）が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長（副市長）が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

３ 災害対策本部体制（災害対策本部の設置）

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の２の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

＜資料10-1 栃木市災害対策本部条例＞

＜資料10-2 栃木市災害対策本部に関する規程＞



（１）設置基準

次に掲げる場合において、市長が必要と認めるときに設置する。

- ア 避難指示を発令した場合
※避難指示の発令基準は、本章第６節第１の２（１）に準ずる。
- イ 市内に大雨、暴風、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表された場合
- ウ 市内に被害が発生し、又は甚大な被害が発生するおそれがある場合
- エ その他市長が必要と認めるとき

(2) 設置場所

市役所本庁舎内に設置し、「栃木市災害対策本部」の標札を掲出する。なお、建物破損等により本部として機能が全うすることができないと本部長（市長）が判断した場合は、次の場所に設置する。

第1順位 栃木市総合運動公園体育館

第2順位 栃木市栃木文化会館

(3) 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。ただし、消防部は、制服をもって腕章に代える。

また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

＜資料10-3 本部職員の標識＞

(4) 防災関係機関等への通知

災害対策本部を設置したとき又は解散したときは、次のうち必要と認める機関に速やかに通知する。また、市民に対して、広報車、ホームページ等により周知する。

ア 県危機管理課

イ 他市町

ウ 陸上自衛隊第12特科隊

エ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

オ その他の関係機関（国の関係省庁、隣接県等）

(5) 災害対策本部の組織

市長を本部長とし、次の者をもって組織する。本部長（市長）不在時等の代理者の順位は、第1順位は副本部長（副市長）、第2順位は副本部長（危機管理監）、第3順位は副本部長（教育長）とする。

本部長	市長
副本部長	副市長、危機管理監、教育長
本部員	総合政策部長、経営管理部長、地域振興部長、生活環境部長、保健福祉部長、こども未来部長、産業振興部長、都市建設部長、都市建設部技監、会計管理者、議会事務局長、上下水道局長、消防長、教育次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、消防団長

(6) 本部員会議

ア 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、危機管理監、教育長）、本部員で構成し、災害応急対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部員会議の開催

本部長（市長）は、災害対策本部の運営、災害応急対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部員会議を招集する。

本部員は、本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を副本部長（危機管理監）に申し出る。

ウ 本部員会議の協議事項

（ア）災害対策本部の配備体制に関すること

（イ）災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること

（ウ）県その他関係機関に対する災害応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること

（エ）その他災害対策に関する重要事項

エ 決定事項の実行

本部員会議の決定事項は、担当部長が関係部長等と緊密に連携して速やかに実施する。

オ 本部員会議の庶務

本部員会議の庶務は、危機管理課が担当する。

(7) 部の組織、運営

各部長は班を編成し、所掌事務を実施するため次の措置を講じる。また、業務遂行に当たり必要がある場合は、新たな班を設置して所掌事務を実施する。

ア 各班（課）に連絡責任者を定める。連絡責任者を変更する場合は、その旨を副本部長（危機管理監）に遅滞なく届け出る。

連絡責任者は、班内の災害情報のとりまとめ、部長への報告、部長からの指示等の班内への伝達等を行う。

イ 所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。

ウ 次の措置をとり、その状況を副本部長（危機管理監）を通じて本部長（市長）に報告する。

（ア）災害の現況を職員に周知させ、所要の人員を配備

（イ）装備、機械、設備、器材、物資等を点検し、必要に応じて被害予想地へ配備

（ウ）災害対策に関係ある機関及び市民との連絡を密にし、協力体制を強化

（エ）必要に応じ災害発生予想箇所等の巡視又は監視の実施

（オ）災害発生の場合は、その対策に当たらせる。

エ その他、次の事務を実施する。

部班の編成及び分掌事務

部 (●部長、○副本部長)	班 (●班長、○副班長)	分掌事務
統括部 ●危機管理監 ○総合政策部長 ○議会事務局長 ○監査委員事務局長	統括班 ●危機管理課長 ○総務課長	・本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 ・災害情報及び被害情報の統括に関する事。 ・災害対策の統括に関する事。 ・避難情報等の発令に関する事。 ・帰宅困難者の対応に関する事。 ・国、県、警察等の防災関係機関との連絡調整に関する事。 ・自衛隊の応援要請等に関する事。 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事。 ・土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策に関する事。 ・災害救助法に関する事。 ・被災者生活再建支援システムの運用に関する事。 ・統括部内の調整に関する事。 ・各部との連絡調整に関する事。
	渉外班 ●秘書課長 ○議事課長	・災害対策本部長の秘書用務に関する事。 ・被災地の各種陳情に関する事。 ・災害視察、慰問、見舞者の接待に関する事。 ・市議会等の連絡調整に関する事。 ・礼状の発送に関する事。
	情報収集班 ●総合政策課長 ○デジタル推進課長	・被害状況の情報収集、取りまとめ及び報告に関する事。 ・ライフラインの被害状況及び復旧状況の情報収集に関する事。 ・応急復旧情報の収集及び報告に関する事。 ・各部への情報提供に関する事。 ・自治会、自主防災組織との連絡調整に関する事。 ・市民からの災害情報の問い合わせに関する事。 ・行政資料及びデータの保全に関する事。
	広報班 ●広報課長 ○契約検査課長	・報道機関に対する情報提供、協力要請に関する事。 ・市民に対する災害情報の提供に関する事。 ・避難情報等の市民への周知に関する事。 ・災害及び応急対応活動記録の収集に関する事。

部 (●部長、○副部長)	班 (●班長、○副班長)	分掌事務
総務部 ●経営管理部長 ○地域振興部長 ○会計管理者	職員班 ●職員課長 ○職員課主幹	・災害関係職員の動員に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・災害派遣職員の身分取り扱いに関する事。 ・公務災害補償（消防団員含む）に関する事。 ・職員の給食対応及び衛生管理に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・情報収集班への応援に関する事。 ・総務部内の調整に関する事。
	管財班 ●管財課長 ○管財係長	・庁舎等の被害調査に関する事。 ・庁舎機能及び通信手段の確保に関する事。 ・広報用車両及び災害時対応車両の確保及び配車に関する事。 ・燃料の調達に関する事。 ・市有財産（行政財産を除く）の管理に関する事。
	被害調査班 ●税務課長 ○収税課長	・建物等の被害状況調査に関する事。 ・災害減免、猶予及び税相談に関する事。 ・被災建物等台帳の作成に関する事。 ・り災証明等の発行に関する事。
	財政班 ●財政課長 ○会計課長	・災害関係の予算に関する事。 ・災害時に必要な経費の出納に関する事。 ・義援金の募集、受け入れ、保管、配布に関する事。 ・災害関係経費の支出に関する事。 ・避難所班の応援に関する事。
	各地域総務班 ●各地域づくり推進課長 ○各地域づくり推進係長	・被害状況の情報収集、取りまとめ及び本部への報告に関する事。 ・応急対応策に関する事。 ・総合支所庁舎の被害調査及び機能確保に関する事。 ・市民に対する情報周知に関する事。 ・自治会、自主防災組織との連絡調整に関する事。 ・道路、河川、下水道、水道等の連絡調整に関する事。 ・各部との連携に関する事。 ・被災者等の相談及び窓口相談に関する事。
生活環境部 ●生活環境部長 ○市民生活課長	被災者支援班 ●市民生活課長 ○保険年金課長	・被災者等の身元調査、照会に関する事。 ・被災者等の相談及び窓口開設に関する事。 ・生活環境部内の調整に関する事。
	災害ごみ対策班 ●クリーン推進課長 ○ごみ減量係長	・災害廃棄物の処理に関する事。 ・廃棄物処理の協力応援体制に関する事。 ・し尿処理に関する事。
	防疫衛生班 ●環境課長 ○斎場整備室長	・被災住宅の防疫に関する事。 ・遺体の収容、身元確認、安置、埋葬に関する事。 ・火葬施設の利用調整に関する事。 ・工場等からの汚染物質流出等の対応に関する事。 ・避難所に飼い主と同行避難したペットの適正飼養及び衛生管理の指導に関する事。
	交通防犯対策班 ●交通防犯課長 ○交通防犯係長	・公共交通機関との連絡調整に関する事。 ・災害時の治安・秩序の保持に関する事。 ・災害ごみ対策班の応援に関する事。

部 (●部長、○副部長)	班 (●班長、○副班長)	分掌事務
救援救護部 ●保健福祉部長 ○こども未来部長	福祉救援班 ●福祉総務課長 ○子育て支援課長	・高齢者、障がい者、乳幼児等への救援に関する事。 ・地域支え合い活動による支援に関する事。 ・災害ボランティア及びボランティアセンターに関する事。 ・救援物資の受領及び集積所の開設運営に関する事。 ・所管施設の被害調査及び機能確保に関する事。 ・福祉避難所に関する事。 ・日本赤十字社等との連絡調整に関する事。 ・行方不明者等の捜索申し出の受付に関する事。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・民生委員等への協力要請及び連絡調整に関する事。 ・災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事。 ・被災児童の保護に関する事。 ・救援救護部内の調整に関する事。
	救護班 ●健康増進課長 ○地域包括ケア推進課長	・医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。 ・所管施設の被害調査及び機能確保に関する事。 ・医療災害支援（災害協定）に関する事。 ・医療救護及び救護所の開設・運営に関する事。 ・救護所における救急機関（消防署含む）との連絡調整に関する事。 ・医療器材、医療品等の需給調達、保管及び配分に関する事。 ・被災者の健康管理に関する事。 ・感染症予防対策に関する事。
産業振興部 ●産業振興部長 ○農業委員会事務局長	物資調達班 ●商工振興課長 ○産業基盤整備課長	・商工観光関係被害状況調査及び支援に関する事。 ・所管施設の被害調査及び機能確保に関する事。 ・避難生活物資の調達、配給に関する事。 ・避難世帯への生活・食料物資の調達、配給に関する事。 ・産業振興部内の調整に関する事。
	農林班 ●農林整備課長 ○農業振興課長 ○農業委員会事務局次長	・農林水産関係被害状況調査及び支援に関する事。 ・所管施設の被害調査及び機能確保に関する事。 ・都市建設部、上下水道部との連携に関する事。 ・農林水産施設の災害復旧に関する事。 ・家畜等動物の救護及び対策に関する事。 ・物資調達班の応援に関する事。 ・西前原排水機場の運転に関する事。
都市建設部 ●都市建設部長 ○都市建設部技監	道路河川復旧班 ●道路河川整備課長 ○道路河川維持課長	・道路、河川、公園関係の被害状況調査に関する事。 ・通行不能箇所の調査及び対策に関する事。（警察との連携） ・緊急輸送道路確保（障害物除去）に関する事。 ・建設業者等への応急対策依頼等、連絡調整に関する事。（災害協定） ・緊急建設資材等の調達に関する事。 ・道路、河川、公園関係の災害復旧に関する事。 ・土木事務所との連携に関する事。
	住宅復興班 ●都市計画課長 ○建築住宅課長	・所管施設の被害調査及び機能確保に関する事。 ・所管施設の災害復旧に関する事。 ・被害住宅相談及び診断に関する事。 ・震災建築物応急危険度判定に関する事。 ・被災宅地応急危険度判定に関する事。 ・宅地崩壊対策に関する事。 ・崩壊建築廃材対応に関する事。（災害ごみ対策班と連携） ・緊急建設資材等の調達に関する事。 ・仮設住宅建設に関する事。 ・仮設住宅入居に関する事。 ・災害復興計画に関する事。 ・道路河川復旧班の応援に関する事。

部 (●部長、○副部長)	班 (●班長、○副班長)	分掌事務
上下水道部 ●上下水道局長 ○下水道建設課長 ○水道建設課長	下水道班 ●下水道建設課長 ○上下水道総務課長	・下水道施設の被害調査に関する事。 ・下水道施設の災害復旧に関する事。 ・下水道にかかる相談に関する事。 ・マンホールトイレの整備に関する事。 ・上下水道部内の調整に関する事。
	水道班 ●水道建設課長 ○上下水道総務課経営係長	・水道施設の被害調査に関する事。 ・飲料水の市民への供給に関する事。 ・緊急配水資材等の調達に関する事。 ・水道施設の災害復旧に関する事。 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事。 ・緊急事業による配給水の広報に関する事。 ・上水道にかかる相談に関する事。
避難所運営部 ●教育次長 ○教育総務課長	避難所班 ●教育総務課長 ○生涯学習課長	・所管施設の被害調査に関する事。 ・避難所の開設、運営に関する事。 ・避難者数の把握及び避難者名簿の作成に関する事。 ・避難所における生活・食料物資の供給に関する事。 ・福祉避難所等への移送に関する福祉救援班との連絡調整に関する事。 ・学校等教育施設の災害復旧に関する事。
消防部 ●消防長 ○消防次長 ○消防署長 ○消防団長	消防本部班 ●消防総務課長 ○警防課長	・関係機関及び消防団との連絡調整に関する事。 ・災害時の資器材等の応急調達に関する事。 ・災害等に関する情報収集及び報告に関する事。 ・危険物施設等に対する応急措置等に関する事。 ・災害防御対策に関する事。 ・災害対策本部との連絡調整に関する事。 ・広域応援要請に関する事。 ・災害情報の受理及び出動指令に関する事。 ・非常招集の伝達に関する事。 ・緊急消防援助隊に関する事。 ・その他応急対策に関する事。
	栃木地域消防班 ●消防第1課長 ○消防第2課長 ○副団長 各地域消防班 ●各分署長 ○各副団長	・災害の警戒及び防御並びに警戒区域の設定に関する事。 ・災害の応急措置に関する事。 ・救出、救護及び救急業務に関する事。 ・災害情報の広報に関する事。 ・被害状況の収集及び報告に関する事。 ・避難誘導に関する事。 ・その他応急対策に関する事。

(8) 職員の配置調整

ア 部門間の配置調整

各部長は、部の職員が不足する場合、他の部の職員の応援を副本部長（危機管理監）に要請する。副本部長（危機管理監）は、各部の職員の動員状況、応援を要する技能・資格・職種等を考慮して、本部長（市長）及び関係部長と協議する。職員班は、他の部の職員の動員や部門間の職員の配置調整を行う。

なお、職員班は、部門間の応援、配置調整を円滑に行えるよう、市職員の技能・保有資格等の台帳を整備しておくほか、被災状況や復旧段階に応じた各部班の必要職員数をあらかじめ想定しておく。

イ 特定事務の支援

副本部長（危機管理監）は、特別な経験を有する事務（特定事務）を指定し、当該事務の経験等がある職員等をあらかじめ指名しておく。

指名された職員は、副本部長（危機管理監）の指示があった場合、当該事務の支援に当たる。

<特定事務の例>

- ・情報収集班と統括班間の情報共有事務など。

(9) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長（市長）は、災害の規模や程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、次の事務を行う。

（ア）被害情報、対応、支援状況、復旧状況等の把握

（イ）災害対策本部、国、県、関係機関等との連絡調整

（ウ）緊急を要する災害応急対策の実施

（エ）その他災害対策に関する必要な事務

イ 本部長（市長）は、副本部長（副市長、危機管理監、教育長）、本部員その他の職員のうちから、現地本部長及び現地本部員を指名する。

ウ 現地災害対策本部は、総合支所又は被災地に近い学校、公民館等を利用して設置する。

(10) 解散時期

本部長（市長）の判断により、次の場合に解散する。

ア 予想された災害の危険が解消したと認められるとき

イ 災害発生後における応急対策が概ね完了したと認められるとき

第3 県との連携

(1) 緊急対策要員との連携

市（総括班）は、県の情報収集要員や災害マネジメント総括支援員が派遣された場合は、密接に連携して対応する。また、災害マネジメントの総括的な支援を要する場合は、県（県民生活部）に栃木県災害マネジメント総括支援員の派遣を要請する。

ア 情報収集要員

市庁舎の近隣に居住する県職員から知事があらかじめ指定しており、県内に特別警報が発表されたことを覚知した場合は、安全を確保の上、市庁舎に登庁し、初動期における市での情報収集業務等に従事する。また、栃木県災害マネジメント総括支援員が派遣された場合には、災害マネジメント業務の補佐を行う。

イ 栃木県災害マネジメント総括支援員

市からの派遣要請により、市災害対策本部へ参画して応急対応等を総括的に支援する。

県災害対策本部（災害対策本部が設置されないときは危機管理課）から市に派遣を命じられた場合、直ちに市庁舎に登庁し、情報収集要員と連携して市災害対策本部との調整、市における応援職員のニーズ等の把握を行うなど、市の災害マネジメントの総括的な支援業務に従事する。

(2) 県現地災害対策本部との連携

市内に県の現地災害対策本部が設置されたときは密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

第4 業務継続性の確保

市（各班）は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のために策定した業務継続計画（BCP）により、業務継続性の確保を図る。

特に、市は災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、職員の参集体制、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について備えておく。

第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策

市及び関係機関は、気象予警報等を関係機関、市民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民の避難指示等の判断に必要な情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

第1 市の情報収集伝達体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は24時間365日体制で、勤務時間内外を問わず、情報収集班及び関係各部の職員をもって情報収集に当たるとともに、関係機関団体等からの情報を早期に把握するよう努める。

情報収集班は、収集した災害情報を副本部長（危機管理監）に報告し、副本部長（危機管理監）は、その内容を本部長（市長）に報告する。

また、必要に応じて国（国土交通省）の情報連絡員（リエゾン）の受け入れ等により、被災状況に応じてTEC-FORCE派遣につながるよう国との連絡強化を図る。

<協定集 1. 情報通信関係>

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するに当たり、直接指揮に当たる災害対策指揮者（市長、副市長、危機管理監、教育長）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集など初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

（1）緊急登庁体制

災害対策の主管課である統括部及び総務部の幹部職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡調整に当たる。

（2）連絡体制

市（統括班）は、県防災行政ネットワークを活用した気象情報等の収集や消防本部、警察署及び宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、市（統括班）は、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、栃木県火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

3 携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対して携帯電話を配備し、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、各種防災情報を携帯電話向けにメールで配信する。また、状況によっては個人の所有する携帯電話を活用する。

4 休日等における自然災害被害に関する情報収集

情報収集班は、初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯において、迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を収集する。

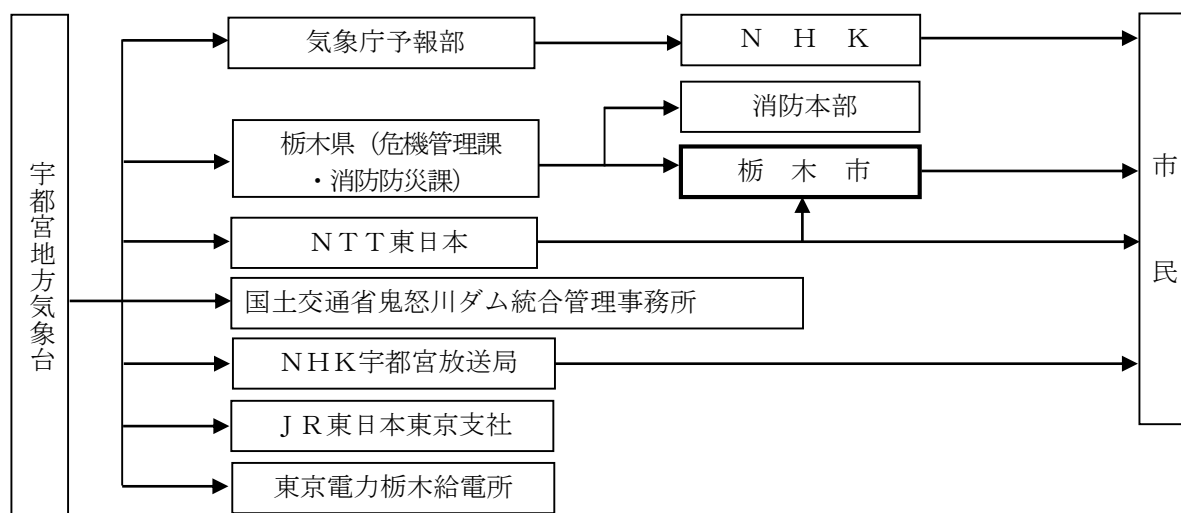
第2 警戒情報等の伝達

1 気象警報・注意報等の伝達

気象業務法に基づき、宇都宮地方気象台が発表した警報・注意報は、次の伝達系統により速やかに通知される。

市（統括班、広報班）は、県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて市民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

<資料11-1警報・注意報発表基準一覧>



気象注意報・警報の伝達系統

2 土砂災害警戒情報の伝達

市（統括班、広報班、福祉救援班、救護班、避難所班）は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

3 指定河川の洪水予報の伝達

水防法、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また、知事が定める河川について、県河川課と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。

本市における指定河川の洪水予報の伝達系統は、栃木市水防計画第8章のとおりである。

市（統括班、広報班、福祉救援班、救護班、避難所班）は、指定河川の洪水予報が発表されたときは、洪水浸水想定区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

4 水位周知情報の伝達

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、国土交通大臣の指定する河川については知事に通知し、知事の指定する河川については直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、一般に周知しなければならない。

本市における指定河川の水位周知情報の伝達系統は、栃木市水防計画第9章のとおりである。

市（統括班、広報班、福祉救援班、救護班、避難所班）は、指定河川の水位周知情報が通知されたときは、洪水浸水想定区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

5 水防警報の伝達

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防警報を水防管理者（市長）に通知する。

本市における指定河川の水防警報の基準及び伝達系統は、栃木市水防計画第11章のとおりである。

6 市の警報等の連絡体制

（1）警報等の受伝達

ア 県危機管理課、栃木土木事務所及び消防本部から通報される警報等は、危機管理課が受領

イ 勤務時間外は、当直者が受領し、災害対策本部の開設中は統括部が受領

ウ 警報等を受領したときは、直ちに市長、副市長、危機管理監、教育長及び各部長に連絡し、各部長は、直ちに必要な事項の周知を徹底

(2) 警報等の収集・伝達手段

ア 県防災行政ネットワーク等の利用

市（情報収集班）は、情報の急速な推移に対処するため、県防災行政ネットワーク、ラジオ、テレビ等により積極的に情報の収集に努める。

イ 水位、雨量等の収集

市（情報収集班）は、県防災行政ネットワークを始め、国や県出先機関、気象台等から水位、雨量等に関する情報収集に努め、関係河川の水位等の状況を把握する。

ウ 放送局の利用

市（広報班）は、災害情報その他必要な措置等を一般市民に伝達する場合、必要に応じて、ケーブルテレビ（株）、FMくらら857に放送を依頼するほか、県危機管理課を通じて日本放送協会（宇都宮放送局）、（株）栃木放送、（株）エフエム栃木及び（株）とちぎテレビに放送を依頼する。

7 異常現象等の通報

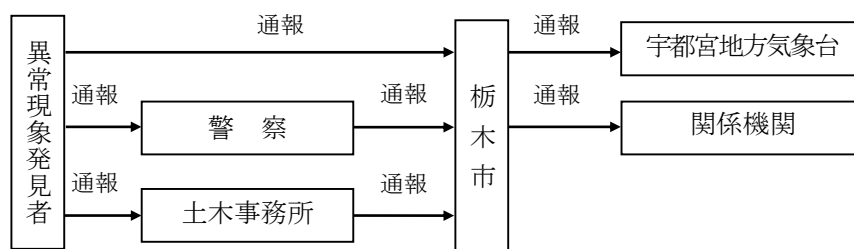
(1) 発見者（一般市民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市又は警察に通報する。
なお、土砂災害警戒区域等において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市又は警察に通報する。

(2) 市、警察の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市（統括班、情報収集班）は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県（県民生活部）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。



異常現象発見者の通報系統図

第3 被害状況等の収集

1 収集すべき情報

市（情報収集班）は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

(1) 災害発生直後の収集情報

ア 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

イ 降雨、降雪、河川の水位、湖沼の水位状況

ウ 人命危険の有無及び人的被害の発生状況

エ 家屋等建物の倒壊等被害状況

オ 火災等の発生状況及び危険性

カ 避難の必要の有無及び避難の状況

キ 要配慮者利用施設の被害状況

ク 消防、水防等の応急措置の状況

ケ 市民の動向

コ 道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害状況

- サ 電気、上下水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
- シ 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- ス 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- セ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) その後の収集情報

- ア 被害状況
- イ 避難指示等又は警戒区域の設定状況
- ウ 避難所の開設状況
- エ 避難生活の状況
- オ 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- カ 電気、上下水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
- キ 医療機関の開設状況
- ク 救護所の設置及び活動状況、医薬品その他衛生材料の補給の要否
- ケ 傷病者の収容状況
- コ 道路及び交通機関の復旧状況

(3) 留意点

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市民にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

2 被害情報等の収集方法

被害情報等の収集は、情報収集班が次により行う。

なお、災害対策に必要な情報項目、重要度、収集・報告に必要な情報レベルを統一した情報収集マニュアルをあらかじめ作成し、円滑な情報収集体制を確保しておく。

(1) 各地域の情報収集

情報収集班及び各地域総務班を地域ごとに派遣し、被害状況の情報収集を実施する。なお、各地域総務班は被害状況を情報収集班に報告する。

(2) 各部の情報収集

各部・各班から、所管施設等及び所掌業務に関する災害情報を収集する。また、職員は登庁時に把握した情報を参集場所の所属長に報告する。

(3) 関係機関からの情報収集

県警察、ライフライン関係機関、各種団体、アマチュア無線クラブ、報道機関等から情報を収集する。

また、災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害協定に基づき無人航空機（ドローン等）等による被災地域の情報収集を要請する。

<協定集 1. 情報通信関係>

(4) 消防本部、消防団による情報収集

消防本部は、市民等からの119番通報等により、情報の収集を行う。

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報収集活動を実施する。

(5) 自治会や自主防災組織からの情報収集

市は、自治会や自主防災組織からの情報収集体制を確立し、被害状況等の収集にあたる。

なお、収集する情報の内容や収集方法等に関するマニュアルを作成しておくものとする。

(6) 避難所等からの収集

避難所担当職員から、避難所等への参集途上の被災状況、市民の避難状況等の情報を収集する。

(7) 一般市民からの情報収集

一般市民等から通報される災害情報等は、災害警戒本部の設置前においては危機管理課で受領する。ただし、勤務時間外、休日等は当直者が受領し、災害警戒本部が開設中のときは、情報収集班が受領する。

また、通報が増加した場合は通報受付担当を設置し、通報の受信・伝達の円滑化を図るとともに、情報収集班が一元的に整理した最新情報を共有し、市民からの問い合わせに対応できるようにする。

第4 被害状況の報告

1 市・消防本部の報告

(1) 市（統括班）及び消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

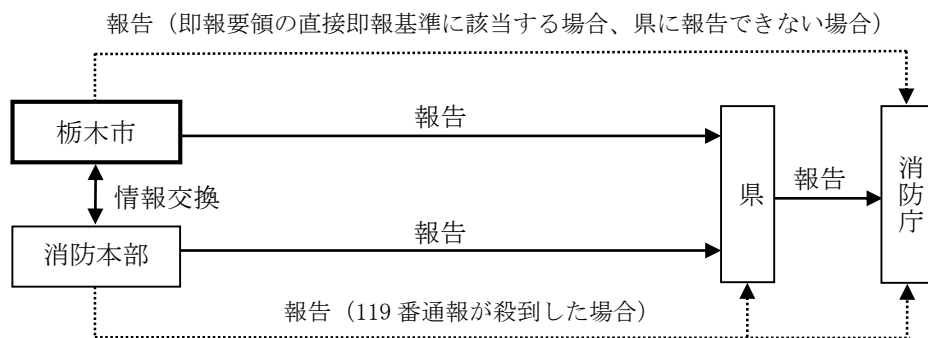
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

（注）災害対策基本法第53条第1項に基づく県又は内閣総理大臣への報告と消防組織法第22条に基づく消防庁長官への報告は一体的に取り扱われている。また、消防組織法第22条に基づく消防庁長官への報告基準は、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に定められており、栃木県火災・災害等即報要領はこれらの要領に準ずるものである。

<資料11-4 栃木県火災・災害時即報要領>

<資料11-5 即報基準>

(2) 市（統括班）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。



報告系統図

国（総務省消防庁）の連絡先

区分		平日 (9 : 30 ~ 18 : 15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
電話回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

※TNは、内線から無線への乗入れ番号

＜資料11-4 栃木県火災・災害時即報要領＞

＜資料11-5 即報基準＞

第5 通信手段の確保

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区分	通信手段	説 明
市防災行政無線		市民への伝達を行う無線設備
I P 無線		災害情報の収集、伝達を行う無線設備
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う
災害時 優先電話	N T T	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する）
	N T T ドコモ	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社 NTT ドコモと協議して事前に設定する）
	K D D I	災害時に優先的に発信できる携帯電話機
	ソフトバンク	
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信

＜資料11-2 防災無線＞

1 県防災行政ネットワークの利用

市（統括班）及び消防本部は、県から発信される災害情報の収集や当市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関、警察等との通信を、栃木県防災行政ネットワークで行う。

2 公衆電気通信設備の利用

災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予想される。

市（各班）、防災関係機関は、災害により電話がかかりにくい場合、災害時優先電話を優先的に発信専用として利用する。

3 I P 無線の利用

市（各班）は、災害時通信の迅速化を図るため、I P 無線を利用し、災害現場や各施設との情報伝達を行う。

＜資料11-3 I P 無線＞

4 非常通信の利用

市及び防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。市内では次に掲げる通信施設の利用が想定されるため、あらかじめ関係機関と協議して具体的方法を定めておく。

関東地方非常通信協議会の市内構成員

ア 消防無線通信施設	イ 県土木事務所無線通信施設
ウ 県警察専用電話及び無線通信施設	エ 東日本旅客鉄道（株）有線及び無線通信施設
オ 東武鉄道（株）（新栃木駅）無線通信施設	
カ アマチュア無線	キ タクシー無線

(1) 非常通信の依頼

依頼する無線局等の選定に当たっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等が望ましい。

(2) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(3) 取扱無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

(4) 非常通信の経路

市（統括班）から県（県民生活部）へ伝送する非常通信の主な経路は、次のとおりである。

発信依頼機関	中継機関	着信機関
栃木市消防本部	なし	栃木県県民生活部 危機管理課・消防防災課
栃木警察署警備課	栃木県警察本部警備第二課	
栃木県栃木土木事務所	栃木県県土整備部	

5 通信施設の応急復旧

通信施設が被災した場合は関係業者と協力し、迅速な応急復旧を行って通信を確保する。

第6 放送要請

市（広報班）は、災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による緊急を要する通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会（宇都宮放送局）、（株）栃木放送、（株）エフエム栃木、（株）とちぎテレビに放送を要請する場合は、県が各放送機関と締結する「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県（県民生活部）に要請する。

また、災害協定による放送要請をケーブルテレビ（株）及びFMくらら857に要請する。

<協定集 1. 情報通信関係>

第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 水防活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、栃木市水防計画に基づき水防活動を行う。

なお、水門の操作は栃木市水防計画第4章、機器資材及び設備の整備運用並びに輸送は同計画第5章、通信連絡は同計画第6章、観測通報は同計画第10章、水防機関の活動は同計画第12章、決壊時の処置は同計画第13章、協力応援は同計画第14章、水防報告は同計画第15章に準ずる。

第2 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市（農林班、道路河川復旧班）及び県（県土整備部）は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所等の点検に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市（住宅復興班）及び県（県土整備部）は、二次的な地すべり、崖崩れ等から市民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明に努める。

＜資料12-1 栃木市被災宅地危険度判定実施要綱＞

3 避難対策

市（統括班、広報班）は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節第1により警戒区域の設定若しくは避難指示等を行う。

第3 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第4 異常降雪時の対策

道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第4節 自治体・消防・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度、災害応援協力協定等に基づき、他自治体等へ迅速かつ的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を県に依頼する。

第1 受援体制の確保

市（統括班）は、円滑な受援のため、次の措置を講じる。

- （1）統括班に受援統括担当を設置し、応援の要請・受け入れの統括・総合調整を行う。
- （2）受援統括担当は、応援団体ごとに受援窓口となる担当班を指定する。
- （3）応援要請時における応援部隊の車両の受け入れを円滑に行うため、あらかじめ駐車スペースとして利用可能なスペースの確保を検討する。

第2 県への要請

1 災害対策基本法に基づく応援

市（統括班）は災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対して応援又は応急対策の実施を要請する場合、県に対し、県防災行政ネットワーク、電話等により依頼し、後日速やかに文書を送付する。要請時は、次に掲げる事項を示して行う。

要請事項
① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
② 応援を必要とする期間
③ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資機材、器具等の品名及び数量
④ 応援を必要とする場所
⑤ 応援を必要とする活動内容又は応援を必要とする応急措置内容
⑥ その他必要な事項

2 応急対策職員派遣制度による応援

市（統括班）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム※¹、対口支援チーム※²の支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

3 チーム栃木による応援

県（県民生活部、経営管理部、総合政策部）は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行うことになっている。

この場合、市は県と連携して職員の派遣等の応援を実施する。

第3 他市町への要請

市は、災害応急対策を実施するため職員が不足するなど必要があると認めるときは、他の市町に応援を求める。

<協定集 2. 相互応援関係>

1 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市（統括班）は、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。また、市は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

2 協定等に基づく相互応援

市（統括班）は、応急対策を実施するために必要な場合は、他市町村との相互応援協定等に基づき、当該市町村等に対して応援要請を行う。

第4 指定地方行政機関への職員の派遣要請

市（統括班）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対して当該機関の職員の派遣を要請し、又は県（経営管理部）に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

要請事項	根拠法令
① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員のアフせんについて必要な事項	派遣の根拠法令 ・災害対策基本法第29条 あつせんの根拠法令 ・災害対策基本法第30条 ・地方自治法第252条の17

第5 自衛隊の災害派遣要請

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、①公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。）、②緊急性（差し迫った必要性があること。）、③非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。）を満たす場合に、自衛隊の災害派遣を要請する。

1 派遣要請

市長（統括班）は、災害の発生により、人命、財産の保護が必要と判断した場合には、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼し、おおむね次の基準により行う。また、必要に応じて、市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

（1）要請窓口

県及び自衛隊の要請窓口の連絡先は、次のとおりである。

名 称	電話番号	県防災行政ネットワーク番号
県危機管理課	028-623-2136	500-2136
陸上自衛隊第12特科隊第3科	028-653-1551（内線510）	702-02～05

（2）要請方法

ア 本部長（市長）は、知事に対して、派遣要請に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政ネットワーク、電話等で依頼し、後日速やかに文書を送付する。

イ 特に緊急を要し、かつ、知事に対し依頼することができないときは、速やかに陸上自衛隊第12特科隊に通知する。この場合において、速やかに知事にその旨を通知する。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況等）

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区分	活動内容
① 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
② 避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑤ 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
⑥ 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
⑦ 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
⑧ 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
⑨ 被災者の生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
⑩ 救援物資の無償貸付、剰余	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。
⑪ 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
⑫ その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣部隊の受入体制

市（統括班）は、災害派遣部隊に対して次の受入体制を確保する。

- （１）円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。
- （２）災害救援のために使用する資材を原則として準備する。
- （３）宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

4 派遣部隊の撤収要請

市長（統括班）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、県防災行政ネットワーク、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

5 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議する。

- （１）派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料、修繕費
- （２）派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- （３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- （４）派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第6 関係機関、団体等への要請

市（各班）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合、災害協定（資料集参照）や災害応援協力制度（緊急消防援助隊、（公社）日本水道協会など）を活用し、当該協定書や要綱等を踏まえて応援協力を要請する。

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、市は必要な場合に県に対して災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用基準

市（統括班）は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令第1条第1項各号に掲げる基準）に該当するか県が判断するために必要な被害状況に係る情報を迅速かつ的確に報告する。

災害救助法の適用基準

該当条項	災害救助法適用基準
第1項第1号	栃木市内の住家の滅失世帯数が100世帯以上
第1項第2号	栃木県内の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上かつ、栃木市内の住家の滅失世帯数が50世帯以上
第1項第3号（前段）	栃木県内の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上で、栃木市内の住家の滅失世帯数が多数
第1項第3号（後段）	災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める次の特別の事情がある場合で、かつ、住家の滅失世帯数が多数のもの ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。
第1項第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次のいずれかの基準に該当するもの ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。

住家の滅失世帯数は、被害程度に応じて次のように換算する。

被害程度	被害世帯数	滅失世帯数
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	1世帯として換算
半壊（半焼）住家	2世帯	
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	

※床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。

第2 災害救助法の適用手続

（1）県（県民生活部）は、次に掲げる程度の災害について、栃木県災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対して被害状況について報告を求める。

市（統括班、情報収集班）は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県（県民生活部）に報告する。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

（2）市（統括班）は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

（3）市（情報収集班、被害調査班）は、県、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査に当たっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

（4）市（統括班）は、被害状況の調査に当たり、県（経営管理部、県民生活部）が必要に応じて派遣

する職員の応援、協力、立ち会い等を得る。

- (5) 市（被害調査班）は、住家の被害認定に当たっては専門技術的な判断が求められる場合があるため、災害協定を締結する（一社）栃木県建築士会栃木支部など建築関係技術者等の応援体制をあらかじめ確保しておく。

＜協定集 13. 生活再建関係＞

- (6) 市（統括班）は、県に被害状況を報告し、必要に応じて内閣総理大臣に対して災害救助法の適用について協議するよう依頼する。

ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合、市（統括班）は直接内閣府に対して情報提供を行う。

- (7) 県（県民生活部）は、市（統括班）からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市（統括班）、県各部局及び内閣府あてに通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法適用事務の運用

災害救助法の対象となる救助の種類は、次のとおりである。

災害救助法適用事務	市本部の担当班
① 避難所の設置	避難所班
② 応急仮設住宅の供与	住宅復興班
③ 炊出しその他による食品の給与	物資調達班
④ 飲料水の供給	物資調達班、水道班
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	物資調達班
⑥ 医療	救護班
⑦ 助産	救護班
⑧ 被災者の救出	消防本部班、地域消防班
⑨ 被災した住宅の応急修理	住宅復興班
⑩ 学用品の給与	避難所班
⑪ 埋葬	防疫衛生班
⑫ 死体の搜索	地域消防班
⑬ 死体の処理	防疫衛生班
⑭ 障害物の除去	住宅復興班
⑮ 応急救助のための輸送	上記の各班

- (1) 上記のうち②以外は原則として、その事務の全部又は一部は市長に委任されており、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- (2) (1) により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助法適用事務を行う。
- (3) 市（統括班）は、(1) による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には救助法適用事務を開始し、事後速やかに県（県民生活部）に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 市（各班）は、災害救助法適用事務の実施状況について「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 災害救助法の対象経費等は、栃木県災害救助法施行細則による。

＜資料13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準＞

第6節 災害発生時の避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、市は、防災関係機関等と連携して、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子どもへの支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。また、必要に応じて、市民の広域避難措置を行う。

第1 避難指示等の発令

1 避難指示等の種類等

(1) 避難指示等の実施者

避難指示等は、次の法律に基づき市長等が実施する。

避難指示等の実施者・要件等

区分	実施者	要件等	根拠法令
高齢者等避難	市長	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法第56条第1項
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき	災害対策基本法第60条第1項
	知事	市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	警察官	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項
	警察官	人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命じられた自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第94条第1項
緊急安全確保	市長	立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	災害対策基本法第60条第3項
	知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
	警察官	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項

(2) 警戒レベルと居住者等の行動

風水害時の避難指示等は警戒レベルに応じて実施し、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。

警戒レベルと居住者等の行動

[警戒レベル] 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[警戒レベル5] 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

[警戒レベル4] 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
[警戒レベル3] 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者のある人等並びにその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
[警戒レベル2] 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
[警戒レベル1] 早期注意情報 (気象庁発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(注)「立退き避難」とは災害リスクのある区域内の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることから、その場を離れ、リスクのある区域の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

(3) 広域避難の実施

市長（本部長）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で他市町村に避難させる必要がある場合、災害対策基本法又は災害協定による広域避難を実施する。

ア 広域避難の要請

災害対策基本法第61条の4第1項に基づき、県内の他市町村に受け入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町と協議する。また、災害対策基本法第61条の5第1項に基づき、県外の市町への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

災害時広域支援連携協定を締結している市町に広域避難の受け入れを要請する場合は、所定の事項を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知する。

イ 広域避難の受入

災害対策基本法第61条の4第3項に基づき、他市町村又は県から本市への広域避難の受け入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

また、災害時広域支援連携協定を締結している市町から本市への広域避難の受け入れを求められた場合は、可能な限りこれに応じ、受け入れに努めるものとする。

<協定集 2. 相互応援関係>

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

市（統括班）は、洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の居住者等に対する避難指示等の発令基準は次のとおりとする。

また、避難指示等の判断要領は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」によるものとし、警戒時

は「重要情報確認モニター」を監視して避難指示等の発令の円滑な判断を行う。

避難指示等の発令基準（土砂災害）

対象災害	土砂災害
避難対象地区	土砂災害警戒区域
[警戒レベル5] 緊急安全確保	●大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ●土砂災害の発生が確認された場合
[警戒レベル4] 避難指示	●土砂災害警戒情報が発表された場合 ●土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となった場合 ●避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ●土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
[警戒レベル3] 高齢者等避難	●大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となった場合 ●大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

避難指示等の発令基準（洪水）

対象災害	洪水予報河川の氾濫	水位周知河川の氾濫
避難対象地区	洪水浸水想定区域（利根川、渡良瀬川、思川、黒川、永野川、秋山川、巴波川）	洪水浸水想定区域（秋山川、巴波川）
[警戒レベル5] 緊急安全確保	●水位が堤防高に迫っているとき ●はん濫発生情報が発表されたとき ●氾濫が確認されたとき ●堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	
[警戒レベル4] 避難指示	●氾濫危険水位に到達したとき ●堤防高を超えると予測されたとき	●氾濫危険水位に到達したとき ●急激な水位の上昇により、氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合
[警戒レベル3] 高齢者等避難	●避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ●氾濫危険水位に到達すると予測されたとき	●避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ●急激な水位の上昇により、避難判断水位に到達することが見込まれる場合
	●堤防の軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	

（注）氾濫危険水位、避難判断水位は、栃木市水防計画第10章第2参照

（2）助言の要求

市長（統括班）は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長（宇都宮地方気象台、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）又は知事（県民生活部・県土整備部）に対し、災害による危険が生ずることが予想される地域、避難指示等を発令すべきタイミングなどについて必要に応じて助言を求める。

(3) 伝達事項

市（統括班）は、避難指示等を発令する際、次の事項を避難対象地域の居住者等に周知する。なお、その他必要事項には、避難する際の食料、物資等の持参を必須事項とする。

- ア 避難対象地域・対象者 イ 避難先 ウ 避難指示等の理由
エ 避難時の注意事項 オ その他の必要事項

<資料14-2 浸水時の避難場所>

3 警戒区域の設定

市長（統括班）等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命じ、速やかに知事（県民生活部）に報告する。

なお、避難の指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため、特に必要と認められる場合に行う。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	種 類	要件	根拠法令
知 事	災 害 全 般	災害が発生した場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条第1項
市 長	同 上	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官	同 上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条第2項
自 衛 官	同 上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員又は 消 防 団 員 〔消防長又は〕 消 防 署 長〕	火 災 等	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法 第28条第1項 (第23条の2第1項)
警 察 官 (警察署長)	同 上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法 第28条第2項 (第23条の2第2項)
消 防 機 関 に 属 する 者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条第1項
警 察 官	同 上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	水防法 第21条第2項

4 避難指示等の周知

(1) 一般市民への周知

市（統括班、広報班）は、避難指示等を次の手段により直ちに伝達、広報する。また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど積極的な避難の喚起に努める。

- ア 市防災行政無線による放送
イ サイレン、警鐘等
ウ 広報車（市、消防署、警察署等の広報車等による対象地区の巡回）
エ 緊急速報メール

- オ 登録制メール（ケーブルテレビ（株）の生活安全メール配信サービス）
 - カ テレビ・ラジオ放送（日本放送協会（宇都宮放送局）、（株）栃木放送、（株）エフエム栃木、（株）とちぎテレビ、ケーブルテレビ（株）、FMくらら857へ協力要請）
 - キ 伝達員（自治会、自主防災組織、消防団等による戸別訪問、拡声器による巡回、電話等）
- なお、夜間、風雨が激しい場合等は、消防団員等が行う。

（２）要配慮者への周知

市（福祉救援班）は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に対しては、市民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。特に情報の収集が困難な要配慮者に対しては、直接、要配慮者本人に災害情報を伝達する情報伝達支援者を選定し、確実に伝達する。

なお、要配慮者の状況に応じ、次のような災害情報伝達機器の整備を平時から検討する。

障がい種別の情報伝達機器

聴覚障がい者	携帯電話メール、ファックス、字幕番組受信機能付きテレビ、見えるラジオ
視覚障がい者	メール読み上げ機能付き携帯電話、防災ラジオ
肢体不自由者	フリーハンド用機器を備えた携帯電話

（とちぎ市災害時要援護者対応マニュアル）

５ 県への報告

市（統括班）は、避難指示等を発令したとき又は他の避難指示等実施機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県（県民生活部）に報告する。

６ 関係機関相互の連絡

市（統括班）その他の避難指示等実施機関は、避難指示等を行ったときは、その内容を相互に連絡する。また、「栃木市域防災関係機関連絡会」の構成機関※と、避難指示等の発令や避難所の開設状況を共有する。

※市、消防本部、警察署、栃木土木事務所、ケーブルテレビ（株）

７ 避難の誘導

（１）市民の誘導

市（地域消防班）、警察署は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会や自治会の班等の単位で集団避難を行うよう周知する。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難支援に努める。

（２）要配慮者の避難支援

本章第７節第１に準ずる。

（３）学校における避難誘導

本章第17節第１に準ずる。

（４）集客施設における避難誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

（５）要配慮者利用施設における避難誘導

病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ作成した避難確保計画等に基づき、施設利用者等を円滑かつ迅速に避難させる。

また、保育園等については、適切に休園措置を講じることができるよう、「栃木市内特定教育・保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン」を点検する。

第2 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

市は、「避難所開設ガイドライン」に基づき、避難所を開設する。

- (1) 危機管理監は、避難指示等の発令や災害の状況に応じて適切な避難所を選定し、避難所の開設を指示する。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (2) 統括班は、避難所を開設又は移転した場合、ただちに次の事項を県（県民生活部）に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所 イ 受入人員
ウ 開設期間の見込み エ その他必要事項

- (3) 統括班は、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人などの要配慮者に配慮し、また、新型コロナウイルス等の感染症を考慮し、必要に応じて被災地以外も含め、旅館・ホテル等を避難所として借上げるなど多様な避難所の確保を検討する。

- (4) 統括班、広報班は、開設する避難所を、本節第1の4に準じて市民等に周知する。

- (5) 事前に指名された避難所担当職員は、施設の職員の協力を得て避難所を開設、管理する。また、二次災害防止のため避難者の受け入れに当たっては、施設の安全性を確認してから行う。

- (6) 避難所担当職員は施設の職員と協力して避難者の状況把握と保護に当たり、避難所班長に状況を適宜報告する。

ア 各避難者の氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した避難者名簿を作成する。なお、受け入れの円滑化のため、開設当初は人数把握などに必要な最低限の確認とし、その後詳細な情報を確認する。

イ 避難所の混雑状況を「避難所可視化システム（VACAN）」に入力し、混雑状況を市民等に提供する。なお、入力が困難な場合は避難所班長に対応を依頼する。

ウ 必要に応じて自治会、自主防災組織、ボランティア等に協力を依頼する。

- (7) 避難所班は、避難所や避難者の状況を整理の上、避難者名簿を作成し、被災者台帳（本節第6参照）に反映する。

2 避難所の運営

市（避難所班）は「避難所開設ガイドライン」に基づき避難所を運営し、次の措置を講じる。

- (1) 自主防災組織、自治会、栃木市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るほか、避難者自身が避難所運営へ自主的に協力できる体制の確保に努める。

- (2) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。

- (3) 衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等の必要な措置を講ずる。

- (4) 救護班と連携し、生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

- (5) 救護班と連携し、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取組を行う。

- (6) 警察署と連携し、防犯巡回活動を行う。

- (7) 通信事業者の協力を得て、特設公衆電話やインターネット等の通信施設を設置する。

＜協定集 1. 情報通信関係＞

- (8) 必要に応じ、ペットのためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
- (9) 安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (10) 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

3 女性への配慮

市（避難所班）は、女性が安心できる避難生活を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 居住スペース等における配慮

避難所における居住スペースについて、パーテーション（間仕切り）を導入するなどして、できる限りプライバシーの確保に努める。また、授乳時やオムツ交換時のプライバシー確保のため、教室等を授乳室や更衣室、要配慮者とその家族に割り当てるなどの配慮を行う。

(2) 更衣室等に関する配慮

学校の体育館やプールに付随する更衣室の利活用のほか、適当な部屋を更衣室として確保することを検討する。避難所に空間的余裕がない場合は、体育館や部屋の一角を区分して更衣スペースとすることを検討する。

(3) トイレに関する配慮

仮設トイレについて男女の区別がなく設置された場合、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定することを検討する。また、夜間あまり暗くならない場所に設置したり、夜間には仮設トイレ周辺を重点的にパトロールしたり警備の係を置くなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮する。

(4) 洗濯物等に関する配慮

洗濯物について男女共用の場所とともに、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所の確保について検討する。

(5) 風呂、シャワーに関する配慮

風呂、シャワーについては、自衛隊等の支援により設置されることが想定されるが、特に大規模な避難所においては、混雑等も予想されるため、荷物等の一時保管場所を設置するなど、安心して入浴等ができる環境の確保を検討する。

(6) 女性相談窓口の設置

避難所における女性の不安や悩み等は、相談相手が男性である場合は相談しづらいと考えられるため、市は、避難所において、女性相談員の配置や女性特有の相談を受け付ける窓口の設置に努める。

(7) 女性専用の物資配布

避難所において衣類や生理用品等の女性が必要とする物資を、女性の担当から配布できるような体制を整備する。

(8) 避難所運営委員会における女性の参画

避難所運営委員会が設置された場合、女性の視点からの避難所運営を図るためにも、運営委員会への女性の参画を推進する。

4 ペット同行避難対策

市（避難所班、防疫衛生班）は、避難所にペットと同行してきた避難者がいた場合は、次の措置を行い、避難所の衛生環境の維持に努める。

- (1) あらかじめ設定したペット飼育スペースにて受け入れる（居住スペースへのペットの持ち込みは

禁止）。

- (2) 飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生を維持する。
- (3) 飼育ルールを掲示し、避難者へ周知を徹底する。
- (4) 身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については避難スペースへの同伴を認める。

5 新型コロナウイルス等の感染症対策

市（避難所班、救護班）は、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針」を参考に、避難所の感染症対策を実施する。

- (1) 感染症対策資器材の確保
- (2) 受付における検温、消毒等の実施
- (3) 有症状者（咳・発熱、下痢等）等の専用ゾーンの確保
- (4) 避難所内の衛生環境の確保
- (5) 避難者の健康状態の確認
- (6) 必要時、有症状者の隔離
- (7) 保健所への相談体制の確保
- (8) 避難者の滞在スペースの記録
- (9) 避難所閉鎖時の消毒

第3 在宅避難者等の支援

在宅避難者、車中泊避難者、テント等による避難生活者、その他避難所以外に滞在する避難者（以下「在宅避難者等」という。）の必要な支援に努める。

1 在宅避難者等の把握

市（避難所班）は、在宅避難者等の避難状況の把握に努める。

2 必要な支援の実施

市（避難所班、物資調達班、救護班）は、在宅避難者等に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への収容など必要な支援を行う。

3 エコノミークラス症候群の予防

市（避難所班、救護班）は、車中泊等の避難者に対してエコノミークラス症候群の予防法の周知や健康指導を行う。

第4 帰宅困難者対策

震災対策編第3章第5節第3に準ずる。

第5 広域一時滞在

1 広域一時滞在の実施

市長（本部長）は、市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、災害対策基本法又は災害協定による広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、県内の他市町に広域一時滞在を要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町と協議する。また、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、県外の市町村への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。

災害協定を締結している市町に広域一時滞在の受け入れを要請する場合は、所定の事項を明らか

にして、口頭、電話又はファックスにより行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知する。

＜協定集 2. 相互応援関係＞

(2) 広域一時滞在の受入

災害対策基本法第86条の8第3項に基づき、他市町又は県から本市への広域一時滞在の受け入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定避難所等を提供する。

また、相互応援協定を締結している市町から本市への広域一時滞在の受け入れを求められた場合は、可能な限りこれに応じ、受け入れに努める。

(3) 費用負担

被災した市町が負担し、災害救助法適用時は県に対して費用を請求する。

2 市外への避難者の支援

(1) 市外への避難者の情報収集

市（情報収集班）は、県及び避難先の市町と連携し、また、全国避難者情報システム等を活用し、市外への避難者の情報を収集する。

(2) 市外への避難者への情報提供

市（広報班）は県及び避難先の市町村と連携し、市からの被災者支援情報等を市外への避難者に提供するように努める。

3 市外からの避難者の受入

震災対策編第3章第5節第4に準ずる。

第6 被災者台帳の作成

市（統括班）は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、活用する。

被災者台帳の作成、活用については、被災者生活再建支援システムを利用し、次の事項を掲載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第7節 要配慮者の支援

災害時に最も被害を受けやすい弱い立場にある要配慮者に対して、市は、地域住民の協力を得て、要配慮者のニーズに配慮した支援対策を実施する。

第1 避難行動要支援者の避難支援

1 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、「高齢者等避難」等が発令された場合、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の避難所等への移動を支援する。

なお、市（統括班、福祉救援班）は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画情報については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者に対し、名簿情報や個別避難計画情報を提供することに同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

2 安否確認

自治会等は、各避難所において、あらかじめ把握している避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者の安否確認を行う。安否確認ができない要支援者がいる場合、自治会等は要支援者宅に安否確認に向かう。

第2 要配慮者への生活支援

1 避難生活の支援

市（福祉救援班、救護班、物資調達班、避難所班）は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、液体ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

なお、在宅避難の高齢者等の支援については、在宅介護サービス事業者や地域包括支援センター等の協力体制を確保するものとし、平時から協力体制の整備を図る。

2 保健・福祉巡回サービスの実施等

市（福祉救援班、救護班）は、避難所等での要配慮者の健康状態の把握等に努め、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣協力を要請する。

また、要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、スクリーニング、各種相談対応が必要な場合は、栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県（保健福祉部）に要請する。

3 福祉避難所の開設

市（福祉救援班）は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者について福祉避難所への受け入れを行う。

（1）福祉避難所の設置

重度の要介護者、障がい者など一般の避難所での生活が困難な要配慮者のため、指定避難所から開設する福祉避難所を選定し、要配慮者の支援体制等を確保して受け入れを行う。

（2）民間福祉避難所の設置

福祉避難所の災害協定を締結する民間福祉施設に、福祉避難所の設置、要配慮者の受け入れを要請する。

＜資料4-3 災害時応援協定に基づく民間の福祉避難所＞

＜協定集 4. 要配慮者関係＞

第3 被災児童等の支援

市（福祉救援班）は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受け入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

第4 外国人への対策

市（被災者支援班）は、被災した外国人のため、（公財）栃木県国際交流協会、栃木市国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行う相談窓口を設置する。

第8節 警察における活動体制

県警察は、大規模な災害が発生した場合に、情報収集、救出救助活動、社会秩序維持活動等市民の生命、身体、財産を保護するための活動に努め、市は、これに協力する。

第1 応急活動対策

警察署は、市民等の生命、身体を保護を第一とした下記の応急活動を実施する。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害状況の把握及び伝達

災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関等に速やかに伝達する。二次災害についても同様に把握し、伝達する。

(2) 多様な手段による情報収集等

交番、駐在所、パトカー、白バイ等により被災状況、交通状況等の情報収集を行う。

2 救出救助・避難誘導活動等

自署員、応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況を踏まえて部隊の担当区域を決定する。また、消防等他の防災関係機関と随時調整を行い、現場活動を円滑に実施するように努める。

3 二次災害の防止と避難誘導等の措置

二次災害の危険場所等を把握するため調査班を編成し、区域を定めて調査を実施するとともに、市災害対策本部等と連携して、避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

4 死体見分等

関係機関と協力し、見分要員、場所の確保を行うとともに、医師と連携して、迅速かつ的確な見分、身元確認、遺族等への遺体引き渡し等に努める。

5 被災者等への情報伝達活動・相談活動

(1) ニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する等して、適切な伝達に努める。
また、特に避難行動要支援者に対する配慮に努める。

(2) 相談活動の実施

行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所等への警察官の立ち寄りによる相談活動を推進する。

6 関係機関との相互連携

災害応急活動に当たっては、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

第2 社会秩序の維持

警察署は、被災地やその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の取り締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

第9節 救急・救助活動

被災した者に対し、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、県、県警察、自衛隊等は、連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

第1 市民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防本部、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施に当たっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 市・消防本部の活動

市（消防本部班、地域消防班）は、警察署等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

＜資料7-3 救助用資機材保有状況＞

＜協定集 2. 相互応援関係＞

2 救急活動の実施

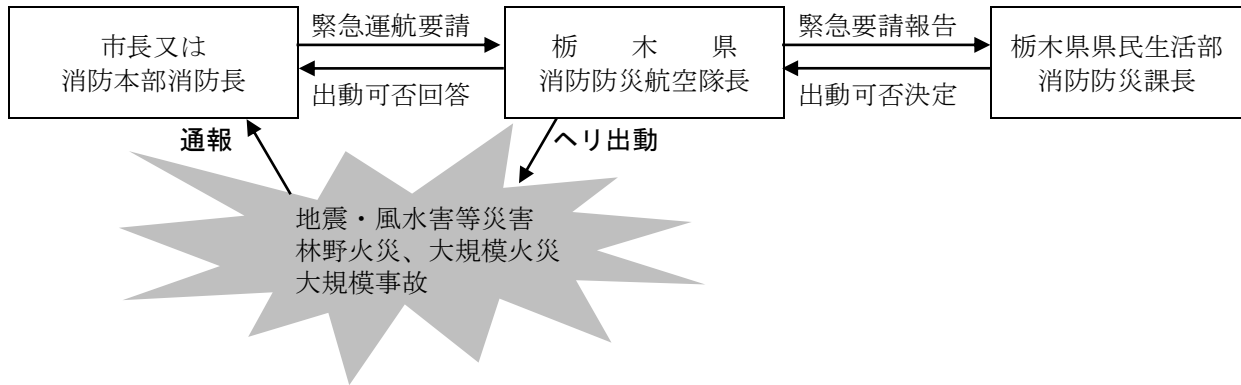
- (1) 市（救護班）は、災害時の医療救護に関する協定に基づき（一社）下都賀郡市医師会等に医療救護班の派遣を要請して必要に応じて災害現場に救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。
- (2) 市（救護班、消防本部班、地域消防班）は、多数の傷病者が発生した場合は、医師、救命士等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。
- (3) 市（消防本部班、地域消防班）は、重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長（統括班）又は消防長（消防本部班）は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県（県民生活部）に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

要請手順は、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」による。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



市（消防本部班）は、ヘリコプター離着陸場等から離着陸場を選定し、開設する。また、傷病者等の搬送、地上支援等の準備など、必要な活動体制を確保する。

＜資料16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧＞

第3 消防相互応援等

市（消防本部班）は、令和元年東日本台風レベル以上の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、県や協定先の消防機関等に市の状況を連絡し、応援部隊の派遣又は準備を要請する。

＜協定集 5. 消防関係＞

1 消防相互応援

市（消防本部班）は、市内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、相互応援協定等による応援を要請する。

- (1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援
- (2) 市町間の相互応援協定に基づく応援

2 緊急消防援助隊

県（県民生活部）は、県内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

市（消防本部班）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合、県に対し応援を要請する。なお、県に連絡が取れない場合、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を直接行い、事後速やかに知事に応援要請を行った旨を連絡する。

第4 消防、警察、自衛隊の連携

市（消防本部班）は、県、警察、自衛隊との適切な連携のもと、迅速かつ適切に救急・救助活動を実施する。

(1) 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

(2) 連絡調整員の現地派遣

各機関は市に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたり、機関相互の現場レベルの活動調整を行う。

＜主な調整内容＞

ア 被災者の検索、救助における地域の割り当て	イ 一斉合同搜索活動の実施
ウ 救助のための人員、資機材等の確保	エ 交通規制の実施

第 1 0 節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関は、緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第 1 実施体制

災害により医療機関の機能が停止し、著しく不足又は混乱したため、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、市長が関係機関又は団体の協力を得て医療助産活動を行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

第 2 災害医療救護

(1) 災害医療情報の共有

市（救護班）は、災害発生地区の病院の稼働状況、医療救護ニーズを収集するとともに、消防本部、（一社）下都賀郡市医師会、県南健康福祉センター、災害拠点病院（獨協医科大学病院）その他の医療関係機関と災害情報を共有する。

(2) 医療救護班の編成

市（救護班）は、災害協定を活用して（一社）下都賀郡市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、救護所に派遣する。医療救護班の編成は、医師 1 名、看護師（保健師）2 名、事務職員 1 名を目安とする。

<協定集 6. 医療救護関係>

(3) 救護所の設置

市（救護班）は、病院や消防署等の門前、その他の救護所予定施設に救護所を設置する。なお、救護所の設置スペース、設置方法等は、消防署、病院、医師会等と協議しておく。

(4) 負傷者等の搬送

市（救護班）は、中等症者、重傷者等について災害拠点病院等の後方医療機関への搬送を消防本部に要請する。また、管財班に負傷者搬送用の車両の調達を要請するほか、医療救護班員及び医薬品等の搬送についても必要に応じて輸送車両の調達を要請する。

(5) 医療資器材等の確保

市（救護班）は、被害の状況に応じて、県、薬剤師会及び関係業者に必要な医療資器材、医薬品等の供給を要請する。また、輸血用血液製剤については、栃木県赤十字血液センターに供給を要請する。

<協定集 2. 相互応援関係>

(6) 県への応援要請

市（救護班）は、災害の状況に応じて県の保健医療調整本部に、救護班、DMAT、LDMAT、JMAT、DPAT、日赤栃木県支部救護班等の応援派遣、その他救急医療活動に必要な応援を要請する。

(7) 惨事ストレス対策

市（救護班）は、救急・救助活動を担う職員等の惨事ストレス対策に努める。

第 3 後方医療機関の確保

(1) 後方医療機関の確保

市（救護班）は、消防本部、県南健康福祉センターと連携し、市内の病院の稼働状況を把握するとともに、中等症者等の受け入れを要請する。

(2) ライフラインの確保

市（救護班）は、市内の病院の医療機能を確保するため、断水した病院への応急給水を水道班に要請する。また、その他のライフライン機関、石油商業組合等に、ライフラインが停止した病院の電力、電気通信、自家発電機用燃料等の確保を要請する。

<資料15-1 主な医療機関の収容能力、資料15-2 市内の医療機関一覧>

第 1 1 節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を迅速かつ的確に輸送するため、国、県、市、防災関係機関は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

第 1 実施体制

市（各班）及び防災関係機関は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じた対象を優先して緊急輸送を実施する。

（１）第 1 段階 救出救命期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）第 2 段階 避難救援期

- ア 上記（１）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

（３）第 3 段階 応急対策期・復旧復興期

- ア 上記（２）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第 2 緊急交通路等の確保

1 県警察の措置

県警察は、次により緊急交通路の確保を行う。

（１）交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じ、通行可能な道路や交通状況を迅速かつ的確に把握する。

（２）交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法、道路交通法等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。なお、緊急交通路が指定された場合は、指定区間、緊急通行車両等の手続き等を市（交通防犯対策班）及び関係機関に連絡する。

（３）交通規制の周知徹底

交通規制を実施するときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図る。

（４）その他緊急交通路確保のための措置

- ア 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。
- イ 必要に応じて、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防本部、自衛隊等と協力し、状況に応じて道路啓開等必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制に当たって、道路管理者、市（交通防犯対策班）との緊密な連携に努める。

2 道路管理者の措置

道路管理者は、次により、重要物流道路、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報、ＣＣＴＶ等のあらゆる手段を講じて、重要路線を中心に被害状況や交通状況を迅速かつ的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。

ア 車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
- ・ 運転者等が命令に従わない、又は従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には自ら車両等を移動する。
- ・ 車両等の移動のためやむを得ないときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。
- ・ 車両移動等に当たっては、警察署、他の道路管理者と連携して行う。

イ 重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して代替路線を確保する。

3 市内の緊急輸送ネットワークの確保

市（道路河川復旧班）は、緊急輸送道路と市の災害対策拠点（市災害対策本部、現地災害対策本部、総合支所、救護所、避難所、ヘリコプター臨時離着陸場、地域物資拠点など）を結ぶ市道を優先して啓開する。また、啓開に当たっては、必要に応じて災害協定を締結する建設業者やレッカー業者等に協力を要請する。

＜協定集 9. 障害物関係、11. 復旧関係＞

第3 輸送手段の確保

1 市の車両確保

市（管財班）は公用車を管理し、各班の要請に基づき使用目的に応じた配車を行う。また、車両が不足する場合は、災害協定を締結する他市町村、トラック協会、バス事業者、運送事業者である指定（地方）公共機関等に車両の確保や輸送業務の要請を行う。

車両等の確保が困難なときは、県（経営管理部）に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

- ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
- イ 車両等の種類、台数
- ウ 輸送を必要とする区間、借上げ期間
- エ 集結場所、日時
- オ その他必要事項

＜協定集 2. 相互応援関係、7. 輸送関係＞

2 緊急通行車両の届出

(1) 証明書及び標章の交付

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われたときは、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法の規定する緊急自動車を除く。）を有する機関の長は、知事又は公安委員会へ申し出て、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

(2) 標章の掲示

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示する。また、緊急通行車両確認証明書を携帯する。

(3) 緊急通行車両の事前届出

証明書及び標章の交付を優先的に受けるため、公安委員会に対し、緊急通行車両について事前に届け出を行っておく。

＜資料16-2 緊急通行車両事前届出書＞

3 航空輸送、鉄道輸送の要請

市（統括班）は、ヘリコプターや鉄道による輸送が必要な場合、県（県民生活部）を通じて運行機関の協力を要請する。

第4 輸送拠点の確保

市は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な輸送拠点を確保する。

1 臨時ヘリポートの確保

市（消防本部班）は、被災者や救援物資等のヘリコプター輸送を行うため、あらかじめ把握したヘリコプター臨時離着陸場適地から使用する臨時離着陸場を選定し、ヘリコプターの受入体制を確保する。受け入れに当たっては、離着陸地点の表示、障害物の除去、飛散防止措置等の安全措置を講じる。

＜資料16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧＞

2 地域物資拠点の確保

市（福祉救援班）は、救援物資の集積、仕分け及び避難所等への配送を円滑に行うため、次の施設に地域物資拠点を開設する。また、必要に応じてボランティアの協力を得て、物資の仕分け等を実施する。

地域物資拠点予定施設

地域	名 称	所在地	電話番号
栃木地域	栃木市総合運動公園	川原田町 760	23-2523
大平地域	栃木市大平公民館	大平町蔵井 2001-3	43-5231
藤岡地域	栃木市藤岡公民館	藤岡町藤岡 810	62-4321
都賀地域	栃木市都賀体育センター	都賀町原宿 511	27-5050
西方地域	栃木市西方総合文化体育館	西方町本郷 1705-1	92-0866
岩舟地域	栃木市岩舟公民館	岩舟町静 2292-1	55-2500

第 1 2 節 物資・資機材等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第 1 基本方針

1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応出来ない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市からの要請があった場合又は市からの要請を待ついとまがなく市への緊急な支援が必要であると認めた場合、市への支援を実施する。また、県が作成した「災害時における支援物資の広域物流マニュアル」を活用し、県トラック協会・倉庫協会の参画等による輸送体制を確保し、広域物資拠点（県）から地域物資拠点（市）並びに避難所までの円滑な物流システムを確立する。

2 要配慮者や季節への配慮

食品や生活必需品の供給に当たっては、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮するほか、災害の発生時季、時間の経過とともに変化する被災地のニーズを踏まえ、時宜を得た内容とする。

第 2 給食

1 供給の対象

市は、次に掲げる者について食料需要を把握し、供給する。

- (1) 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者（避難者、被災により炊事ができない者）
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 食料の調達、供給

市（物資調達班）は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合、次により食料を調達し、避難所等に供給する。供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目を選定する。

(1) 備蓄物資の供給

避難所等に備蓄している食料を被災者に供給する。

(2) 食料の調達

避難所班、福祉救援班、職員班から食料需要を収集し、弁当、パンなどを災害協定団体から調達して避難所等に供給する。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者への食料が適切に供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な食料の抽出、確保を行う。市のみでは要配慮者への適切な食料の供給が困難な場合は、県（保健福祉部）、近隣市町等に応援を求める。

<協定集 8. 食料物資関係>

(4) 被災者への配給

被災者への配給は、避難所にて避難所担当職員等が行う。

(5) 炊き出し

炊き出しを行う場合は、日本赤十字奉仕団等の協力を得て避難所敷地内又は小学校の給食調理場等を利用して実施する。

食材、調味料等は、災害協定団体、農業協同組合、市内小売店等から調達する。

災害救助用米穀を使用する場合は、県に対して米穀の引渡しを要請する。県（農政部）との連絡がつかない場合は農林水産省寄託倉庫の責任者に対して直接要請し、後にその旨を県に報告する。

第3 給水

1 飲料水の供給

災害時に飲料水が得られない者を対象とし、飲料水を提供する。

(1) 搬送給水方式による供給

市（水道班）は、次の点を明示した給水計画を策定し、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送給水を行う。

ア 給水班の組織体制

イ 交通途絶等を想定し、あらかじめ複数の搬送路を検討する。

ウ 飲料水の供給区域、対象者、供給場所等についての市民への広報

エ 必要な資機材等の確保

給水資機材の状況

給水容器	ポリ容器	20ℓ入	258個	給水タンク	1,000ℓ	3台
	給水袋	10ℓ入	4,460枚		500ℓ	1台
		6ℓ入	2,349枚	給水車	2,000ℓ	3台
		4ℓ入	90枚			

(2) その他の給水方式

ア 井戸水等の活用

市（水道班）は、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、井戸水（避難所に設置の手動式井戸等）、湧水、プール水、河川水等を浄化处理して飲料水を確保する。

浄化处理は、災害用浄水機により行い、必要に応じて県（環境森林部）に応急用飲料水の衛生指導、水浄化用木炭の提供を求める。

プールの管理者は、災害に備えて常にプールに水を貯水し、災害時は必要に応じて放出する。

＜資料17-1 栃木市災害時協力井戸登録制度実施要綱＞

＜資料17-2 災害時協力井戸一覧＞

＜協定集 2. 相互応援関係、8. 食料物資関係、11. 復旧関係、16. その他＞

イ ペットボトル飲料水の供給

市（物資調達班）は災害協定団体にペットボトル飲料水の提供を依頼し、避難所に供給する。

＜協定集 8. 食料物資関係＞

2 重要施設への給水等

市（水道班）は、医療機関、社会福祉施設などの人命に関わる重要施設の断水状況を速やかに把握し、優先的に給水を行う。

3 生活用水の供給

市（水道班）は、災害の復旧状況に応じて、被災者への生活用水の供給に努める。

4 応援要請

市（水道班）は、被害が大きい場合、給水活動が十分行えないときは、自衛隊の災害派遣部隊、県、（公社）日本水道協会や災害協定を締結する他市町村等に応援職員、給水車、給水資機材等の応援協力を要請する。

＜協定集 11. 復旧関係＞

第4 生活必需品等の供給

1 供給の対象

住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者に供給する。

2 生活必需品等の確保

(1) 調達品目

支給品目は、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料、燃料、女性用品（衛生用品等）等とする。

(2) 物資の確保

市（物資調達班）は、避難所班、福祉救援班、職員班から生活必需品の需要を収集し、災害協定団体に対して、生活必需品の避難所等への供給を依頼する。

調達が困難な場合、県に備蓄物資の提供又は物資供給を依頼する。

<資料5-1 現物備蓄の状況>

<協定集 2. 相互応援関係、8. 食料物資関係、11. 復旧関係、16. その他>

(3) 調達時の留意事項

ア 被災者ニーズ（必要品目・数量）をできるだけ正確に把握し、重複等に注意する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

ウ 夏季には扇風機、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

エ 被災者の年齢に配慮した生活物資を調達する。

オ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を記載する。

カ 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分な配慮する。

(4) 救援物資の募集

市（福祉救援班）は、県等への要請だけでは食料、飲料水及び生活必需品等が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

ア 必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。

イ 仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。

ウ 応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するよう、応募者に要請する。

エ 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

第5 物資の輸送・保管

調達する食料、物資等は、原則として調達先の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。ただし、調達先が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、市が輸送手段や一時保管施設（地域物資拠点）を確保し、所在地等を関係機関に周知する。なお、避難所への輸送経路に危険がある場合は、物資供給の一時停止、代替輸送方法の確保を検討する。

(1) 輸送手段の確保

市（物資調達班）は、災害協定団体のトラック協会、運送事業者である指定（地方）公共機関等へ救援物資の輸送を要請する。

<協定集 7. 輸送関係>

(2) 地域物資拠点の開設

地域物資拠点集積場所の開設、運営は、本章第11節第4に準ずる。

(3) 物流関係機関との連携

物資の在庫管理、輸送トラックの配送指示など総合的な災害物流のコントロールが必要な場合、市（物資調達班）は県（県民生活部）を通じて（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会に物流専門家の派遣を要請する。

市（物資調達班、福祉救援班）は派遣された物流専門家と連携し、救援物資等の物流管理を行う。

第6 燃料の確保

市（管財班）は、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう、栃木県石油組合栃木支部に要請する。

第 1 3 節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林水体制の再開を目指す。

第 1 農作物・林産物・水産物等の応急対策

1 農林水産被害対策

- (1) 県（環境森林部・農政部）は、水害・台風、竜巻等風害、雪害等による農林産被害を防止するため、必要に応じ、関係機関と連携して、排水、病虫害防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 県（農政部）は、宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報等の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、被害予防のための技術対策資料を作成し、関係団体等に配付し、農家に対する指導の徹底を図る。

2 家畜伝染性疾病予防体制

市（農林班）は、次の家畜伝染性疾病予防対策及び応急対策を講じる。

- (1) 予防対策の実施
 - 被災地における予防対策は、市が実施する。
- (2) 応急対策の実施
 - ア 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
 - イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
 - ウ その他必要な指示の実施
- (3) 死亡獣畜の処理
 - 本章第14節第3の2に準ずる。

第 2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

- (1) 施設の点検・監視
 - 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。
- (2) 関係機関等への連絡
 - 施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（農政部）、市（農林班）、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。
- (3) 災害未然防止活動
 - 洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を関係市町（消防本部を含む）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握
 - 市（農林班）は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。下都賀農業振興事務所及び県南環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。
- (2) 応急対策の実施
 - ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。
 - (ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合

は、速やかに県（環境森林部・農政部）、市等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

（イ）土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

（ウ）集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

（エ）ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

（オ）被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 市（農林班）は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農林水産業共同利用施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

（1）施設の点検・監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

また、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（環境森林部・農政部）、市（農林班）、地域住民、関係機関へ連絡する。

（2）災害応急対策

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所及び県南環境森林事務所等に報告する。

第 1 4 節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む）の的確な実施を図る。

第 1 保健衛生対策

市、県及び関係機関は、次の保健衛生対策を実施する。

1 感染症対策

(1) 実施体制

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。県南健康福祉センターは市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

(2) 市が実施する対策

ア 防疫班の編成

市（防疫衛生班）は、被災地の防疫活動を迅速かつ的確に行うため、防疫班を必要数編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

イ 県の防疫・保健衛生組織との連携

市（防疫衛生班）は、発生した災害の規模に応じて、県の防疫・保健衛生組織と連携して適切な防疫活動を行う。

ウ 検水調査

市（防疫衛生班）は、被災地の井戸について検水を行う。また、必要に応じて、井戸の清掃、消毒等の飲用指導を行う。

エ 消毒の実施

市（防疫衛生班、下水道班）は、被災地の消毒を行う。なお、下水道班は宅地内の公共枘及び宅地内枘周辺、防疫衛生班は家屋の床下及び床上を主な対象に分担、連携して対応する。

(ア) 消毒場所

次の場所を中心に消毒活動を実施する。また、状況によってねずみ族・昆虫の駆除等を区域及び期間を定めて実施する。

- ① 浸水家屋、下水溝、ごみ集積所、その他不潔な場所
- ② 避難所の便所、その他不潔な場所
- ③ 井戸
- ④ 患者運搬器具等

(イ) 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用アルコール等）を配布して、床、壁の拭浄、便所の消毒等について衛生上の指導を行う。

(ウ) 防疫用薬剤及び器具の確保

① 防疫薬剤の確保

被災地に散布する防疫薬剤については、本市（防疫衛生班、下水道班）において一定数量を備蓄する。また、市内の小売業者等から即時調達可能な数量を把握しておく。

② 防疫薬剤及び器具の調達

防疫薬剤及び器具は、市内の小売業者等から調達する。

(エ) 市民による自主消毒

各避難所における仮設トイレ又は集積された生ゴミの消毒活動は、避難所担当職員が避難者の協力を得て散布する。なお、防疫薬剤は、防疫衛生班が調達し、各避難所に供給する。

オ 予防対策の周知・指導

市（救護班、防疫衛生班）は、避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、

チラシによる広報や避難所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、ねずみ族・昆虫の駆除等について指導を行う。

カ 感染症発生時の対応

市（救護班）は、感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、県の実施する患者への医療及び患者に対する入院勧告等の措置に協力する。また、市民に対し、感染症発生について広報を行う。

（３）県が実施する対策

県南健康福祉センターは、市の対策を支援できるよう、次の対策を講じる。

ア 体制の確立

県南健康福祉センター内に、感染症対策・生活衛生班を編成し、適切な防疫活動の実施のために被災状況を把握する。

イ 防疫活動計画の作成及び物資の確保、消毒の実施

市（防疫衛生班）から応援依頼があった場合、市と調整して防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定や消毒の補助を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を支援する。

ウ 疫学調査、健康調査の実施

緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

エ 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

オ 予防対策の周知・指導

避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、市と連携して感染症予防対策について指導を行う。

カ 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

２ 食品衛生監視

（１）市の対策

福祉救援班、救護班、避難所班は、県（保健福祉部）や関係団体と協力して、避難所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など、被災地の総合的な食品衛生対策を実施する。

ア 食品衛生監視員の派遣要請

市（福祉救援班）は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、県（県南健康福祉センター）に食品衛生監視員の派遣を要請し、避難場所その他炊き出し施設に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

イ 避難所その他炊き出し施設に対する衛生指導

福祉救援班、救援班、避難所班は、避難所その他炊き出し施設の食品管理等の状況把握に努め、チラシ、ポスターなど様々な媒体を用いて衛生指導を行う。

（ア）手洗消毒の励行

（イ）個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

（ウ）配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

（エ）使い捨て食器の使用、アルコール消毒薬による消毒

（２）県の対策

県南健康福祉センターは、次により、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、安全かつ衛生的な食品の供給の指導等適切な措置を講じる

ことにより、事故の発生を未然に防止する。

ア 食品衛生監視の実施

災害の状況に応じ必要と認めたときは、食品衛生監視員を中心とした監視体制を確立し、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）に対する衛生的な食品の供給に関する指導を実施する。

イ 避難所、被災住民に対する衛生指導

市（福祉救援班、救援班、避難所班）と連携し、避難所等の食品管理等の状況把握に努め、避難所、被災地でチラシ・ポスターなど様々な媒体を用いて衛生指導を行う。

ウ 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

市（物資調達班）や食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼動状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取り扱いについて指導を行う。

エ 被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の衛生状態に応じた指導を行い、不良食品の供給を排除する。

3 栄養指導対策

（1）市の対策

市（福祉救援班、救護班、避難所班）の管理栄養士は、各班の職員と連携し、次の活動を行う。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

ア 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

イ 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

設置された炊事場、炊き出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

ウ 巡回栄養相談・指導の実施

避難所及び被災地を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談・指導を実施する。

エ 要配慮者への食生活支援

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

（2）県の対策

県南健康福祉センターは、市の対策を支援できるよう、次の対策を講じる。

ア 被災地の食に関する情報把握

（1）アについて、市と連携して実施する。

イ 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

（1）イについて、市と連携して実施する。

ウ 巡回栄養相談の実施

（1）ウについて、市と連携して実施する。

エ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

4 健康管理活動

(1) 健康管理

ア 健康調査、健康相談の実施

市（救護班）は、県の協力を得て被災者の健康調査を実施するとともに、避難所、仮設住宅等を巡回するなどして次の健康相談等を実施する。また、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行う。

（ア）在宅ねたきり者や一人暮らしの高齢者等の安否確認

（イ）避難所での巡回健康相談

（ウ）対象者へのケアの提供

（エ）感染予防、健康教育の実施

（オ）保健・福祉・医療情報の提供 など

イ 要配慮者等の健康状況の把握

市（福祉救援班）は福祉関係団体と連携して次の措置を講じる。

（ア）救護班や民生委員・児童委員、介護支援専門員等と協力の上、要配慮者、在宅療養患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。

（イ）高齢者や障がい者、子どもなど要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(2) 生活不活発病の予防

被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、歩行を始めとする活動（生活行為）が低下し、生活不活発病（廃用症候群）が発生する。市（福祉救援班、救護班）は、パンフレットの配布等を通じて、高齢者等の介護者や保健・医療・福祉介護専門職、ボランティアへの理解促進を図り、生活機能低下、特に生活不活発病の早期発見及び予防・改善に努める。

(3) こころのケア対策

市（救護班）は、次の措置を講じる。

ア 県と協力して、被災者の精神状態の把握に努めるとともに、被災者の心理的な安定を図るため、県に対し精神医学、臨床心理学等の専門家の派遣等を要請する。

イ 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減対策を実施する。

ウ 避難所に遊び場を確保するなど、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育対策並びに心のケア対策を実施する。

エ 心のケアやPTSD（心的外傷後ストレス障がい）に対するパンフレットを被災者に配布するなどして、心のケアに対する正しい知識の普及を図る。また、避難所の閉鎖後も継続して心のケア対策を実施する。

5 資機材の調達

市（救護班、防疫衛生班）は、災害発生後、速やかに保健衛生用資機材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資機材を調達する。

市内等で必要な保健衛生用資機材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町等から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあつせんを要請する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として市が警察署等の関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

ア 遺体の捜索

市（地域消防班）は、警察署、自主防災組織等と協力して遺体を捜索する。市だけでは対応が困難である場合、災害協定を活用して他市町に応援要請を行うとともに、県（県民生活部）に自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

遺体が流失等により他市町村に漂流した可能性がある場合は、下流の市町村等に対して捜索を要請する。

<協定集 2. 相互応援関係>

イ 遺体の調査

捜索時に遺体を発見した場合は、警察官に連絡する。

2 遺体の収容・処置及び検案

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、（一社）下都賀郡市医師会、（一社）下都賀郡市歯科医師会、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

ア 市が実施する対策

市（防疫衛生班）は、日本赤十字社栃木県支部、（一社）下都賀郡市医師会、（一社）下都賀郡市歯科医師会、医療機関等の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

遺体が多数の場合は公共施設等に遺体収容所を開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

捜索時に発見された遺体については、警察署等関係機関と協力して遺体収容所へ搬送する。

イ 県（保健福祉部）が実施する対策

市（防疫衛生班）からの応援要請等により、医師会等の協力を得て支援を行う。なお、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請する。

ウ 警察署が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、市（防疫衛生班）へ処理を引き継ぐ。

3 遺体の埋火葬

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市（防疫衛生班）が遺体の応急的な埋火葬を行う。

(2) 埋葬の実施方法

市（防疫衛生班）は遺体安置所等で埋火葬許可書を発行し、火葬を行う。市の火葬能力を上回る場合などは、県に広域火葬を要請する。

身元不明遺体については、市が一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」により扱う。

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるに当たり、県（保健福祉部）及び獣医師会等で構成する動物救護体制並びに市及び関係機関・団体の協力体制により、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等の情報を収集し、その実態を把握して適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

ア 市（防疫衛生班）が実施する対策

- (ア) 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- (イ) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- (ウ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- (エ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。
- (オ) 保護した動物が死亡した場合、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- (カ) 人員、機材、施設等の確保が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

イ 県（保健福祉部）への要請

市（防疫衛生班）は、被災動物に対する次の支援を要する場合は、県に要請して関係団体の支援を確保する。

- (ア) 総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援
- (イ) 被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援
- (ウ) 被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を実施
- (エ) 被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等を獣医師会へ要請
- (オ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置の実施
- (カ) 飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置
- (キ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索について総合相談窓口を活用した情報の収集、提供
- (ク) 保護した動物が死亡した場合、必要に応じて動愛センターのホームページ及び動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を実施

ウ 獣医師会への要請

市（防疫衛生班）は、県を通じて（公社）栃木県獣医師会に被災動物の救護及び管理等を要請する。

- (ア) 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談
- (イ) 被災動物に対する救助、治療等

エ 動物愛護推進員への要請

市（防疫衛生班）は、必要に応じて、動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主に対する支援活動への協力を動物愛護推進員に要請する。

オ 飼い主への要請

市（防疫衛生班）は、動物の飼い主に対して次の措置を要請する。

- (ア) 被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
- (イ) 災害時発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物

用避難用品の確保に努める。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、市（農林班）が行う。

県（環境森林部、保健福祉部、農政部）は、必要がある場合に市と協力して実施する。

(2) 実施方法

ア 市（農林班）が実施する対策

(ア) 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

(イ) 死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて、原則、県知事の許可を受けて次のように処理する。

- ① 移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理
- ② 移動し難い死亡獣畜については、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

イ 県が実施する対策

(ア) 死亡獣畜の処理についての指導、助言

(イ) 必要と認めた場合、市等と協力して実施

第 15 節 障害物等除去活動

被災者の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第 1 住居内障害物の除去

市は、市民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で市（住宅復興班）が支援する。

市（住宅復興班）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

第 2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者が実施する。

第 3 道路の障害物の除去

道路交通に支障となる障害物は、道路管理者が除去する。

- (1) 直営、災害協定の締結先への要請、その他業者委託等の方法により、速やかに行う。
- (2) 管理区域の障害物の状況を調査した上で、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先するなど重要度や緊急度を考慮する。
- (3) 市においては、特に危険を伴うものについて、災害協定による建設業者やレッカー業者等を活用する

＜協定集 9. 障害物関係、11. 復旧関係＞

第 4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去に当たって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第 5 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

市（住宅復興班）は、市民に対して家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行う。

家屋等の除雪は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（住宅復興班）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、施設管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、施設管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第 16 節 災害廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第 1 災害廃棄物の処理

1 体制整備・情報収集

市（災害ごみ対策班）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に広域応援を求める。

県（環境森林部）は、市へ技術的助言を行うとともに、市等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等連絡調整を行う。

<協定集 10. 廃棄物関係>

2 発生量及び処理可能量の推計

市（災害ごみ対策班）は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

3 市民等への周知

市（災害ごみ対策班）は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、市民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

4 仮置場の設置・運営

市（災害ごみ対策班）は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から仮置場の適地を選定して早急に確保する。また、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図るほか、便乗ごみの持ち込みを取り締まる。

仮置場は次のような場所から選定し、長期的な使用が見込まれる場合は住宅地から離れた場所に二次仮置場を選定する。なお、場所の選定に当たっては、応急仮設住宅など他の土地利用ニーズの有無を考慮する。

- (1) 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地
- (2) 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借上げ）
- (3) 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域

5 収集運搬

市（災害ごみ対策班）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

6 処分・再資源化

市（災害ごみ対策班）は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理に当たっては、できる限り再資源化や減量化を推進するが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。また、とちぎクリーンプラザで処理できない場合は、適正処分が可能な業者への委託や他市町村への応援要請を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

7 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等について

は、市（災害ごみ対策班）が解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第2 避難所ごみ・生活ごみの処理

1 体制整備・情報収集

市（災害ごみ対策班）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求める。

県（環境森林部）は、市へ技術的助言を行うとともに、市等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等連絡調整を行う。

2 発生量及び処理可能量の推計

市（災害ごみ対策班）は、被災地の戸数、避難者数等から、避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

3 市民等への周知

市（災害ごみ対策班）は、排出方法等について市民等へ周知するとともに、県と情報を共有する。

4 収集運搬

市（災害ごみ対策班）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

5 処分・再資源化

市（災害ごみ対策班）は、ごみの発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

第3 し尿の処理

市（災害ごみ対策班）は、次の措置を講じる。

1 実施体制

- （1）倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集し、処理する。
- （2）処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

被災地の戸数等から排出量を推計し、処理体制を整備する。

3 し尿の処理処分の方法

- （1）被災地域での処理能力が及ばない場合には暫定措置として、便槽内容の20%～30%程度の汲み取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。
- （2）必要によりし尿の汲み取り業者への委託、県からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
- （3）被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うよう努める。
- （4）収集運搬したし尿を原則として栃木市衛生センターで処理する。

4 仮設トイレの確保及び設置

- （1）し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

- (2) 設置に当たっては、立地条件等を配慮し、漏えい等により地下水が汚染しない場所を選定して、野外又は屋内に早急に設置する。
- (3) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備する。
- (4) 仮設トイレの撤去に当たっては、消毒を行う。

第4 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市（災害ごみ対策班）はその特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

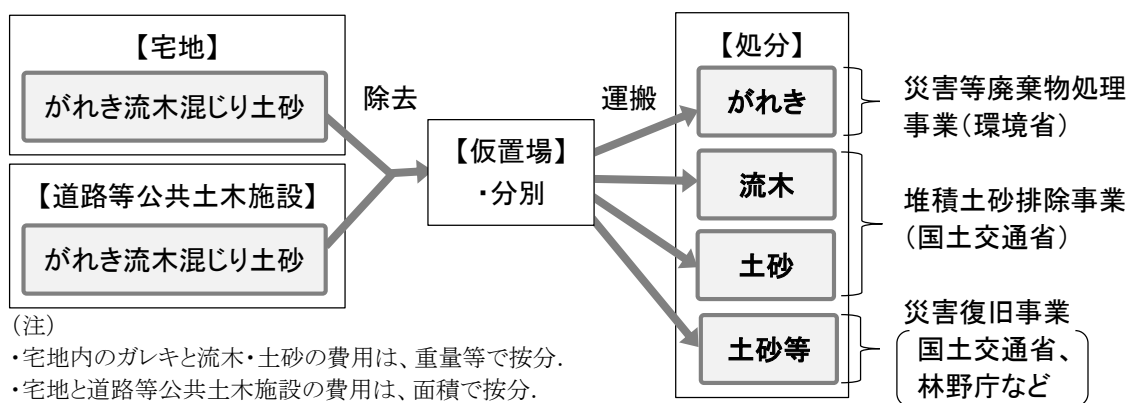
仮置場	水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。開設に当たっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。
収集運搬	水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
処理	災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。
衛生面	汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

第5 国庫補助制度の積極的活用

市（災害ごみ対策班）は、災害等廃棄物処理事業（環境省補助金）等の国庫補助制度を積極的に活用し、国や県の支援を受けて円滑な処理を図る。

また、大量の土砂やがれき等が混ざりあって宅地や道路等に堆積し、堆積土砂排除事業（国土交通省）、災害等廃棄物等処理事業（環境省）、災害復旧事業（国土交通省、林野庁など）の対象となるものを一括除去する必要がある場合は、それらを分別せずに除去する「連携スキーム」を活用する。この場合、災害ごみ対策班は道路河川復旧班、農林班等と連携して対策チームを編成し、関係省庁（環境省、国土交通省、林野庁など）と連携スキームの運用について協議する。

連携スキームの概念



(注)

- ・宅地内のがれきと流木・土砂の費用は、重量等で按分。
- ・宅地と道路等公共土木施設の費用は、面積で按分。
- ・各事業は査定前の着工が可能。
- ・宅地内は事前にどの事業で行うかを決定し、契約・業者等を分けずに一体で実施可能。
- ・堆積土砂の堆積厚の証拠（高さが分かる写真、計測）を残しておく。

「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド（国土交通省、令和2年3月）」参考

第 1 7 節 学校・社会施設等の応急対策

災害時の児童生徒等の生命、身体、安全確保や応急時の教育の実施のため、市、県は、必要な措置を講じる。

第 1 応急措置

校長等は市教育委員会と連携し、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ・児童生徒、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- ・災害の規模や児童生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
- ・市教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童生徒等の安全確保に努める。
- ・避難誘導の状況を市教育委員会に報告し、保護者に連絡する。
- ・気象警報等発表時の休校等措置について、事前に検討しておく。
- ・災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合は、市教育委員会と協議し、必要に応じ休校等措置をとる。
- ・休校等措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を保護者に連絡する。
- ・帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、また、低学年児童等には、教師が地区別に付添う等の措置をとる。

第 2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市（避難所班）は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を立てる。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	① 特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館等公共施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	① 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 ② 応急仮校舎
市内の大部分について災害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

※その他二部授業の方法を検討する。

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

2 教職員の確保

市（避難所班）は、教職員が不足する場合、次により教職員を確保する。

- (1) 市内における災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し、教育の正常化に努める。
- (2) 市における被災の状況がひどく、(1) によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、市教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。
- (3) 災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合、県教育委員会に退職教員を臨時に雇用するなどの対策を求める。

3 応急教育計画

市（避難所班）は、休業の実施及び授業が不可能になる事態が予想される場合の学習内容、方法について指導する。各学校長は、次の措置を講じる。

- （１）児童生徒に対する風水害予知情報、災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等について、応急計画を策定する。
- （２）被害の程度に応じて教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を策定する。
- （３）授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行う。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

第4 学用品の調達・給与

市（避難所班）は、各学校長を通じて支給対象となる児童生徒を調査して教科書及び学用品を確保し、各学校長を通じて給付する。

教科書は、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を把握して県に報告し、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡して調達する。学用品については、県から送付されたものを配布するほか、県の指示により調達する。

支給対象者、品目、実施期間等は、栃木県災害救助法施行細則による。

＜資料13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準＞

第5 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市（避難所班）に通報する。なお、所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。

市（避難所班）は、通報を受理したときは県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

市（避難所班）は、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、作成に協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告し、状況によって係官の派遣を求める。

＜資料18-1 栃木市指定文化財一覧＞

第6 社会教育施設における応急対策

施設管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護をはじめとした応急対策に努めるとともに、対応体制を確立し市教育委員会に報告する。

第7 文化施設における応急対策

施設管理者は、施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等の被災防止措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第 18 節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、関係機関は、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第 1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する住宅の提供、被災住宅の応急修理は、原則として市が行う。ただし、災害救助法を適用した場合は原則として県が行う。

2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公営住宅等とし、不足する場合に応急仮設住宅を建設し、又は民間賃貸住宅を借上げる。

第 2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市（住宅復興班）は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合は、県（県土整備部）に県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを求める。

第 3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の対象、規模、費用の限度、期間等は、栃木県災害救助法施行細則の基準による。なお、供給に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

＜資料13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準＞

1 応急仮設住宅の建設

(1) 設置予定場所

市（住宅復興班）において決定する。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県（県民生活部）に報告する。

(2) 建設方法

県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。

2 民間賃貸住宅の借上げ

県（県土整備部）は、「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」等を活用し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

3 応急住宅の管理運営

市は、次のとおり、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 入居者によるコミュニティの形成及び運営

市（福祉救援班）は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

(2) 女性の参画推進

市（住宅復興班）は、各応急仮設住宅の運営管理に当たって、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

(3) ペットの受け入れ

市（住宅復興班）は、入居者の希望に応じて、応急住宅でのペットの受け入れを調整する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の対象、規模、費用の限度、期間等は栃木県災害救助法施行細則の基準により行う。

市（住宅復興班）は、住宅の応急修理の申し込みを受け付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。また、建設業者との請負契約により工事を実施する。なお、災害の規模に応じて建築技師を含む被災住宅応急修理特別チームを編成し、事務処理の円滑化を図る。

＜資料13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準＞

第 19 節 インフラ施設等の応急対策

災害に際して、市民の生活に多大な影響を及ぼす交通・ライフライン施設等の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第 1 輸送関係施設の対策

1 道路施設（市・県の対策）

（1）被害情報の収集

市（道路河川復旧班）及び県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

ア 市（道路河川復旧班）及び県（県土整備部）は、道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害のおそれのある箇所は未供用道路も含む。）の収集に努める。

イ 市（道路河川復旧班）は、栃木土木事務所、警察など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

ウ 県（栃木土木事務所）は、市（道路河川復旧班）等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報の把握に努める。また、ヘリコプターや災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）等の活用により災害情報収集の迅速化を図る。

<協定集 1. 情報通信関係>

（2）被害情報の伝達

ア 市（道路河川復旧班）は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県（県土整備部）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 県（県土整備部）は、道路の被災状況、国土交通省からの情報、県が実施する応急対策の活動状況等を市（道路河川復旧班）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

ウ 市（道路河川復旧班）及び県（県土整備部）は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

（3）応急措置

市（道路河川復旧班）及び県（栃木土木事務所）は、次の措置を講じる。

ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 道路施設（宇都宮国道事務所の対策）

（1）被害情報の収集

宇都宮国道事務所は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカ

一等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 道路の被災状況を関東地方整備局、県、市（道路河川復旧班）等に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

本節第1の1（3）に準ずる。

3 道路施設（東日本高速道路（株）の対策）

(1) 被害情報の収集

高速道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡回等により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 各管理事務所、料金所、休憩施設に対して被害情報の伝達を行う。

イ 必要に応じ県、市（道路河川復旧班）、関係機関等に連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急措置

災害発生後直ちに高速道路の点検を実施し、必要と認められる場合は通行を禁止、制限する。

イ 交通の確保

被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、交通の確保を図る。

4 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

(1) 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

(2) 応急措置

火災・事故災害対策編第2部第3章に準ずる。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 水道施設

市（水道班）は、次の応急対策を行う。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。なお、断水地域、戸数の把握に当たっては、市民からの情報を活用する。

(2) 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をし

ておく。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 導水管及び送配水管の復旧

最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

避難所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。なお、設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には、仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で市民に周知しておくとともに、災害時は、広報活動によりその開設場所を住民に知らせる。また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

(4) 応援の依頼

被害規模が大きいなど水道施設の復旧のため必要と認めたときは、(公社)日本水道協会や災害協定を締結する他市町村、その他水道事業者等に応援職員や資機材等の提供を依頼する。

<資料19-1 水道事業浄水施設>

<協定集 11. 復旧関係>

2 下水道施設

市(下水道班)は、次の応急対策を講じる。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

<資料19-2 下水道施設>

<協定集 11. 復旧関係>

3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、次の応急対策を講じる。

(1) 災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

ア 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

イ 応急措置

(ア) 要員・復旧資材の確保

同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

(イ) 電力の融通

同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

(ウ) 危険予防措置

市（統括班）、消防本部等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド（株）に対して送電の停止を要請する。同社は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

(エ) 自衛隊の災害派遣要請

被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は適切な措置を行うものとする。

(オ) 応急工事の実施

恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら応急工事を実施する。

(カ) 広報

被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

＜協定集 11. 復旧関係＞

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者の対応は、(1)に準ずる。

4 都市ガス施設

栃木ガス（株）は、事業区域内のガス供給施設に被害が生じた場合、他の都市ガス事業者と相互に協力し、被害を最小限に食い止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図るものとする。

(1) 被害情報の収集

保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

(2) 被害情報の伝達

被害の概況が把握された時点で、速やかに県、市（情報収集班）、消防本部、警察署、防災関係機関に被害情報を連絡する。

被害の状況により、救援が必要と判断される場合は、県都市ガス協会幹事事業者に対してあらかじめ被害情報を連絡する。

(3) 応急措置

ア 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認められる場合は、保安規程に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

イ 二次災害の防止対策

被害状況により必要と判断される場合は、ガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止対策をとる。

ウ 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

エ ガス供給施設復旧計画

供給停止となった地域の早期復旧を図るため、復旧基本計画の策定後、被害状況の収集や被害踏査を実施し、中圧導管、重要施設、被害軽微地区の復旧優先を考慮した効率的な復旧計画を立てて、復旧作業を実施する。なお、被害調査は、低圧導管へのガス供給源となる中圧導管設備を

含む重要路線及び建物被害の状況を、修繕に先立ち調査する。

その他、復旧作業の迅速化、効率化のため、関係機関、特に市（水道班）と必要に応じ情報交換を行う。また、復旧作業は、中圧の復旧と低圧の復旧の連携を取りながら実施する。

（４）広報

二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため、次により迅速かつ適切に実施する。

ア 災害発生直後の広報

ケーブルテレビ（株）、FMくらら857、市の広報車などの協力を得て、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

イ ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。供給継続地区へのガスの安全使用についても適切な広報を行う。

第 2 0 節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章に準ずる。

第 2 1 節 広報活動

災害時に市民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

第 1 広報活動

1 広報の内容

市（広報班）、県（県民生活部）、防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、個々の市民の安否情報は、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため広報の対象外とする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等の発令に関する事項
- (3) 避難所の開設状況に関する事項
- (4) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (5) 医療救護活動に関する事項
- (6) 交通規制等に関する事項
- (7) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (8) 保健衛生に関する事項
- (9) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (10) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 市民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を実施する。

＜協定集 1. 情報通信関係＞

第 2 市の広報活動

市（広報班）は、次により災害時の広報活動を実施する。

1 災害時の広報体制

(1) 市長の呼びかけ

災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、テレビ、ラジオ等により、冷静な行動と応急対策等への協力に関して市長による呼びかけを行う。

(2) 災害情報等の提供窓口の一元化

情報提供窓口の一元化を図る。

(3) 各部局との連携

各部局と連携して各種広報活動を実施するほか、記者発表に関する諸調整を行う。

ア 各種広報媒体を活用した、市民への災害情報や生活情報の提供

イ 報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整、プレスセンターの開設等

(4) 相互連絡体制の確立

県その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図る。

(5) 広報資料の収集

ア 広報資料の収集

災害状況、措置の状況等の報告資料を収集するほか、必要に応じて関係機関その他各種団体施設等に対し、情報の提供を求めることとし、関係機関には、あらかじめ協力を求めている。

イ 記録写真等の収集

災害が発生した場合等の記録写真等は、各関係機関で収集に努める。

(6) 庁内及び関係機関との情報共有

ア 関係機関との連携

市民生活の混乱を防止するため、関係機関と連携して市民へ迅速かつ的確に広報活動を実施する。

イ 庁内及び関係機関への情報提供

- ・ 災害情報及び被害の推移を、庁内放送等を利用して一般職員に周知する。
- ・ 関係機関、団体及び重要施設の管理者に対し、災害情報を連絡する。

(7) 全国への情報発信

最新の災害情報（動画、画像含む。）を、市のホームページやSNSに速やかに掲示するほか、報道機関等を活用して本市の被害状況等を全国に向けて発信する。

2 市民に対する災害情報等の提供

(1) 報道機関への発表

広報班は、次に掲げる事項等の広報資料を本部員会議に諮ったうえ、①本部長（市長）、②統括部部長（危機管理監）、③統括部副部長（総合政策部長）の順位で報道機関に発表する。

報道機関への発表は、適時行えるようあらかじめ協力を得ておく。

ア 災害の種別及び発生日時

イ 災害発生場所

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

オ 市民に対する避難指示等の状況

カ 市民及び被災者に対する協力要請並びに注意事項

(2) 要配慮者等への配慮

ア 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 視聴覚障がい者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対しては、障がいの程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた情報提供（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）に努める。

ウ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(3) 各種広報手段の活用

市（広報班）は、市民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の手段を活用して広報活動を実施する。

なお、大規模災害時には、市ホームページのトップページを災害関連情報に特化したページに切り替えて、緊急事態であることを強調する。また、アクセス集中に備え、当該サイトの通信回線の容量を十分に確保する。

ア 同報系防災行政無線による広報

イ 報道機関、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報

- ウ 広報車、ハンドマイク等による巡回広報
- エ チラシ、ポスター等の配布回覧による広報
- オ 避難所掲示板、避難所班員による広報
- カ 各駅等の放送等による広報
- キ 公衆無線LANの提供

3 災害情報センターの設置

市（広報班）は災害情報センターを設置し、電話、FAX等による市民等からの問い合わせ、要望、相談等に対応する。

第22節 ボランティアや義援金・寄付金の受入

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報 | (2) 炊き出し、その他の災害救助活動 |
| (3) 医療、看護 | (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳 |
| (5) 清掃、保健衛生活動 | (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け |
| (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 | |
| (8) 災害応急対策事務の補助 | (9) 避難所の運営補助 |
| (10) その他災害応急対策に関する業務 | |

2 ボランティア活動の支援調整

市（福祉救援班）は、栃木市社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受け入れ窓口となる災害ボランティアセンターの開設を栃木市社会福祉協議会に要請し、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供を支援する。

また、市（福祉救援班）及び栃木市社会福祉協議会は、設置の事実、ボランティアの募集、被災地への派遣等についてホームページや各種メディア活用し、市民やボランティアへの周知を図る。

＜協定集 12. 災害ボランティア関係＞

第2 義援金・寄付金の受入・配分

1 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金の募集、受付保管

市（財政班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、市に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に市に配分された義援金を保管する。

また、本部長（市長）の指示に基づき、市独自に義援金や寄付金を募集し、市ホームページ等で広報する。

(2) 義援金の配分

市（財政班）は、本部長（市長）の指示に基づき、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮した配分方法を決定する。なお、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

市（財政班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

2 寄付金の受入

寄付金の申し出があった場合は、使途の指定があるものは事業所管課で、使途の指定がないものは市（財政班）で寄付金の受け入れを行うものとする。

第 2 3 節 孤立集落の応急対策

市は、災害に起因する土砂災害や大雪等による道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

第 1 孤立実態の把握

市（統括班）は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査等に基づき各地区と連絡をとる。

連絡がとれない地区がある場合、市（被害調査班、道路河川復旧班）は、道路やライフラインの途絶による孤立発生の有無等の情報収集に努める。

また、必要に応じてヘリコプターを活用するとともに、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。

孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第 2 通信体制の確保

市（統括班）は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第 3 生活必需物資の輸送

市（物資調達班）は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプター、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第 4 道路の応急復旧

道路管理者は、孤立集落への輸送ルートの応急復旧を優先する。

第 2 4 節 自主防災活動

市は、災害発生時に、市民や自主防災組織等がとるべき行動をあらかじめ明確にしておき、災害が発生した場合には、市民、自主防災組織、事業所等の相互連携により、効果的な防災活動が実施できるよう努める。

第 1 市民のとるべき措置

市民は、「自らの命は自ら守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

- (1) 身の安全の確保
- (2) ラジオ、テレビや防災関係機関の防災行政無線等による正確な情報の把握
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動
- (4) 近隣相互の助け合い精神による救出、救護活動
- (5) 適切な避難行動（自家用車の利用の自粛等）
- (6) 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、幼稚園、保育園、学校との打合せ事項により、連携対応を実行
- (7) 自力による生活手段の確保

第 2 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織は、「自らの地域は自ら守る」という地域連帯感に基づき活動を行うものとし、市や消防機関、防災関係機関と連携・協力し、次のような活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

- (1) 地域における災害の被害状況（人的被害、建物被害、浸水、崖崩れ等の概略的状況）を早期に把握収集し、直ちに市（情報収集班）や消防本部、警察署等に通報する。
- (2) 必要な場合には市や防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。
- (3) ラジオ、テレビなど多様な手段により、防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対して迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

2 出火防止及び初期消火

- (1) 災害が発生した場合、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた場所に集合する。
- (2) 使用している火を直ちに消すよう、拡声器等により周知徹底する。
- (3) 地域内に火災が発生した場合は初期消火に協力する。
- (4) 火災が拡大して危険となった場合は、避難する。
- (5) 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- (6) 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合は、協力して消火活動に当たる。

3 避難誘導

- (1) 地域の避難誘導の中心的役割を担う組織として、地域に適合した防災計画に基づき、避難誘導の責任者の指示に従って全員が組織としてまとまって避難する。
- (2) 避難に際して不必要な荷物を持たないように注意するとともに、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、社会福祉施設入所者等の要配慮者の避難支援を行い、安全避難に努める。

4 救出救護

- (1) 救出用資機材を活用して、地域における組織的な救助活動に努める。
- (2) 救出が困難と認める場合には、直ちに消防機関、警察等に通報し、早期救出を図る。
- (3) 救出活動を行うときは、市災害対策本部、消防機関、警察等と連携をとり、その指揮に従う。

- (4) 軽症者については可能な限り応急処置を行い、措置できない者については医療救護所や救急病院に搬送する。

5 給食・給水

- (1) 自主防災組織の防災倉庫等に備蓄してある釜、鍋、燃料等を活用して自主的な給食、給水活動を行う。
- (2) 避難所等に供給される食料や救援物資について、個々の被災者（在宅避難者等含む。）への配給に協力する。

6 避難所を開設したときの避難生活の運営管理協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織の代表者は、他の自主防災組織や自治会、市職員、施設管理者、ボランティア等と管理運営に協力する。

7 その他のコミュニティ活動

救援物資の配布、ごみ処理、防犯、衛生美化、生活助け合い、広報、まちづくり活動など、多様なコミュニティ活動を自主的かつ積極的に展開する。

第3 事業所のとるべき措置

事業所は、利用者、従業員等の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努める。

また、地域コミュニティの一員として、自主防災組織等と連携をとりながら地域社会に貢献する防災活動を行い、地域社会の安定確保に積極的に協力する。

- (1) 自衛消防組織の迅速な編成、出動
- (2) 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- (4) 顧客等の安全を確保する適切な避難誘導（高齢者・障がい者等要配慮者への配慮、車両等の利用自粛）
- (5) 自主防災組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- (6) 事業所としてできる経済社会安定活動
- (7) 災害応急資機材の提供等の地域貢献活動

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧か、さらに災害に強いまちづくりへの計画的復興を目指すか早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1 基本的方向の決定

1 実施体制

市（統括部）は、被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 市民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 国、県等職員の派遣要請

市（統括班）は、復旧・復興に当たり、必要に応じ国、県等に職員の派遣等協力を求める。

第2 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

市（統括部）は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

市（統括部）は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が内閣府に設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づき、国の復興基本方針に則して必要に応じて県と共同して復興計画を定める。

なお、同法に基づき、市の復興計画に定める事項は次のとおりである。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 市の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

3 都市復興

市（都市建設部）は、都市復興計画の作成に当たっては「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに次の点に留意する。

- （1）復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、基本的な方向について速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

- (2) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うこと。
- (3) 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。
- ア 河川の治水安全度の向上
 - イ 土砂災害に対する安全性の確保
 - ウ 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備
 - エ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
 - オ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化
 - カ 耐震性貯水槽の設置

第2節 住民生活の早期再建

被災した市民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第1 被災者相談

市は県や関係機関と連携し、被災者や被災企業の再建支援、自立復興についての相談や案内を通じて市民生活の早期回復を推進する。

- (1) 市（被災者支援班、各地域総務班）は、総合的な災害相談窓口等を市役所本庁舎、総合支所等に開設する。
- (2) 市（被災者支援班）は、市外へ疎開等を行っている被災者の不利や不安のないよう、連絡体制を確保して被災者支援情報を提供する。
- (3) 市（被災者支援班）は、必要に応じ、災害協定を活用して栃木県弁護士会による無料法律相談会を実施する。

<協定集 13. 生活再建関係>

第2 罹災証明書の交付

市（被害調査班、消防本部班）は、災害対策基本法第90条の2及び栃木市消防本部火災調査規程により、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付する。また、被災者支援策には罹災証明を必要とするものが多数あることから、速やかな実施に努める。

1 住家被害調査・罹災台帳の作成

市（被害調査班）は、被災地区の住家被害認定調査を行い、罹災台帳に整理する。調査に当たっては、災害協定による（一社）栃木県建築士会栃木支部等の協力を得て実施体制を確保し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく認定を行う。

火災に起因するに住家被害は、栃木市消防本部火災調査規程により消防本部が調査する。

その他、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

<協定集 13. 生活再建関係>

調査の対象と担当

調査対象	調査担当
全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊	被災調査班
全焼、半焼、部分焼、ぼや	消防本部班

住家被害の程度と基準

被害程度	損壊割合※1	損害割合※2
全壊	70%以上	50%以上
半壊	20%以上70%未満	20%以上50%未満
大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満
一部損壊	20%未満	20%未満
準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満

※1 損壊割合：住家の損壊又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

焼損の程度

焼損の程度	焼き損害額
全焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再利用できないもの
半焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないもの

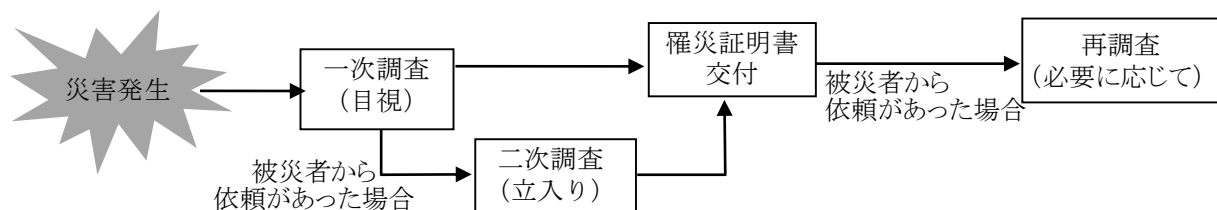
部分焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでばやに該当しないもの
ば や	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したもの

2 罹災証明の交付

市（被害調査班、消防本部班）は、罹災台帳に基づいて被災者に罹災証明の交付手続きを周知、案内し、災害相談窓口等において罹災証明書を交付する。

また、罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被災届出証明書を必要に応じて交付する。

なお、市（被害調査班、消防本部班）は、罹災証明交付マニュアルを作成し、市役所本庁舎、総合支所等での申請、受け付け方法を整備しておく。



罹災証明書交付のながれ

第3 住宅対策

市（住宅復興班）は、県、国の支援のもと、必要に応じて災害公営住宅の整備、公営住宅への特定入居等を検討する。

また、県（県土整備部）は、市（住宅復興班）、関係機関の協力を得て、民間賃貸住宅等に関する情報を提供する。

第4 雇用の確保、安定

栃木労働局長は、必要と認められる範囲で次の措置を行う。

1 離職者の早期再就職の促進

栃木公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職者の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談の実施
- (2) 公共職業安定所に来所することが困難な地域における巡回職業相談等の実施
- (3) 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

栃木公共職業安定所は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第25条に定める措置を適用する激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して基本手当を支給する。

第5 租税の減免等の措置

市（被害調査班）は、災害の状況に応じて、栃木市税条例等の法令に基づき、市税等の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

県（経営管理部）は、災害の状況に応じて地方税法、栃木県県税条例の規定に基づき、県税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

第6 生活関連物資の安定供給

県（県民生活部）は、市民への生活関連物資の供給、価格安定のための対策を実施する。

1 需給・価格動向調査の実施

必要があると認めるときは、職員等により需給・価格動向調査を実施し、円滑な供給を確保する必要がある場合は、当該物資を供給する事業者に対し必要な措置をとるよう協力を要請する。

2 特別調査の実施

生活関連物資が著しく不足又は不足するおそれがある場合、その価格が著しく上昇又は上昇するおそれがある場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定し（指定物資）、需給の状況、価格上昇の原因その他必要な事項について調査する。

3 事業者に対する措置勧告

特別調査の結果、指定物資の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認められるときは、事業者に対し指定物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要な措置を勧告する。

4 価格等の情報提供と消費者啓発

上記1から3の結果を必要に応じて市民に情報提供するとともに、冷静かつ賢明な消費行動を確保するよう啓発に努める。

第7 農作物等災害助成

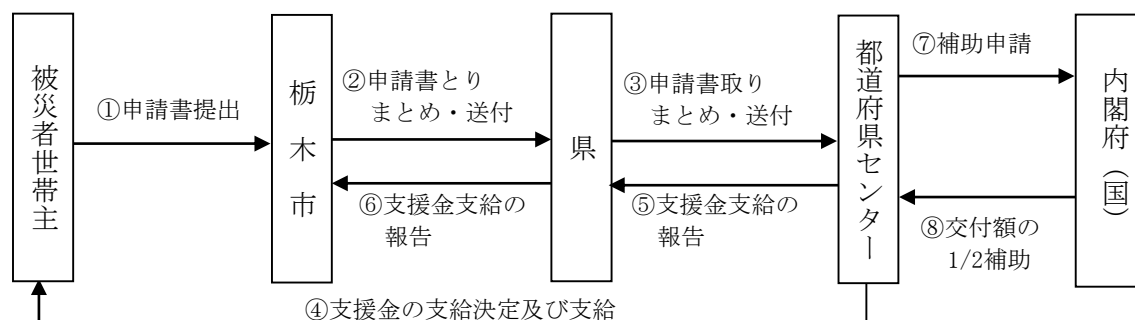
栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県（環境森林部、農政部）は市（農林班）に対して基準の範囲で、次の助成を行う。

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補 助 率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農 作 物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果 樹 桑 樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農 作 物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果 樹 桑 樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑 樹	70%以上	1 / 2 以内
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果 実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類に係る 農作物育成管理用施設等	70%以上	

第8 被災者生活再建支援制度

1 被災者生活再建支援制度

市（統括班）は、被災者生活再建支援法が適用された大規模災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金の申請を受け付け、とりまとめて県への報告等を行う。



(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑤ ③又は④の都道府県の区域に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）で①～③のいずれかに隣接し5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ① 居住する住宅の全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額（基礎支援金と加算支援金の合計）

被害程度	基礎支援金	加算支援金（住宅の再建方法）			合計限度額
		建設・購入	補修	賃借	
全壊・解体・長期避難	100万円	200万円	100万円	50万円	300万円
大規模半壊	50万円				250万円
中規模半壊	—	100万円	50万円	25万円	100万円

※世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

2 栃木県被災者生活再建支援制度

市（統括班）は、被災者生活再建支援法が市域に適用されない災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対し、同法と同等の支援金の申請を受け付けて支給し、市町村振興協会へ報告する。

(1) 対象地域

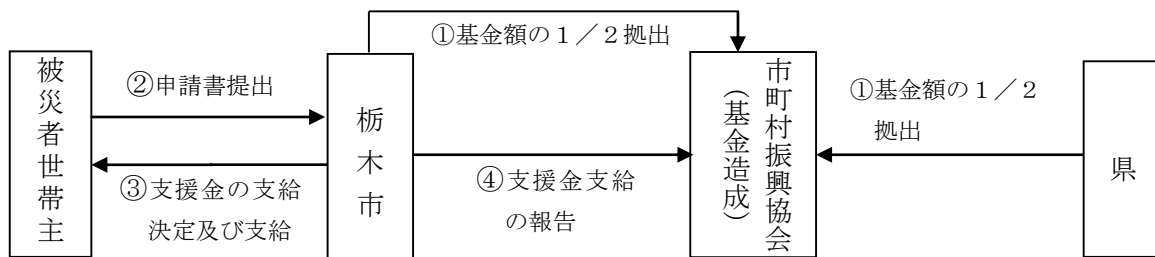
暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害

(2) 対象世帯

本項1の（2）と同じ

(3) 支給額

本項1の(3)と同じ



<資料20-6 栃木市被災者生活再建支援金支給要綱>

3 栃木市被災者住宅復旧支援制度

市（統括班）は、栃木市被災者住宅復旧支援条例により、自然災害が発生した場合で国及び県等の被災者生活再建支援制度の支給対象とならない住宅被災者に対し、被災住宅の復旧費用の一部を補助する。

<資料20-7 栃木市被災者住宅復旧支援条例>

<資料20-8 栃木市被災者住宅復旧支援条例施行規則>

第9 災害弔慰金の支給・その他資金等の支援

1 災害弔慰金の支給等

市（福祉救援班）は、栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む）に精神又は身体に著しい障がいがある市民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給に当たっては、死因が明確でない被災者について対象となるか否かなどを調査、審議する審議会を必要に応じて設置する。

<資料20-2 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例>

<資料20-3 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則>

2 災害見舞金の支給

市（福祉救援班）は、栃木市災害見舞金条例により、災害により死亡した市民の葬祭を行う者、一定程度以上の負傷があった市民、住宅又は事業の用に供する建築物に一定程度以上の被害があった世帯主又は事業主に見舞金を支給する。

<資料20-4 栃木市災害見舞金条例>

<資料20-5 栃木市災害見舞金条例施行規則>

3 資金の貸付

市（福祉救援班、物資調達班、農林班）及び関係機関は、法令等に基づき、被災した市民や中小企業へ金融支援や情報提供を行う。

融資・貸付・その他資金等の概要

資金名等	対 象 者	窓 口
災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市（福祉救援班）
生活福祉資金 （災害援護資金）（住宅資金）	災害により被害を受けた低所得世帯	栃木市社会福祉協議会

災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
栃木市被災住宅再建等利子補給金交付	災害により被害を受けた住宅の再建等のため必要な資金を金融機関から借り入れた被災者	市（住宅復興班）
勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
中小企業融資 （県制度融資）	県に指定された災害により被害を受けた中小企業者	県 日本政策金融公庫 商工組合中央金庫 金融機関 県信用保証協会
農林漁業施設資金（災害復旧施設）	市長（農林班）の認定を受けた被害農林業者	日本政策金融公庫
農林漁業セーフティネット資金（災害）		
農業近代化資金 （災害復旧支援資金）	市長（農林班）の認定を受けた被害農業者	農業協同組合 等
災害条例資金 （災害経営資金） （施設復旧資金）	県災害条例が適用された場合に市長（農林班）の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合 等

＜資料20-1 栃木県の主な金融支援制度＞

＜資料20-9 栃木市被災住宅再建等利子補給金交付要綱＞

第10 被災者支援制度の周知

市（広報班、被災者支援班）及びその他関係機関等は、被災者支援策を実施するときは、次のような広報手段を用いて速やかに被災者に周知を図る。

- （1）テレビ・ラジオ放送、新聞
- （2）広報車、災害広報紙、チラシ
- （3）市同報系防災行政無線、ケーブルテレビ、コミュニティFM
- （4）市、関係機関等のホームページ

なお、市（各班）は、災害救助法が適用されるなど一定規模以上の災害が発生した場合に被災者への支援策を速やかに決定する。また、市（広報班、被災者支援班）は、決定した支援策を市民等に広報する。このため、市（各班）は、令和元年東日本台風における事例及び課題等を踏まえ、各種被災者支援策を整理する。

第3節 インフラ施設等の早期復旧

公共施設の早期復旧を図るため、市、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査把握し、早期に復旧事業を実施する。

第1 迅速な原状復旧

市（各班）その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- （１）施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- （２）施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- （３）地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- （４）ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- （５）施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） （１）河川 （２）砂防設備 （３）林地荒廃防止施設 （４）地すべり防止施設 （５）急傾斜地崩壊防止施設 （６）道路 （７）下水道 （８）公園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	河川課 砂防水資源課・河川課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 農地整備課・森林整備課 砂防水資源課・河川課 道路保全課・河川課 都市整備課・河川課 都市整備課・河川課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） （１）農地・農業用施設 （２）林業用施設 （３）共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農地整備課 林業木材産業課・森林整備課 環境森林部・農政部
3 文教施設等災害復旧事業 （１）公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （２）私立学校施設（激甚災害法） （３）公立社会教育施設（激甚災害法） （４）文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	施設課 文書学事課・こども政策課 生涯学習課・スポーツ振興課 文化財課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課・健康増進課 障害福祉課・生活衛生課 薬務課・感染症対策課
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課・こども政策課 高齢対策課・障害福祉課
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	資源循環推進課
7 医療施設災害復旧事業 （１）公的医療機関 （２）民間医療機関（資金融資）	厚生労働省 厚生労働省	医療政策課 医療政策課

8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省	生活衛生課
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） （１）街 路 （２）都市排水施設 （３）堆積土砂排除事業 （４）湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） （１）罹災者公営住宅の建設 （２）既設公営住宅の復旧 （３）既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省	住宅課 住宅課 住宅課
11 災害関連緊急事業 （１）災害関連緊急治山事業 （２）災害関連緊急地すべり防止事業 （３）災害関連緊急砂防事業 （４）災害関連緊急地すべり対策事業 （５）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 （６）災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特） （７）災害関連緊急雪崩対策事業 （８）災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課
12 その他の災害復旧事業等 （１）鉄道施設（鉄道軌道整備法） （２）公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 （３）その他の復旧作業	国土交通省 国土交通省 (関係省庁)	交通政策課 (各事業所管課) (関係課)

第３ 災害復旧事業実施方針

１ 災害復旧事業計画の策定

市（各班）その他関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手するよう努める。

２ 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第４ 激甚災害の指定に関する計画

１ 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合に激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため、県は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

２ 激甚災害に関する調査

市（各班）は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

（適用対象となる復旧事業等）

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第３条、第４条）
- ・農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（法第５条）
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条）

- ・水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ・中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（法第12条）
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）
- ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- ・森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

＜資料21-1 激甚災害指定基準＞